

# 第3期垂井町地域福祉計画

2019年度（平成31年度）～2026年度

ささえあいをつくる 福祉のまち たるい

平成31年3月

垂井町



## はじめに

近年、急激に少子高齢化や人口減少が進み、ひとり暮らし世帯や核家族世帯が増加し、地域からの孤立や生活困窮など、様々な生活課題が生じています。

このような背景のもと、本町では、平成21年に「第1期垂井町地域福祉計画」を、平成26年に「第2期垂井町地域福祉計画」を策定し、行政と町民との協働によるささえあいと絆のしくみを築き、地区ささえあい連絡会等による地域での見守り活動や生活支援の実施、いきいきふれあいサロン等の地域での居場所や生きがいづくりなど、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



しかし、住民意識調査や中学生意識調査、福祉関係団体・法人意識調査により、近所づきあいの希薄化に伴い地域での課題解決が困難になっていることや、ボランティア活動の後継者不足等の課題が明らかになりました。

これら調査結果や、第1期・第2期計画の成果等を踏まえ、今回策定しました第3期計画では、「ささえあいでつくる 福祉のまち たるい」を基本理念といたします。地域福祉における諸課題を解決していくためには、誰かがやってくれる「他人事」ではなく、誰もが自ら関わる「我が事」意識の醸成が必要です。また、地域福祉関係団体への支援等をもって地域における支え合いの力の強化を図るとともに、地域等と連動し、課題に「丸ごと」つながれる体制を構築することにより福祉サービスの充実を図り、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進を行ってまいります。

本計画の推進にあたりましては、町民の皆様、地域で活動されている関係団体の皆様と連携し、各事業を実施していくことが重要であると考えておりますので、地域福祉の推進へのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケートなどで貴重なご意見をいただきました町民の皆様、そして本計画の策定に携わっていただきましたすべての皆様から心から感謝申し上げます。

平成31年3月

垂井町長 中川満也

# 目次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
第1節	計画策定の背景.....	1
第2節	計画の基本的な視点.....	2
第3節	計画の位置づけ.....	3
第4節	計画の期間.....	4
第5節	計画の策定体制.....	4
第2章	地域福祉をとりまく状況.....	5
第1節	垂井町の状況.....	5
第2節	垂井町の状況から見える課題.....	18
第3章	垂井町の地域特性と課題.....	20
第1節	住民意識調査.....	20
第2節	中学生意識調査.....	52
第3節	福祉関係団体・法人調査.....	68
第4節	地域福祉の課題.....	75
第4章	第2期垂井町地域福祉計画の評価.....	79
重点的な取組.....		82
第5章	基本的な考え方.....	83
第1節	基本理念.....	83
第2節	基本目標.....	84
第3節	施策の体系.....	85
第6章	基本的な取組.....	86
第1節	ささえあいのための人づくり・しくみづくり.....	87
第2節	自分らしく生きられる福祉の基盤づくり.....	91
第3節	安全・安心のまちづくり.....	96
第7章	重点的な取組.....	99
第8章	計画の推進.....	100
第1節	主体別の役割.....	100
第2節	計画の進捗管理.....	100
資料	垂井町地域福祉計画策定委員会に関する要綱.....	101





# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

---

本町では、地域における社会福祉を増進するため、平成21年3月に社会福祉法に基づき、「ささえあいで築く 新しい福祉のまち」を基本理念として第1期垂井町地域福祉計画を策定しました。また、平成26年3月には第1期計画の内容を見直した第2期垂井町地域福祉計画を策定し、地域福祉施策を推進してきました。

しかし、少子高齢化や家族規模の縮小により、家庭の機能の低下や地域でのつながりが弱まる中、地域からの孤立や、制度の狭間の問題、複合化した課題を抱える世帯など、これまでの分野別の福祉サービスのもとでは対応が困難なケースが表面化してきました。

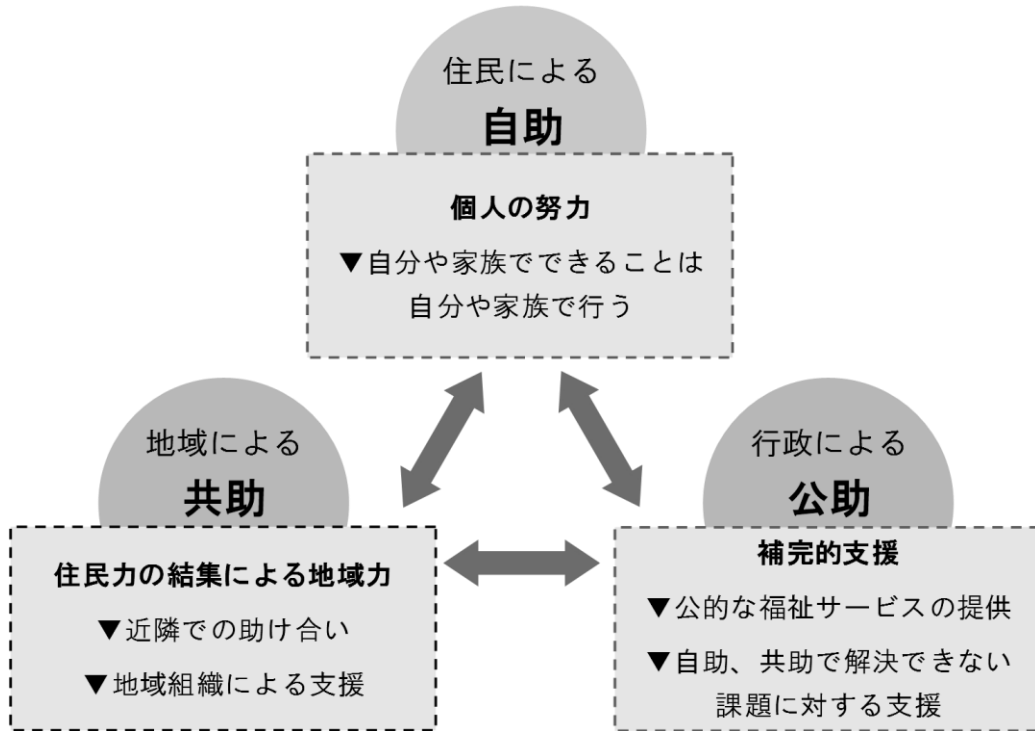
この状況は、国においても同様であり、現在の分野別の福祉ではなく、課題に丸ごと対応する新しい福祉の考え方を再構築する必要性が高まりました。そして、その土台となるのは地域の力であるとの考えのもと、平成28年には「ニッポン1億総活躍プラン」が閣議決定され、地域共生社会の実現が掲げられました。これを受け、厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、平成29年2月には「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」を示し、社会福祉法の一部改正等を行いました。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、全ての住民の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

これら国の動向、第2期計画の進捗状況の評価、住民意識調査等を踏まえ、本町では「ささえあいでつくる 福祉のまち たるい」を基本理念とした第3期地域福祉計画を策定しました。この計画によって、個人や家族による「自助」や行政による「公助」だけでなく、住民同士が支え合う「共助」も促進し、全ての地域住民が安心できる地域社会の実現を目指していきます。

## 第2節 計画の基本的な視点

地域住民一人ひとりが、自分や家族でできることは自分たちで主体的に行う「自助」、自治会や地区まちづくり協議会、社会福祉事業者、ボランティア、NPOなど、地域住民の相互の支え合いである「共助」、更には行政の公的サービスである「公助」が連携し、互いに力を発揮し合い、安心できる地域社会を実現していくことが地域福祉の目指すところです。



### 地域福祉計画の基本的な視点

#### ①身近な生活圏を尊重する視点

- ・日常暮らしている身近な生活圏での福祉を重視すること

#### ②利用者主体の視点

- ・福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること
- ・社会的に支援が必要な方の権利擁護が維持されること

#### ③公民協働の視点

- ・行政、住民、地域（地域組織・活動団体）などの役割分担を踏まえながら、地域福祉の推進にあたること

#### ④住民参加の視点

- ・地域福祉の実現にあたっては、地域住民の主体的な取組を尊重すること



### 第3節 計画の位置づけ

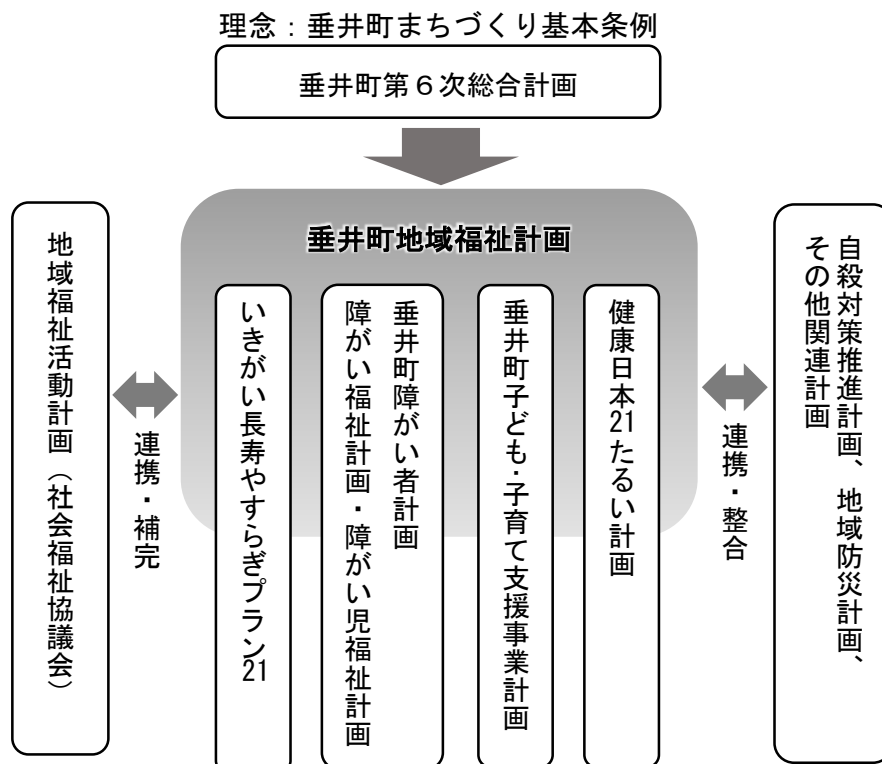
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域の課題に対して、町が地域で行う取組の方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めています。

**【社会福祉法 第107条】**

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

本計画は、「第6次垂井町総合計画」を上位計画とし、地域福祉という観点から「いきがい長寿やすらぎプラン21（垂井町老人福祉計画・介護保険事業計画）」、「垂井町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「垂井町子ども・子育て支援事業計画」、「健康日本21たるい計画」などの福祉分野の計画を繋ぎ、包み込んだ計画となっています。また、社会福祉協議会が作成する「地域福祉活動計画」とも連動しながら、垂井町まちづくり基本条例の基本理念に基づき、地域福祉に関する施策を推進していきます。



## 第4節 計画の期間

本計画は、平成31年度（2019年度）を初年度とし、2026年度を最終年度とする8年間を計画期間としています。

なお、各種制度の改正や社会情勢等の変化に応じ、計画期間内でも見直す場合があります。

H26	H27	H28	H29	H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
2014	2015	2016	2017	2018								
第2期計画					第3期計画							

## 第5節 計画の策定体制

地域福祉の推進にあたっては、福祉・保健・医療をはじめ、教育や防災、まちづくりなど、幅広い観点に立った取組が求められます。このため、関連する分野との連携、調整を図りながら、関係部局が一体となって計画の策定を行いました。また、地域住民の声を幅広く反映していくため、住民意識調査等を行うとともに、福祉関係者などで構成する策定委員会を設置しました。

### 1 垂井町地域福祉計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、地域福祉にかかわる組織・団体の代表者、福祉関係者で構成された策定委員会を設置し、計画を審議しました。

### 2 地域福祉に関する住民意識調査

計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、町内在住の20歳以上の住民及び町内の中学3年生を対象として、アンケートを実施しました。

### 3 福祉関係団体・法人への調査

地域福祉分野等の活動に携わっている団体や社会福祉法人に対し、活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策についての意見や考えを聞きました。

### 4 パブリックコメントの実施

計画に住民の意見を反映させることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

※各種調査結果は「第3章 垂井町の地域特性と課題」に掲載しています。

## 第2章 地域福祉をとりまく状況

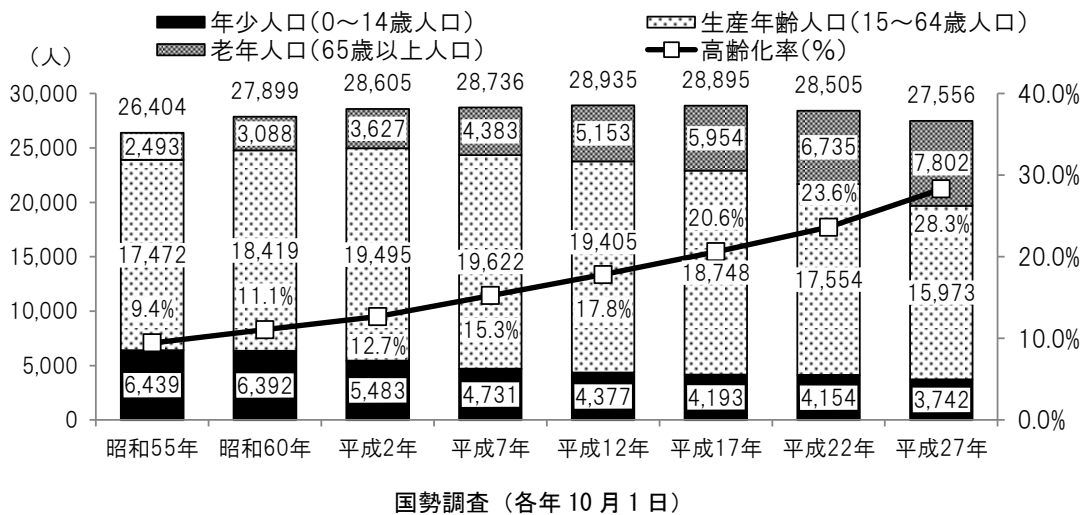
### 第1節 垂井町の状況

#### 1 人口構造

##### (1) 年齢3区分別人口の推移

人口は平成12年以降、年々減少しており、平成27年は27,556人となっています。年齢3区分別で見ると、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向にある一方で、老年人口が増加傾向となっています。それに伴い高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）も上昇を続けており、平成27年は28.3%となっています。

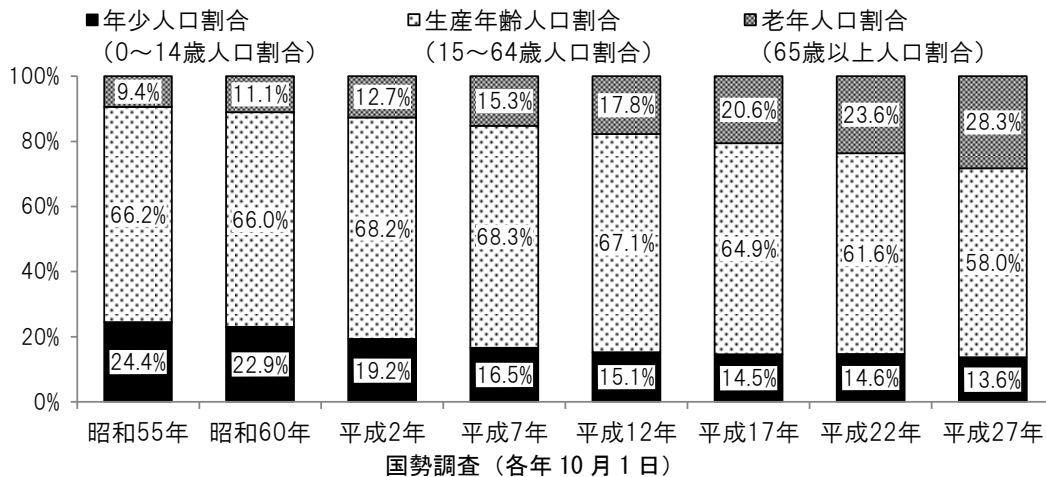
図表1 年齢3区分別人口の推移



##### (2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口割合と生産年齢人口割合は下降傾向、老年人口割合は上昇傾向となっています。

図表2 年齢3区分別人口割合の推移

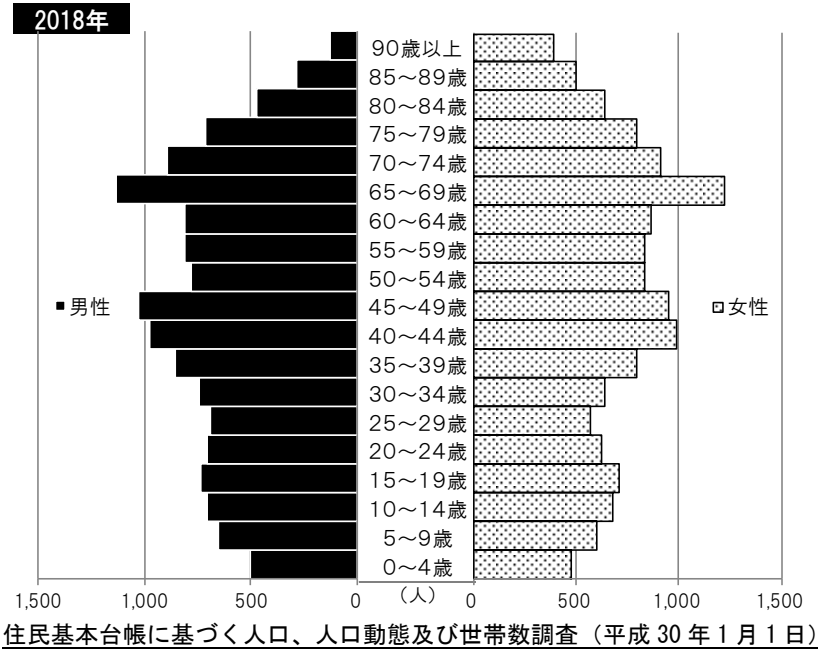


(3) 人口ピラミッド

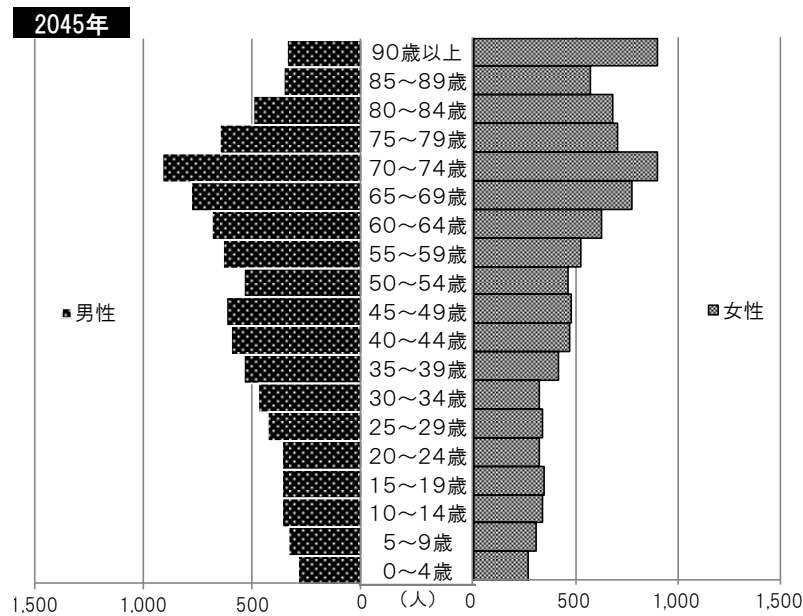
2018年(平成30年)と2045年の人口ピラミッドを比較すると、2045年では全体的に減少しており、特に若年層で500人を下回る年代が多くなっています。

後期高齢者(75歳以上の高齢者)人口をみると、特に女性で多くなっており、2045年では90歳以上が1,000人近くになる見込みとなっています。

図表3 人口ピラミッド(2018年(平成30年))



図表4 人口ピラミッド(2045年)

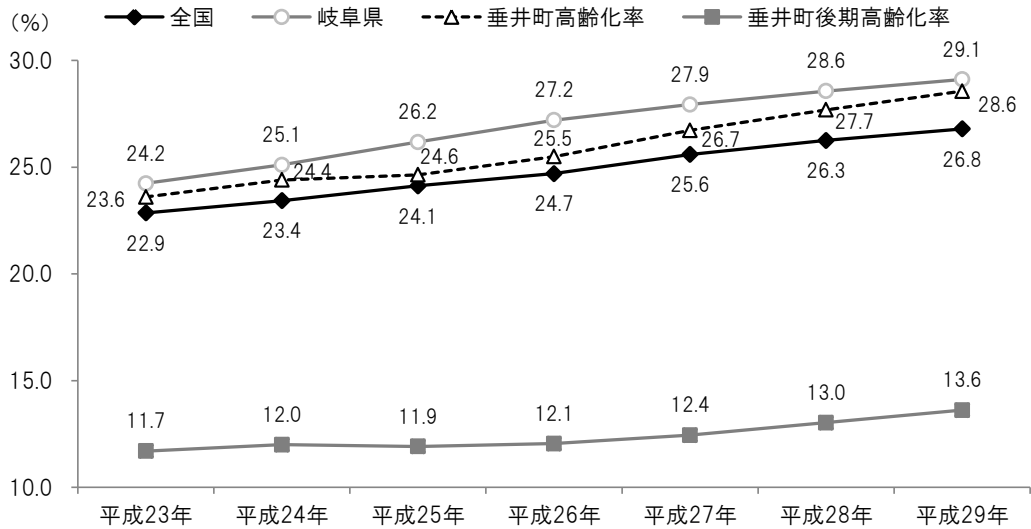


国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』

(4) 高齢化率の比較

全国、岐阜県、垂井町の高齢化率はいずれも上昇傾向にあります。垂井町は、全国より高く、岐阜県より低い値で推移しています。また、後期高齢化率も上昇しており、平成29年には13.6%となっています。

図表5 高齢化率の比較



国・垂井町：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

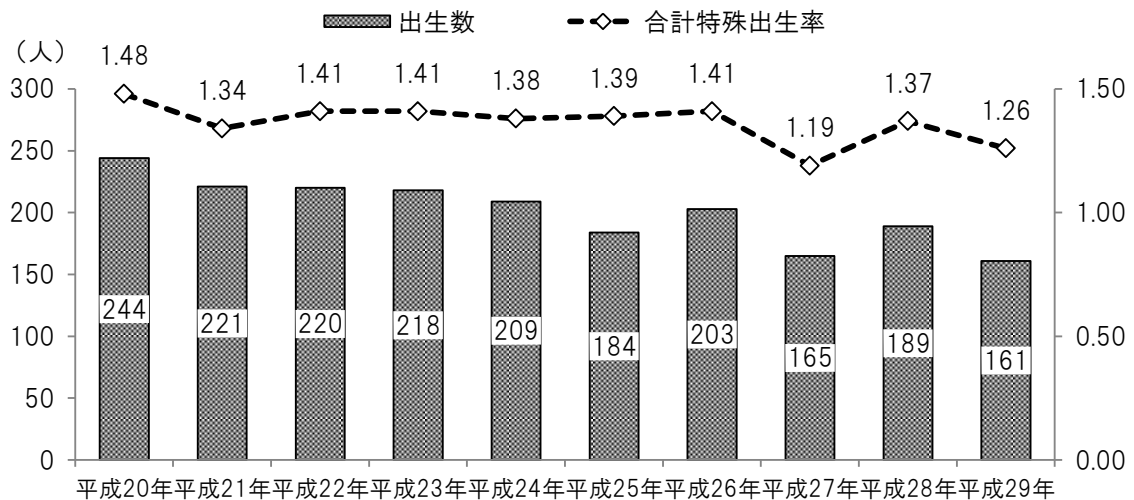
(平成23年～平成25年：各年3月31日、平成26年～平成29年：各年1月1日)

岐阜県：岐阜県人口動態統計調査(平成23年～平成26年、平成28年～平成29年：各年10月1日)、  
国勢調査(平成27年10月1日)

(5) 出生数・合計特殊出生率の推移

出生数は減少傾向にあり、平成29年は161人となっています。平成29年の合計特殊出生率は平成27年に次いで低い1.26となっています。

図表6 出生数・合計特殊出生率の推移



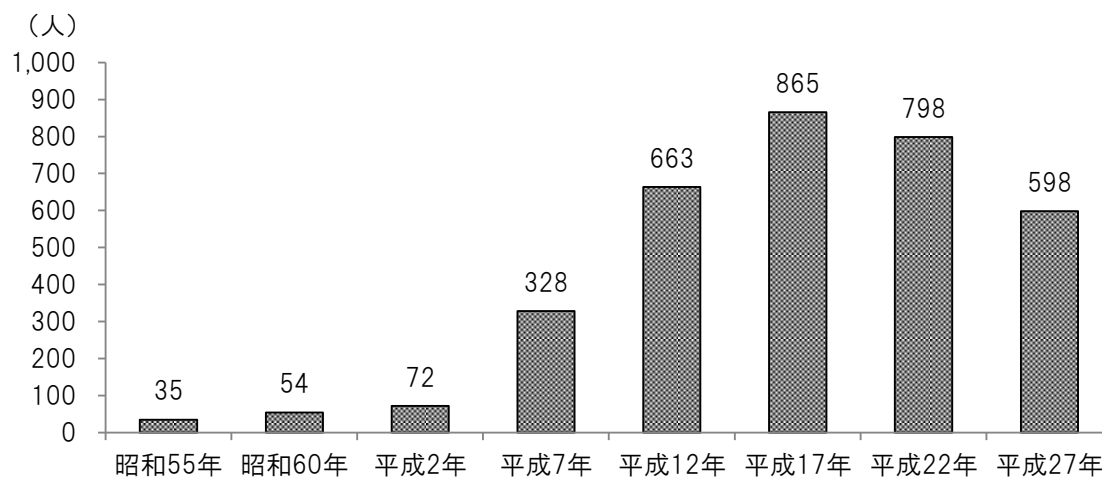
平成20年～平成24年：岐阜県衛生年報

平成25年～平成29年：岐阜県衛生年報、垂井町人口ビジョン、垂井町まち・ひと・しごと総合戦略  
(平成30年3月31日)

### (6) 外国人住民数

外国人住民数は平成17年以降、減少傾向となっています。平成27年は598人で、平成17年の約7割となっています。

図表7 外国人住民数



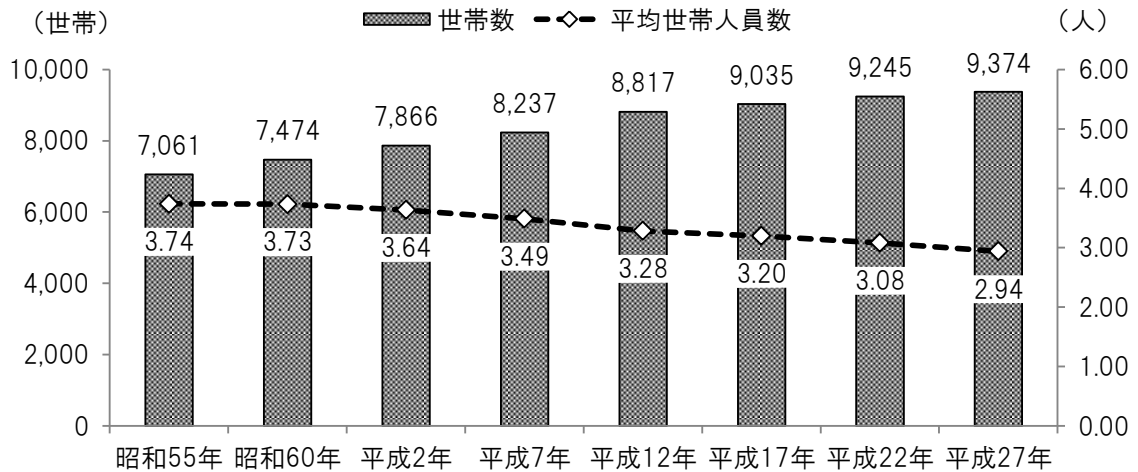
国勢調査 (各年10月1日)

## 2 世帯の状況

### (1) 世帯数及び平均世帯人員数の推移

世帯数は年々増加を続けており、平成27年は9,374世帯となっています。平均世帯人員数については、減少傾向にあります。これは、少子化や未婚の単身世帯の増加等が影響していると考えられます。

図表8 世帯数及び平均世帯人員数の推移

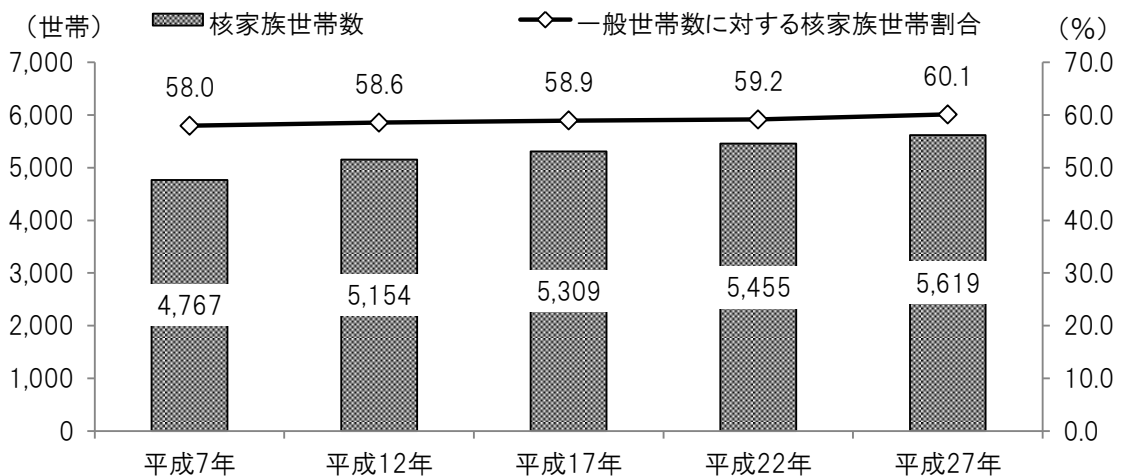


国勢調査 (各年10月1日)

### (2) 核家族世帯数及び一般世帯数に対する核家族世帯の割合

核家族世帯数は年々増加を続けており、平成27年は5,619世帯となっています。一般世帯に対する核家族世帯割合については、上昇傾向にあり、平成27年には60.1%となっています。

図表9 核家族世帯数及び一般世帯数に対する核家族世帯の割合

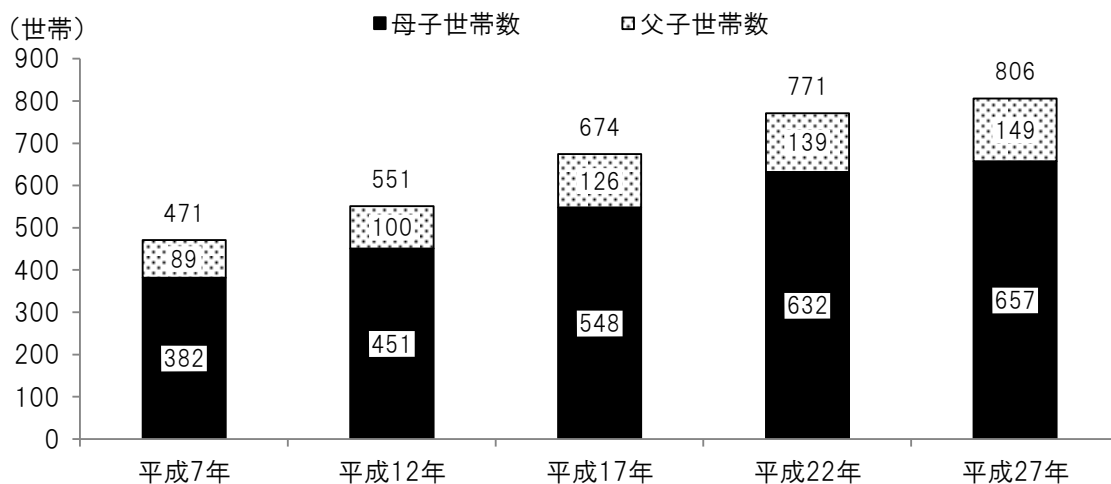


国勢調査 (各年10月1日)

### (3) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は年々増加を続けており、平成27年は806世帯となっています。内訳をみると、母子世帯・父子世帯ともに増加傾向にあり、平成27年にはそれぞれ平成7年の約1.7倍となっています。

図表 10 ひとり親世帯の状況

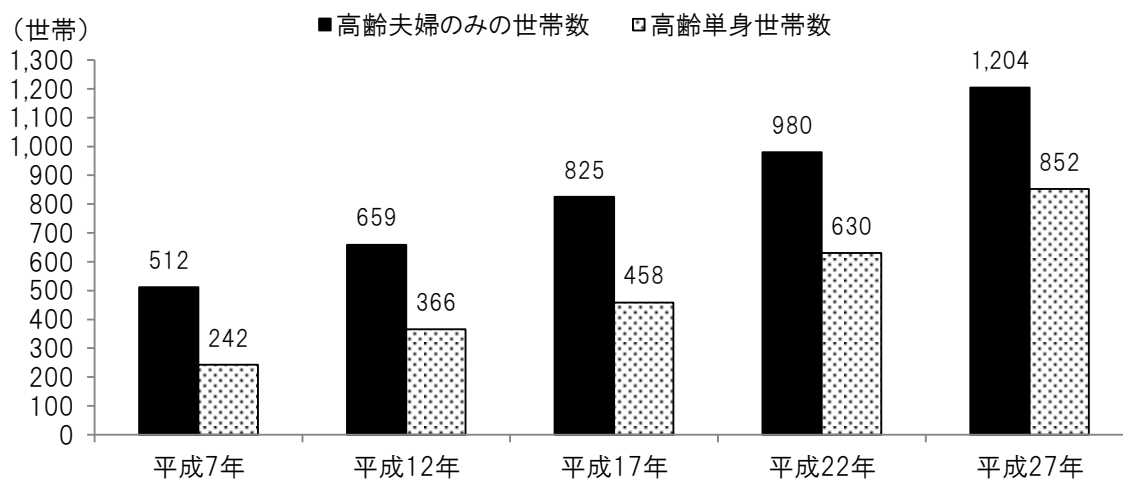


国勢調査（各年10月1日）

### (4) 高齢者のみの世帯の状況

高齢夫婦のみの世帯・高齢単身世帯ともに増加を続けており、平成27年は高齢夫婦のみの世帯が1,204世帯、高齢単身世帯が852世帯となっています。

図表 11 高齢者のみの世帯の状況



国勢調査（各年10月1日）

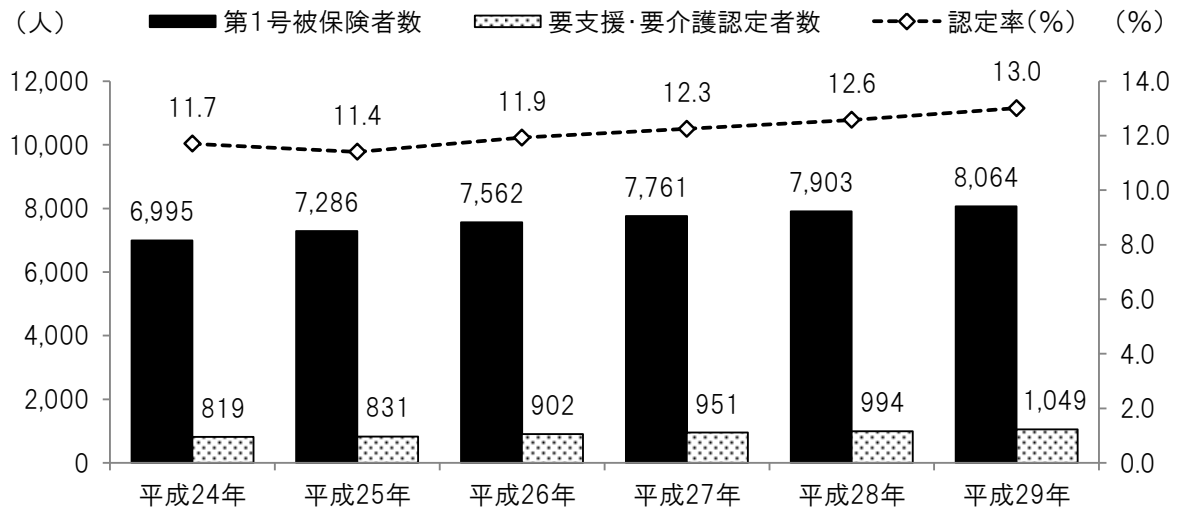


### 3 支援が必要な人の状況

#### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は年々増加を続けており、平成29年は1,049人となっています。あわせて、認定率も上昇傾向にあり、平成29年には13.0%となっています。

図表 12 要支援・要介護認定者数の推移



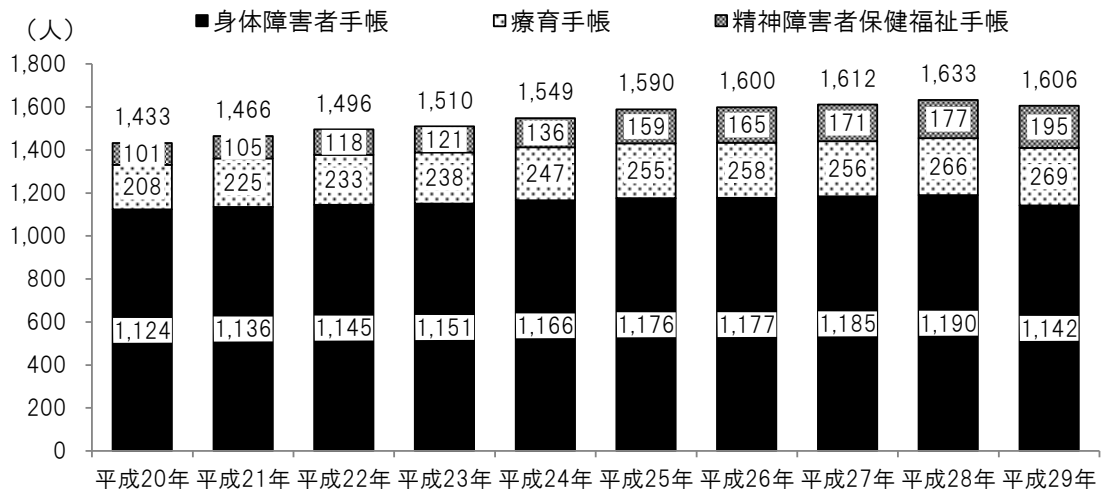
介護保険事業状況報告（平成24年～平成27年：各年3月31日、平成28年～平成29年：各年12月31日）

#### (2) 障害者手帳交付者数

障害者手帳の交付者数は平成28年まで増加を続けていましたが、平成29年は前年より27人減の1,606人となっています。

内訳をみると、身体障害者手帳が1,142人と最も多く、次いで療育手帳が269人、精神障害者保健福祉手帳195人となっています。

図表 13 障害者手帳交付者数

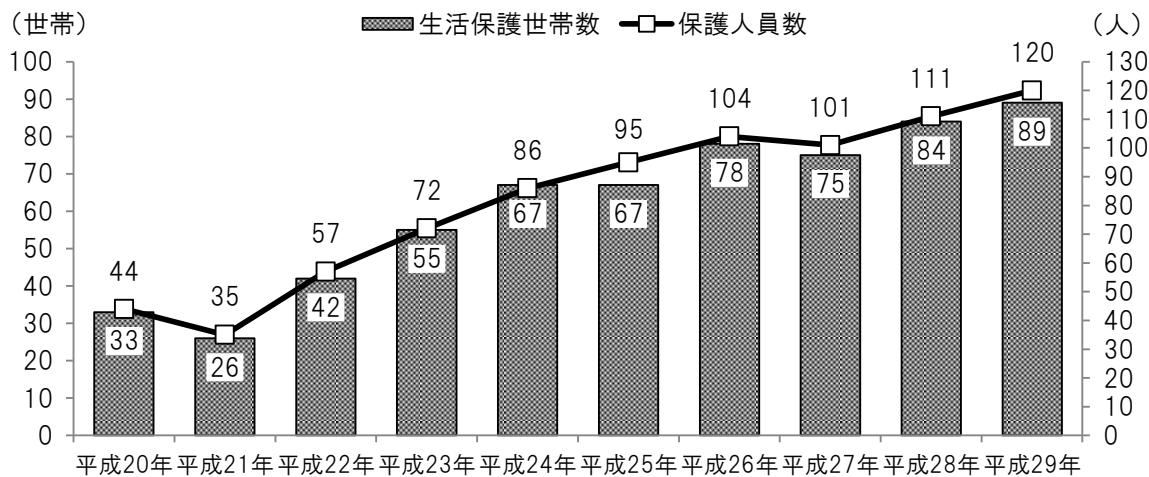


第5期垂井町障がい福祉計画、第1期垂井町障がい児福祉計画（各年3月31日）

### (3) 生活保護世帯数・保護人員数の推移

生活保護世帯数と保護人員数はともに増加傾向にあり、平成29年は89世帯120人となっています。平成20年以降で最も少ない平成21年と比較すると、生活保護世帯・保護人員ともに約3.4倍となっています。

図表 14 生活保護世帯数・保護人員数の推移



庁内資料 (各年4月1日)

## 4 地区の状況

## (1) 地区別の人口推移

地区別の人口をみると、東地区と表佐地区を除いて、平成23年よりも減少しています。なかでも、岩手地区の平成30年人口は平成23年から約1割減少しています。

図表 15 地区別の人口推移

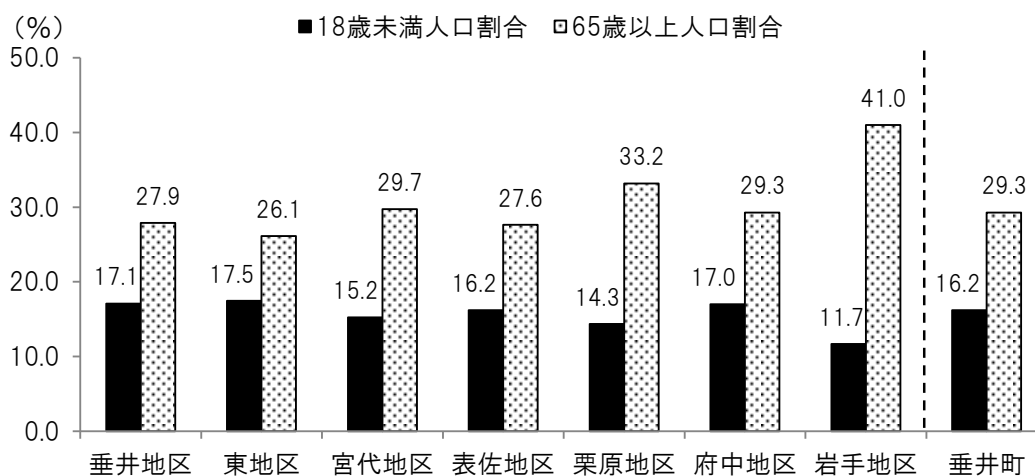
	(人)							
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
垂井地区	5,775	5,811	5,963	5,903	5,860	5,839	5,815	5,731
東地区	5,923	5,937	6,108	6,120	6,112	6,099	6,148	6,209
宮代地区	3,986	3,940	4,199	4,151	4,068	3,962	3,895	3,852
表佐地区	3,703	3,685	3,844	3,832	3,838	3,835	3,823	3,770
栗原地区	1,230	1,226	1,233	1,211	1,186	1,158	1,136	1,122
府中地区	4,742	4,721	4,775	4,746	4,690	4,634	4,632	4,581
岩手地区	2,592	2,555	2,530	2,507	2,493	2,463	2,430	2,340
計	27,951	27,875	28,652	28,470	28,247	27,990	27,879	27,605

住民基本台帳（各年4月1日）

## (2) 地区別の人口割合

地区別の人口割合をみると、65歳以上人口割合では、東地区が26.1%と最も低く、岩手地区が41.0%と最も高くなっています。一方、18歳未満人口割合では、岩手地区が11.7%と最も低く、東地区が17.5%と最も高くなっています。

図表 16 地区別の人口割合

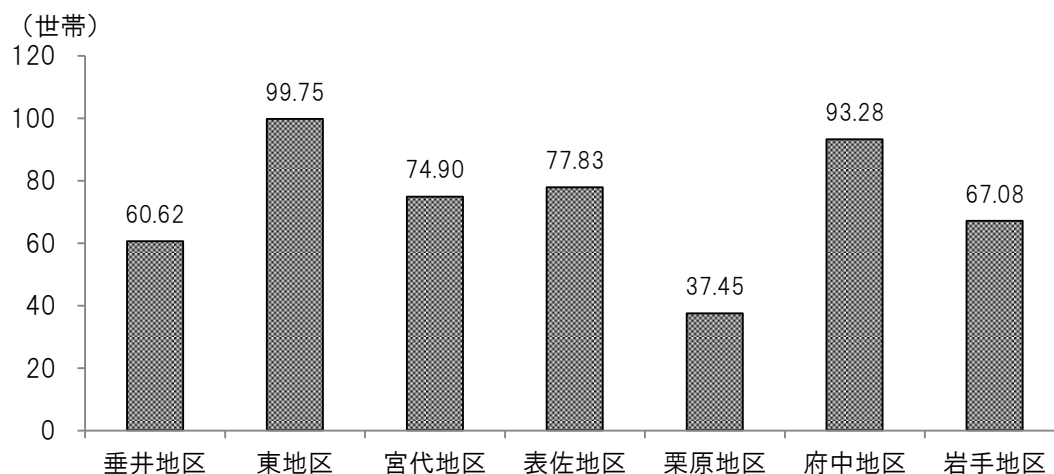


住民基本台帳（平成30年4月1日）

### (3) 地区別の福祉推進員1人あたりの世帯数

福祉推進員1人あたりの世帯数をみると、東地区や府中地区では1人で約100世帯を担当しなければいけない計算になります。最も少ない栗原地区でも約40世帯となっています。

図表 17 地区別の福祉推進員1人あたりの世帯数



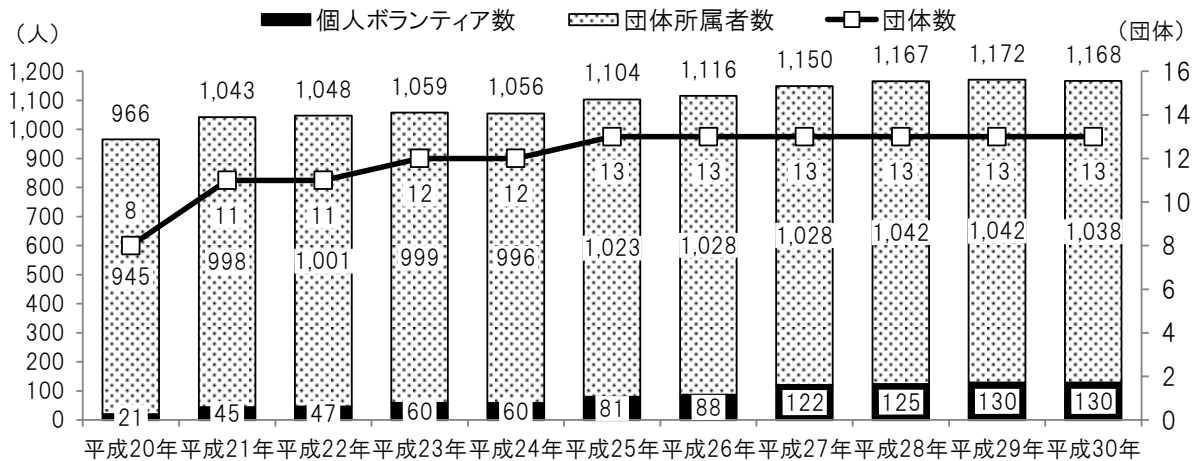
社会福祉協議会内資料（平成30年4月1日）

## 5 地域活動の状況

### (1) ボランティア・団体数の推移

団体所属者・個人とともに、ボランティア数は増加傾向となっています。平成30年現在、垂井町社会福祉協議会に登録されているボランティア団体及び福祉推進員の所属者数は1,038人で、個人ボランティア数は130人となっています。また、ボランティア団体は13団体となっています。

図表 18 ボランティア・団体数の推移



社会福祉協議会内資料（各年4月1日）

### (2) 主なボランティア団体の概要

ボランティア連絡会に加入している団体と、会員数、主な活動内容は次のとおりです。

図表 19 主なボランティア団体の概要

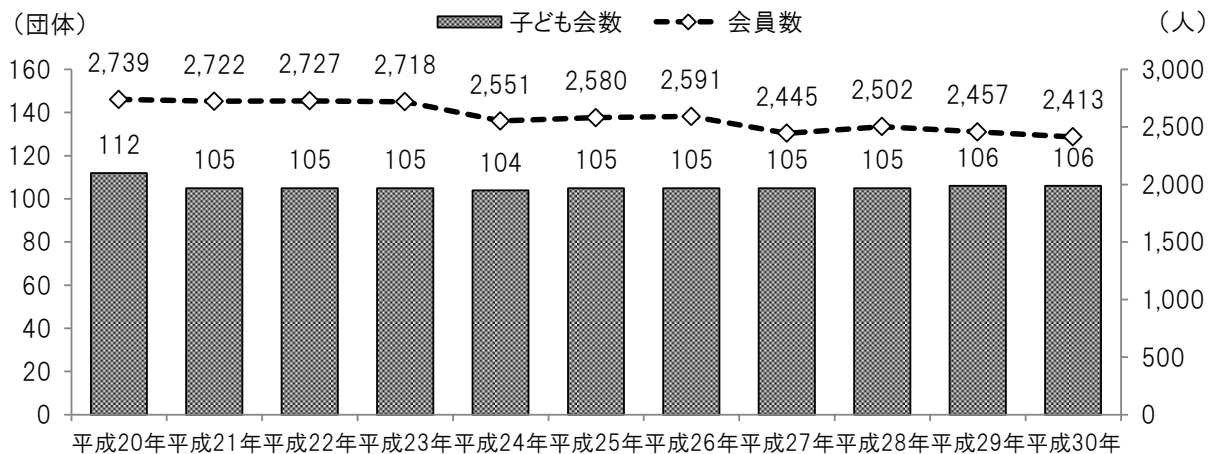
団体名	会員数	主な活動内容
垂井町赤十字奉仕団	100人	高齢者訪問、子育てふれあいサロンの活動、防災訓練への参加など
垂井町ボランティアグループ・つばき会	25人	ひとり暮らし高齢者のつどい、高齢者・障害者施設の訪問など
手話サークル 泉の会	13人	手話教室の通訳、福祉協力校の福祉学習通訳など
福祉うさぎの会	35人	高齢者と語る会開催、高齢者・障害者施設の訪問など
虹の会	12人	視覚障害者のガイドヘルパーなど

社会福祉協議会内資料（平成30年4月1日）

### (3) 子ども会数・会員数の推移

子ども会は平成29年に1団体増え、平成30年現在、106団体となっています。一方で、会員数は減少傾向にあり、平成30年は2,413人となっています。

図表 20 子ども会数・会員数の推移

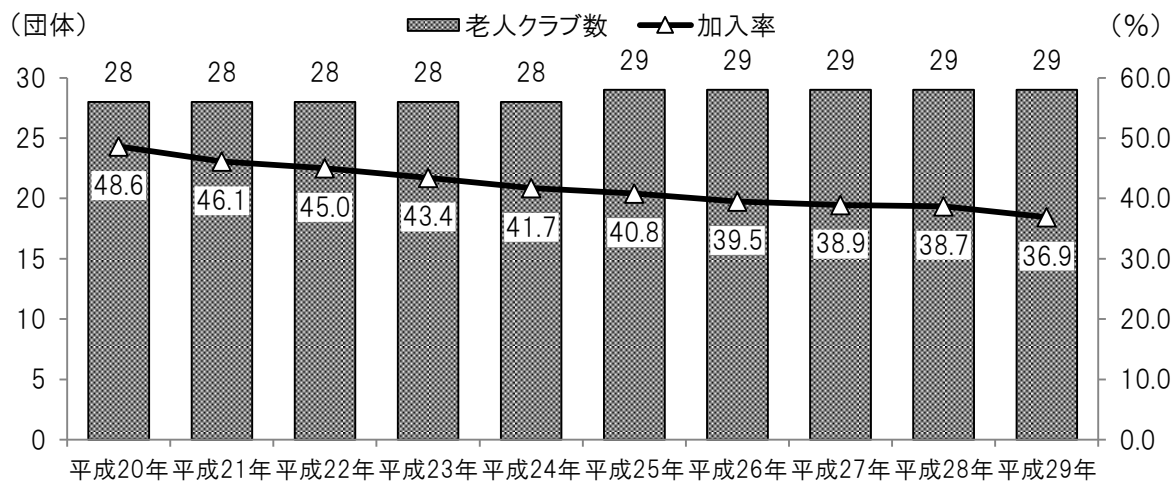


庁内資料 (各年4月1日)

### (4) 加入率の推移

老人クラブ数は平成25年以降29団体となっています。加入率は下降傾向にあり、平成29年は36.9%となっています。

図表 21 老人クラブ数・加入率の推移



庁内資料 (各年4月1日)

## (5) 障がい者団体

垂井町に関係する障がいのある人やその家族からなる団体は以下のとおりです。

図表 22 障がい者関連団体一覧

団体名	会員数
岐阜県身体障害者福祉協会 不破支部垂井分会	190人
岐阜県視覚障害者福祉協会 不破郡視覚障害者協会	6人 (うち垂井町 5人)
垂井町聴覚障害者福祉協会	10人
西濃地区肢体不自由児・者 障害児・者 父母の会	136人 (うち垂井町 56人)
大垣特別支援学校 PTA不破地区	39人
垂井町障がい者(児)を持つ親の会 こいのぼり	15人
がんつ保護者会	11人
けやきの家 保護者会	18人

第3次垂井町障がい者計画（平成28年7月 ※アンケート調査及び聞き取り）

## (6) NPO法人の概要

垂井町内には5つのNPO法人があり、次の目的で活動が行われています。

図表 23 NPO法人の概要

団体名	主な活動内容	目的等
Let'sたるい	スポーツ教室	地域住民に対して運動・スポーツ・文化活動の振興に関する事業を行い、会員の資質向上及び会員相互の親睦と交流を図り、会員及び地域住民の健全な心身の育成に寄与することとし、明るく楽しいまちづくりに貢献すること。
ライフサポート垂井	生活支援	高齢者等の世帯に対して、掃除、買い物等を行う日常生活支援事業、核家族等による子育て不安や、地域から孤立した子育てをしている方への相談事業、また、公的団体等からの高齢者等の地域における環境、福祉に関する調査、研究事業の受託を行い、より一層地域に密着した活動を展開し、地域社会へ貢献していくこと。
こども見守り隊	子どもの見守り	垂井町に暮らす住民の安全、とりわけ子どもに対して通学路の安全を確保することを第一に、垂井町の地域安全まちづくりに自ら参画し、行政、事業者・企業などと協働して危険抑止に関する事業を行い、「より安全・安心度の高いまち・垂井」を実現することに寄与すること。
心と心のオアシス	-	地域の要援助者の社会参加を推進し、住民のボランティア活動への参加を啓発する事業を行うことにより、地域福祉の向上に寄与すること。
泉京・垂井	まちづくり、イベント	垂井町に暮らす住民誰もが、垂井町のまちづくりに自ら参画し、行政、事業者・企業などと協働してまちづくりに関する事業を行い、「より幸福度の高いまち・垂井」を実現すること。

[内閣府NPOホームページ](#)

## 第2節 垂井町の状況から見える課題

---

ここでは、垂井町の状況から見える課題を第1節の項目ごとに整理しました。

### 1 人口構造

総人口は平成12年までは増加していましたが、それ以降は少しずつ減少を続けています。人口減少が進む中、昭和55年には2,493人であった65歳以上人口は、平成27年には7,802人になり、約3倍に増加していることが分かります。一方、昭和55年には6,439人であった15歳未満人口は、平成27年には約4割減少し3,742人になっています。

少子化の進行は著しく、平成20年には244人であった出生数は、平成29年には161人にまで減少しています。

このように、今後も総人口の減少や、少子高齢化の進行は確実であるため、少子化対策をより充実させる必要があります。また、高齢化により支援を必要とする人が増える一方、少子化により福祉の担い手が不足することが予想されますので、福祉の担い手確保が喫緊の課題となっています。

### 2 世帯の状況

核家族世帯やひとり親世帯等の増加により、世帯数は増加傾向にあります。特にひとり親世帯は、平成7年には471世帯であったものが、平成27年には806世帯と約1.7倍に増加しています。一方、平均世帯人員数は昭和55年には3.74人であったものが、平成27年には2.94人と、3人を割り込みました。

また、高齢化に伴い、高齢者のみの世帯（高齢夫婦のみの世帯・高齢単身世帯）は増加を続けています。特に高齢単身世帯は、平成7年には242世帯であったものが、平成27年には852世帯と、約3.5倍にまで増加しています。

世帯人員数の減少により、家族間の支え合い機能が低下しています。また、高齢者のみの世帯の増加により、高齢者に対する見守りが更に重要性を増すと考えられます。公的な福祉サービスの充実だけでなく、見守り・近所づきあいなど地域での支え合い機能の強化が必要です。



### 3 支援が必要な人の状況

高齢化に伴い、介護を要する高齢者の数は増加を続けています。

障害者手帳交付者数は、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳が増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成20年には101人であったものが、平成29年には195人と、約2倍に増加しています。また、雇用情勢の不安定化により、平成20年には44人であった生活保護人員数が平成29年には120人になるなど、生活保護世帯数・保護人員数は著しく増加しています。

高齢化に伴う要支援・要介護認定者の増加など、今後、支援が必要な人が更に増加することが予測されます。また、医療の進歩等に伴い、医療を受けながら地域で暮らす人も増加すると考えられます。福祉サービスをより充実させることが重要ですが、制度の狭間にいる人や複数の課題を同時に抱えている世帯にも支援が届くようにしていくことも重要です。

### 4 地区の状況

地区によって人口割合に大きな違いがあり、特に岩手地区で65歳以上人口割合が、東地区で18歳未満人口割合が、他の地区に比べて高くなっています。

また、福祉推進員1人あたりの世帯数については、東地区が99.75世帯に対して栗原地区37.45世帯と、2.5倍以上の差があります。このように、地区それぞれで特有の課題を持つことから、地区の特性を生かした支え合い活動の充実が必要です。

### 5 地域活動の状況

ボランティア活動者数は増加傾向にある一方で、老人クラブの加入率は平成20年には48.6%であったものが平成29年には36.9%と、大きく減少しています。

引き続き、ボランティア活動等の推進を図るとともに、地域の基盤組織である老人クラブ等の加入率向上を呼びかけていく必要があります。

## 第3章 垂井町の地域特性と課題

### 第1節 住民意識調査

---

#### 1 調査の概要

##### (1) 目的

住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などを把握するとともに、「第3期垂井町地域福祉計画」策定の基礎資料を得ることを目的として、実施しました。

##### (2) 調査方法

調査期間	平成29年11月16日～11月30日
調査対象者数	1,800人(20歳以上の垂井町在住の住民)
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収(無記名)

##### (3) 調査内容

本調査では、以下の内容について調査しました。

- (1) 回答者自身のことについて
- (2) 福祉サービス等について
- (3) 地域活動について
- (4) 地域の課題について
- (5) 災害時の支援について
- (6) ボランティア活動について
- (7) 障がいのある人への理解について
- (8) 地域福祉の推進について
- (9) 社会福祉協議会・社会福祉法人について

##### (4) 回収状況

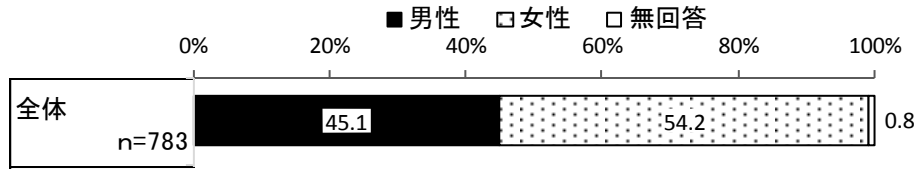
発送数	有効回答数	有効回答率
1,789	783	43.8%

発送数は、発送時点で死亡されていた人(6人)、宛先不明で戻ってきた人(5人)は除いています。

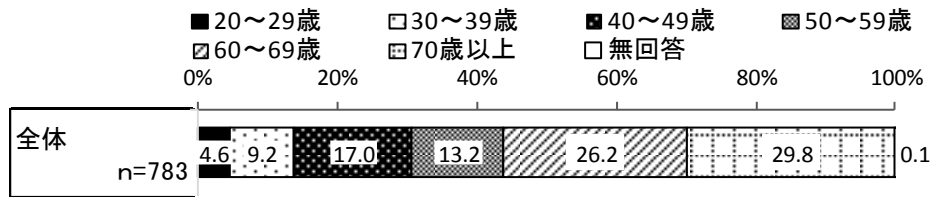
## 2 調査結果

### (1) 回答者自身のことについて

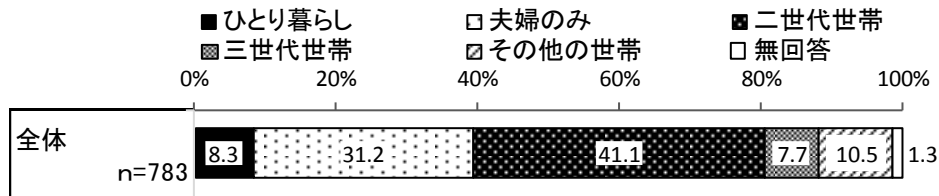
図表 24 性別



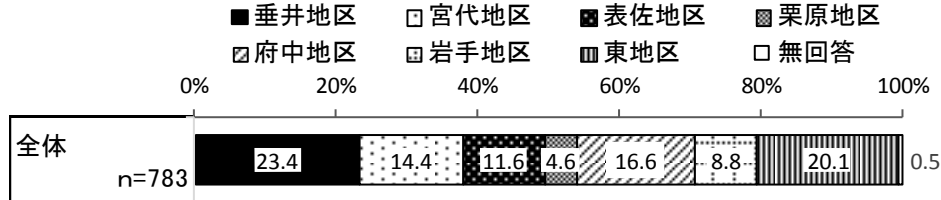
図表 25 年齢



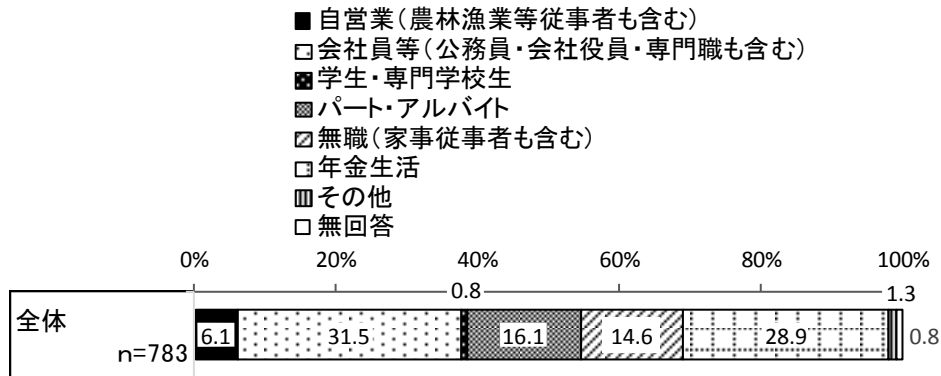
図表 26 家族構成



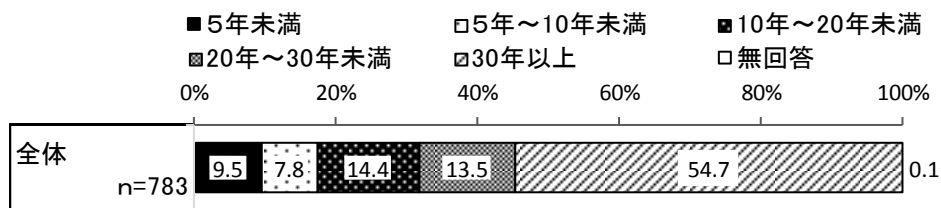
図表 27 居住地区



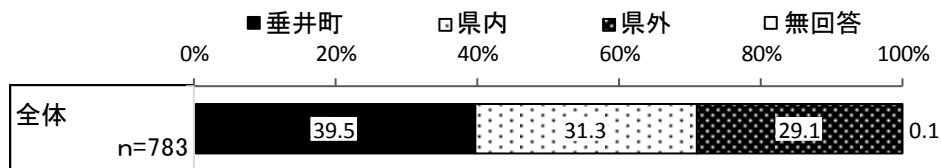
図表 28 主な職業



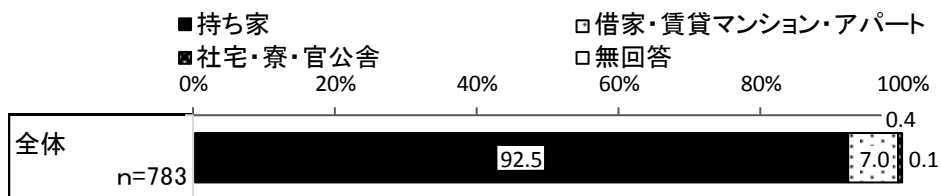
図表 29 居住年数



図表 30 出身地



図表 31 住まい



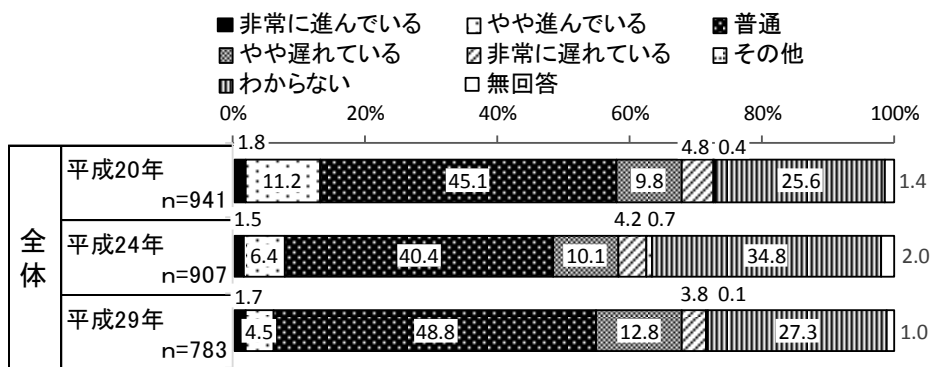
(2) 福祉サービス等について

① 垂井町の現在の福祉

垂井町の現在の福祉について、平成29年では「非常に進んでいる」「やや進んでいる」を合わせた<進んでいる>が6.2%、「ふつう」が48.8%、「やや遅れている」と「非常に遅れている」を合わせた<遅れている>は16.6%、「わからない」が27.3%となっています。平成20、24年調査と比較すると、<進んでいる>は低下し、<遅れている>が高くなっています。

このことから、住民の福祉サービスのニーズ把握に努め、必要なサービスの質・量の確保と適正な利用を図ることで、住民の評価を得ていく必要があります。

図表 32 垂井町の現在の福祉の評価（経年比較）

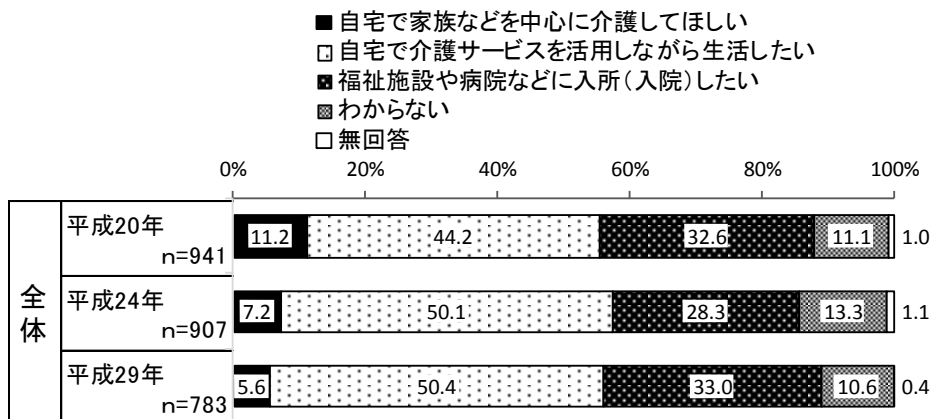


② 希望する介護

介護を必要とする状態になったときに希望する介護について、平成29年では「自宅で介護サービスを活用しながら生活したい」が50.4%と最も高く、次いで「福祉施設や病院などに入所（入院）したい」（33.0%）の順となっています。平成20、24年調査と比較すると、「自宅で家族などを中心に介護してほしい」は低下し、「自宅で介護サービスを活用しながら生活したい」は高くなっています。

介護サービスのニーズが高まっていることから、希望者がいつまでも自宅で生活し続けられるように、介護サービスの充実を図るとともに、福祉施設や病院受入入れ体制の整備についても目を配っていく必要があります。

図表 33 希望する介護（経年比較）



(3) 地域活動について

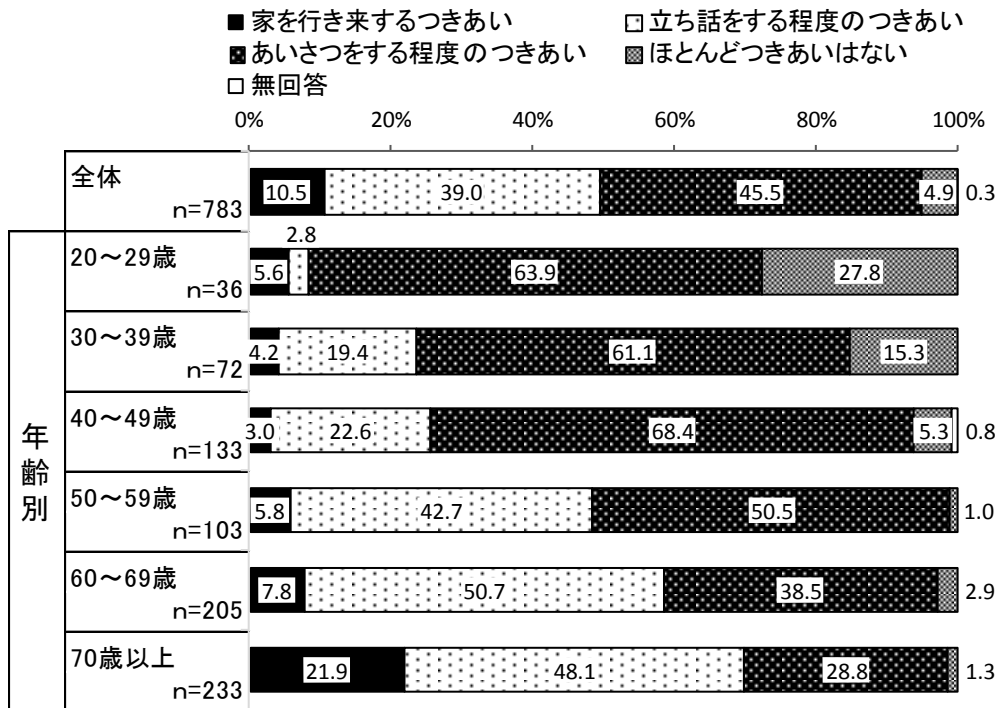
① 近所づきあいの程度

近所づきあいについて、「あいさつをする程度のつきあい」が45.5%と最も高くなっています。また、「ほとんどつきあいはない」は4.9%となっています。

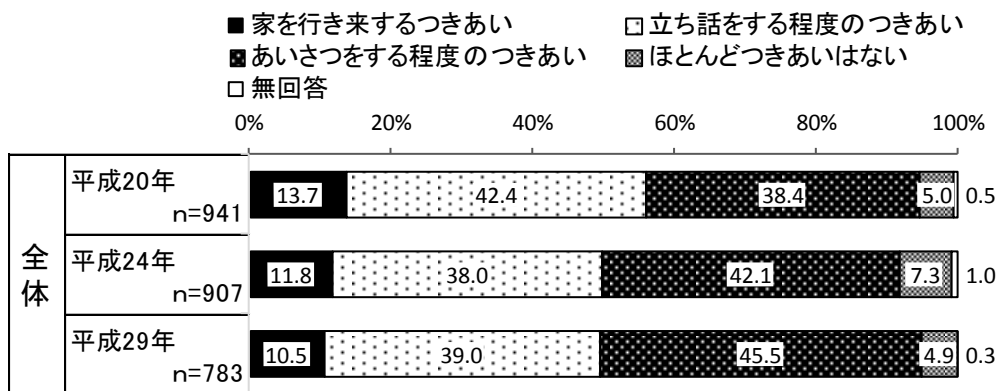
年齢別でみると、20～59歳では「あいさつをする程度のつきあい」、60歳以上では「立ち話をする程度のつきあい」が最も高くなっています。

平成20、24年調査と比較すると、「家を行き来するつきあい」は低下し、「あいさつをする程度のつきあい」は高くなっています。

図表 34 近所づきあいの程度（年齢別）



図表 35 近所づきあいの程度（経年比較）



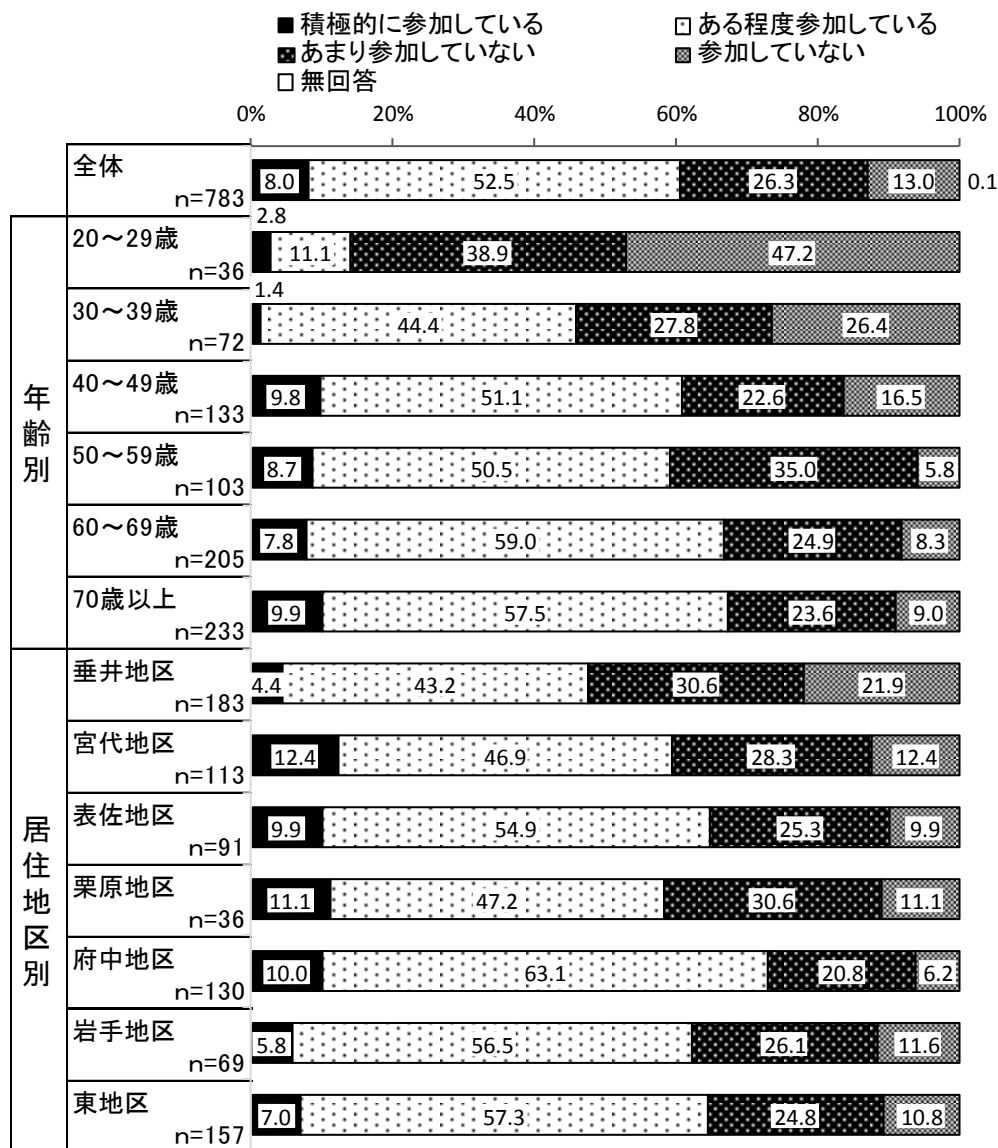
② 地域の活動や行事への参加

地域の活動や行事への参加状況を見ると、「積極的に参加している」と「ある程度参加している」を合わせた＜参加している＞は60.5%、「あまり参加していない」と「参加していない」を合わせた＜参加していない＞は39.3%となっており、＜参加している＞が＜参加していない＞を上回っています。

年齢別で見ると、20～29歳の＜参加している＞は13.9%と低く、＜参加していない＞が86.1%となっています。＜参加している＞は年齢とともに高くなる傾向にあり、40歳以上では「ある程度参加している」が5割以上となっています。

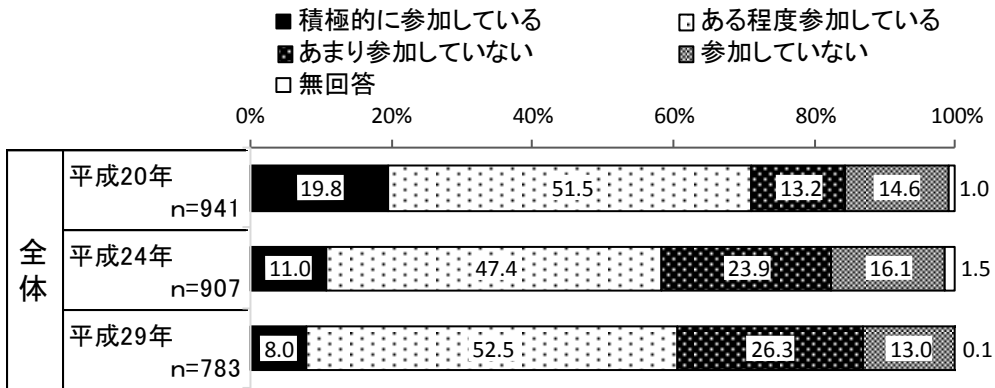
地区別で見ると、垂井地区以外は＜参加している＞が50%を超え、特に府中地区は73.1%と高くなっています。

図表 36 地域の活動や行事への参加（年齢別・居住地区別）



平成 20、24 年調査と比較すると、「積極的に参加している」は低下し、「あまり参加していない」が高くなっています。「参加していない」は最も低くなっています。

図表 37 地域の活動や行事への参加（経年比較）

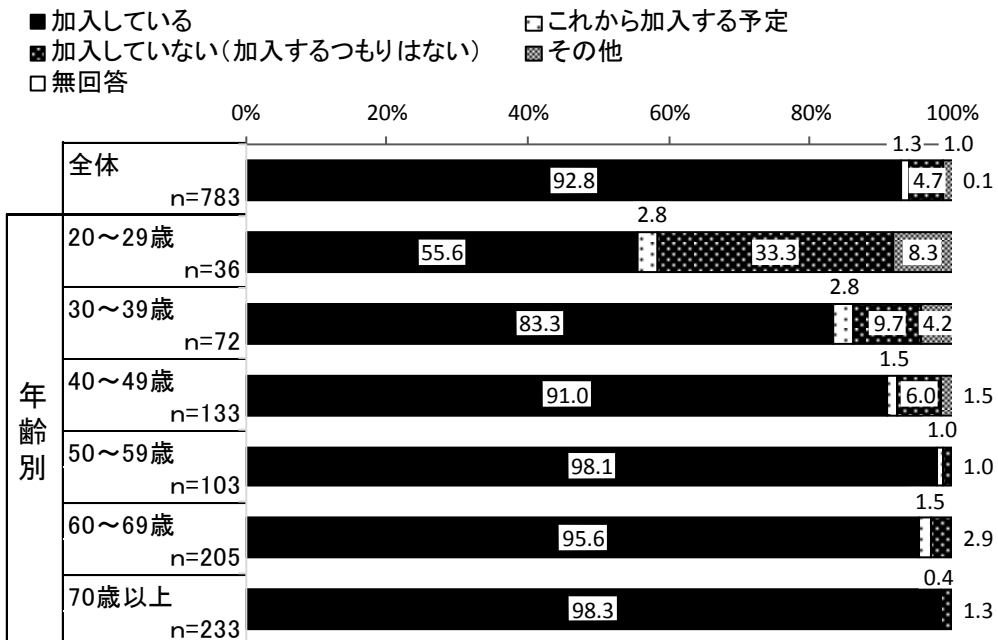


③ 自治会（町内会）への加入状況

自治会（町内会）への加入状況を見ると、「加入している」が 92.8%となっています。

年齢別で見ると、「加入している」が 20～29 歳で 55.6%と他の年齢に比べて低くなっています。

図表 38 自治会（町内会）への加入状況（年齢別）





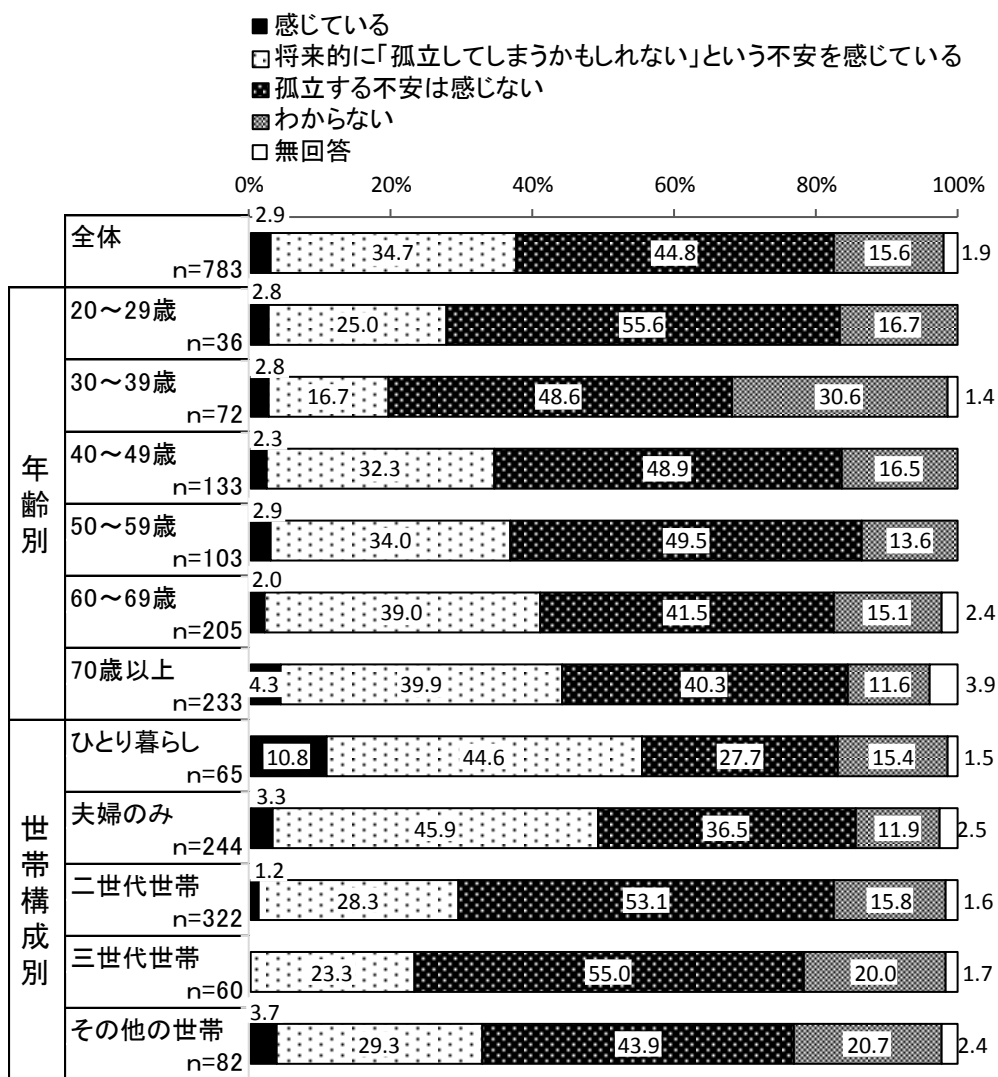
④ 孤立感

現在の孤立感について、「孤立する不安は感じない」が44.8%と最も高く、次いで「将来的に『孤立してしまうかもしれない』という不安を感じている」(34.7%)の順となっています。

年齢別で見ると、30歳以上で年齢が上がるにつれて「将来的に『孤立してしまうかもしれない』という不安を感じている」が高くなっています。

世帯構成別で見ると、ひとり暮らしと夫婦のみの世帯で「将来的には『孤立してしまうかもしれない』という不安を感じている」が高く、45%前後となっています。また、ひとり暮らしで「感じている」が10.8%となっています。

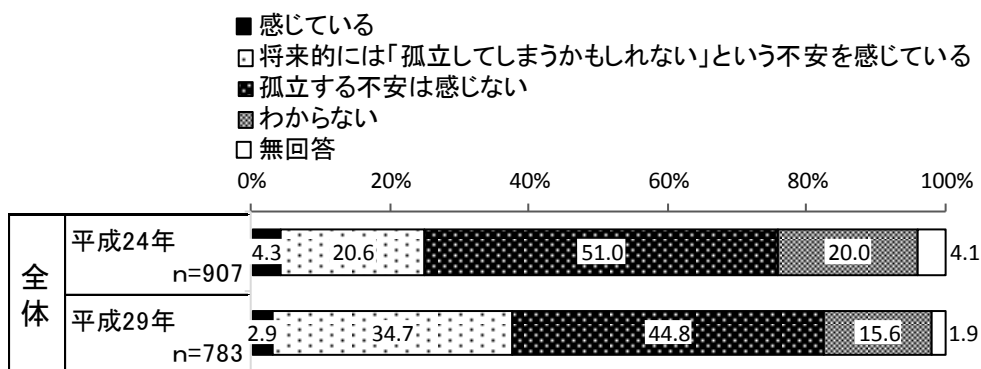
図表 39 現在孤立していると感じているか（年齢別・世帯構成別）



平成24年調査と比較すると、「将来的には『孤立してしまうかもしれない』という不安を感じている」が14.1ポイント上昇しています。

孤立感の抑制には地域とのつながりを持つことが有効とされており、地域の支え合いや見守り、住民主体による生活支援サービスの充実がますます必要となってきます。

図表 40 現在孤立していると感じているか（経年比較）

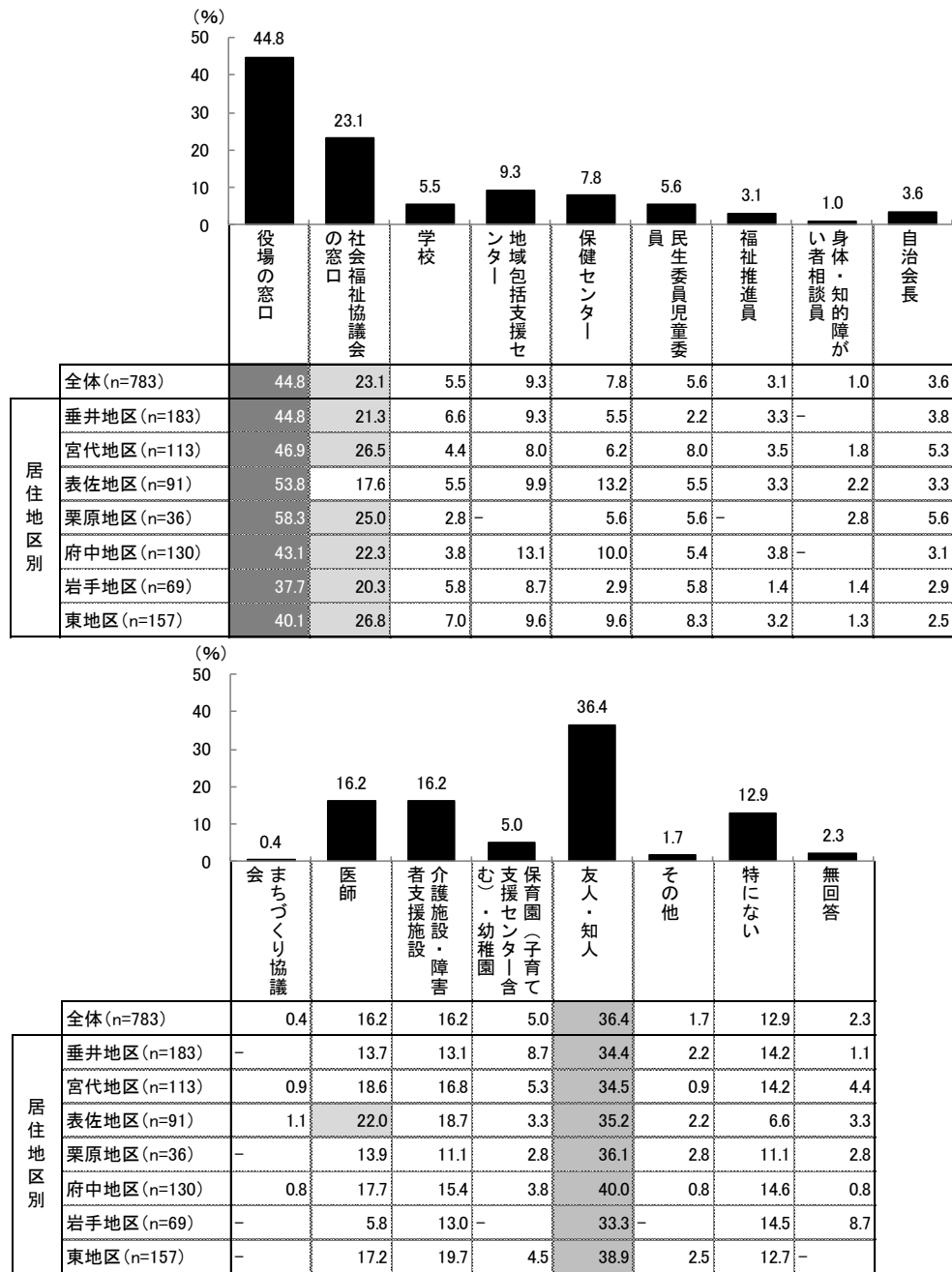


⑤ 相談相手

介護、子育て、生活の問題について困った場合、家族・親族以外で相談する相手をたずねたところ、「役場の窓口」が44.8%と最も高く、次いで「友人・知人」(36.4%)、「社会福祉協議会の窓口」(23.1%)の順となっています。

地区別で見ると、いずれの地区も「役場の窓口」「友人・知人」が高くなっています。そのほか、宮代地区、栗原地区、東地区の「社会福祉協議会の窓口」が25%以上と高いこと、表佐地区の「医師」「保健センター」が高いこと、府中地区の「地域包括支援センター」が高いことが特徴としてあげられます。

図表 41 相談相手（複数回答）（居住地区別）



平成 20、24 年調査と比較すると、「友人・知人」「民生委員児童委員」は低下傾向にあり、「学校」「地域包括支援センター」「医師」は高くなっています。

相談先は多岐に渡ります。包括的な相談窓口以外に相談する場合は、内容によって適切な相談先を選択する必要があります。地域包括支援センターの機能強化等をはじめとした包括的な相談窓口の充実と、相談先の周知・案内等の実施が必要です。

図表 42 相談相手（複数回答）（経年比較）



※平成 24 年調査より選択肢に「学校」「地域包括支援センター」「保健センター」「身体・知的障がい者相談員」「医師」「保育園（子育て支援センター含む）・幼稚園」を追加

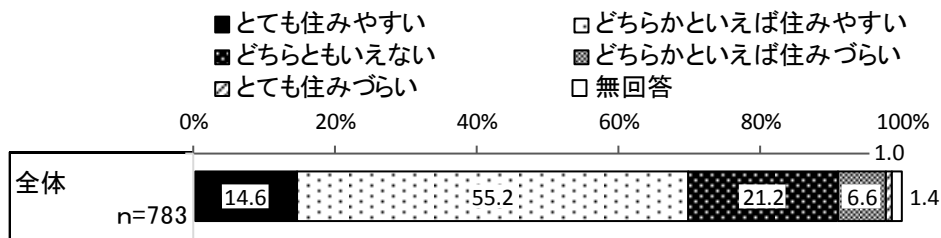
※平成 29 年調査より選択肢に「まちづくり協議会」「介護施設・障害者支援施設」を追加

(4) 地域の課題について

① 地域の住みやすさ

地域の住みやすさについて、「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた<住みやすい>は69.8%、「どちらかといえば住みづらい」と「とても住みづらい」を合わせた<住みづらい>は27.8%となっており、<住みやすい>が<住みづらい>を上回っています。

図表 43 地域の住みやすさ

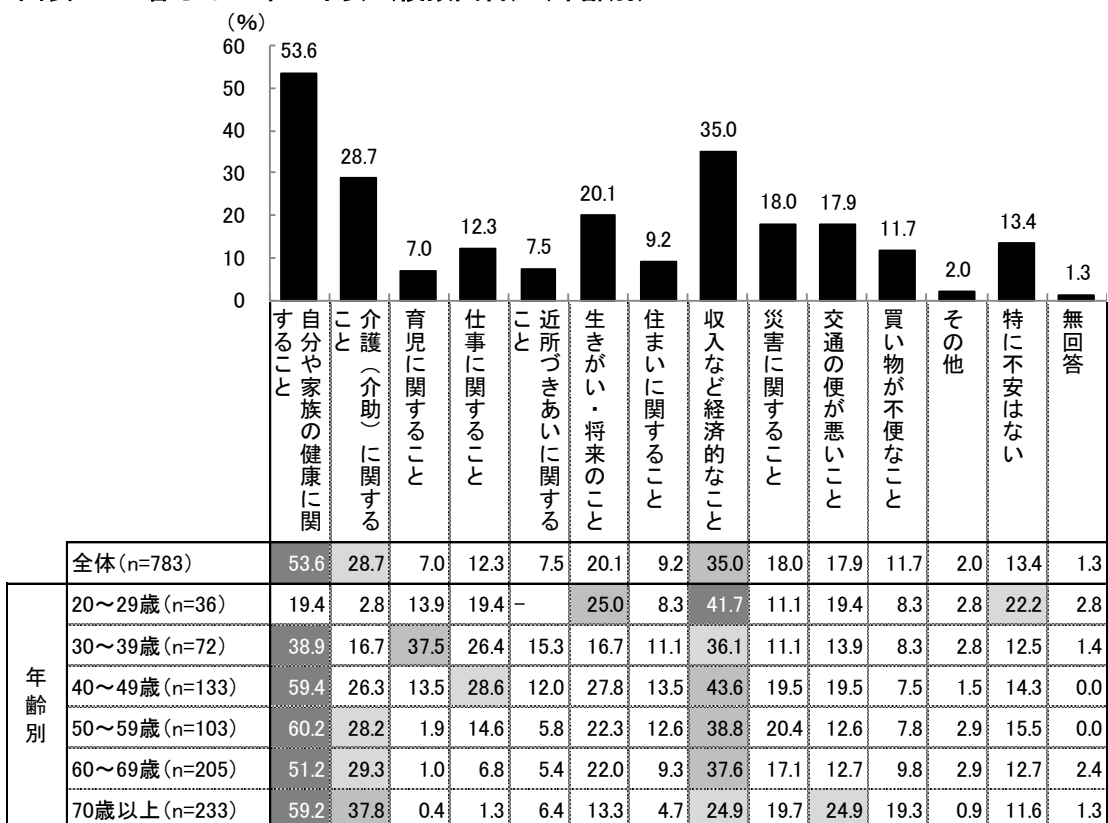


② 暮らしの中の不安

暮らしの中で不安に感じていることとして、「自分や家族の健康に関すること」が53.6%と最も高く、次いで「収入など経済的なこと」(35.0%)、「介護(介助)に関すること」(28.7%)、「生きがい・将来のこと」(20.1%)の順となっています。

年齢別でみると、20～29歳は「収入など経済的なこと」、30歳以上は「自分や家族の健康に関すること」が最も高くなっています。

図表 44 暮らしの中の不安(複数回答)(年齢別)

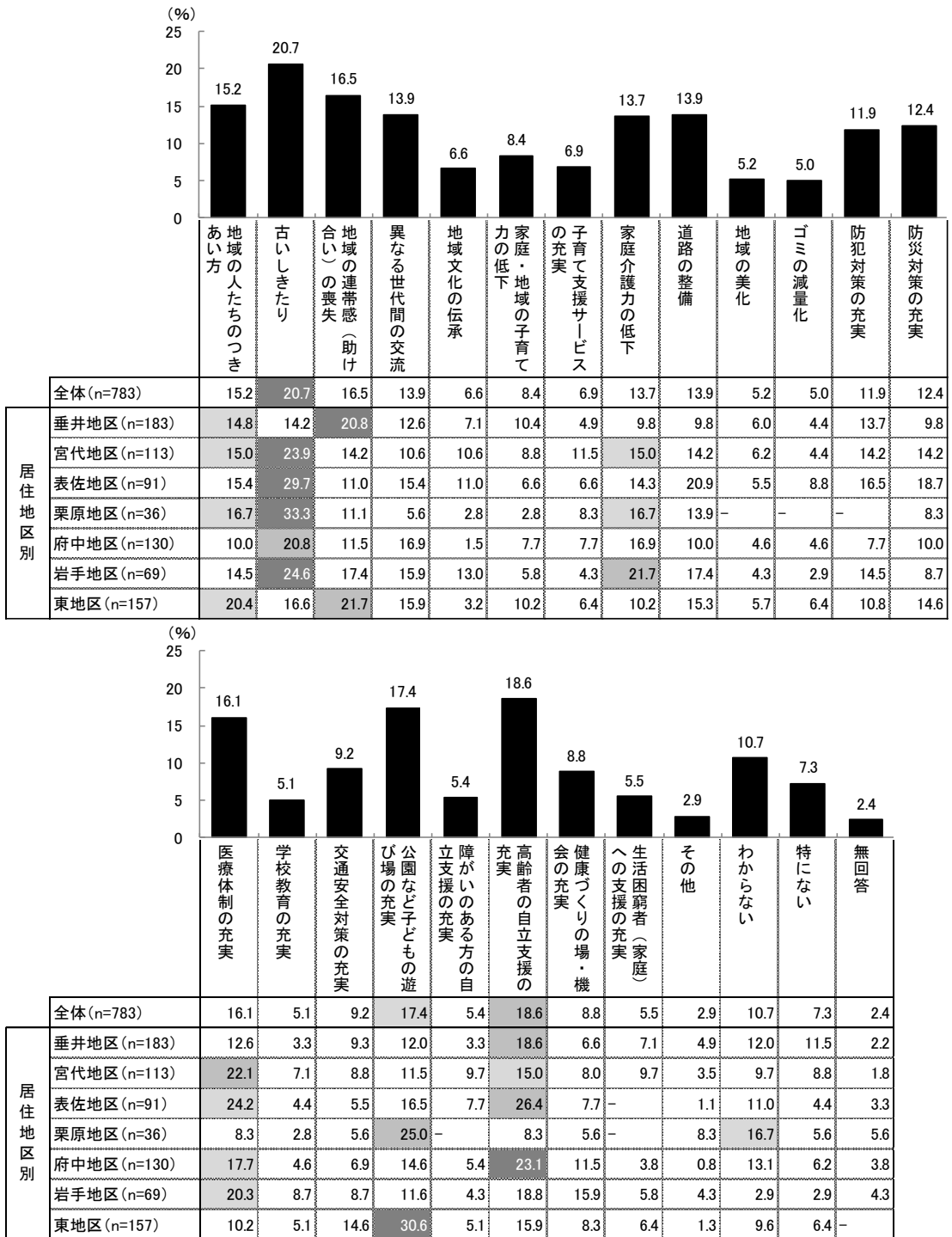


③ 住んでいる地域の課題や問題

地域で感じている課題や問題について、「古いしきたり」が20.7%と最も高く、次いで「高齢者の自立支援の充実」(18.6%)、「公園など子どもの遊び場の充実」(17.4%)の順となっています。

地区別で見ると、垂井地区は「地域の連帯感(助け合い)の喪失」、府中地区は「高齢者の自立支援の充実」、東地区は「公園など子どもの遊び場の充実」が最も高くなっており、それ以外の地区は「古いしきたり」が最も高くなっていきます。

図表 45 住んでいる地域の課題や問題(複数回答)(居住地区別)



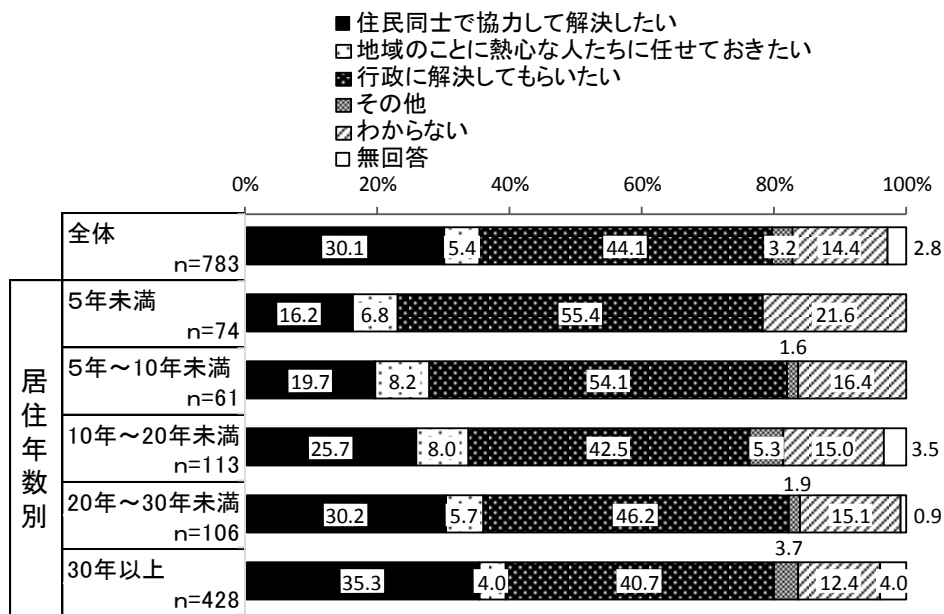
④ 地域課題の解決方法

住んでいる地域でのごとの事の解決方法として、「行政に解決してもらいたい」が44.1%と最も高く、次いで「住民同士で協力して解決したい」が30.1%となっています。

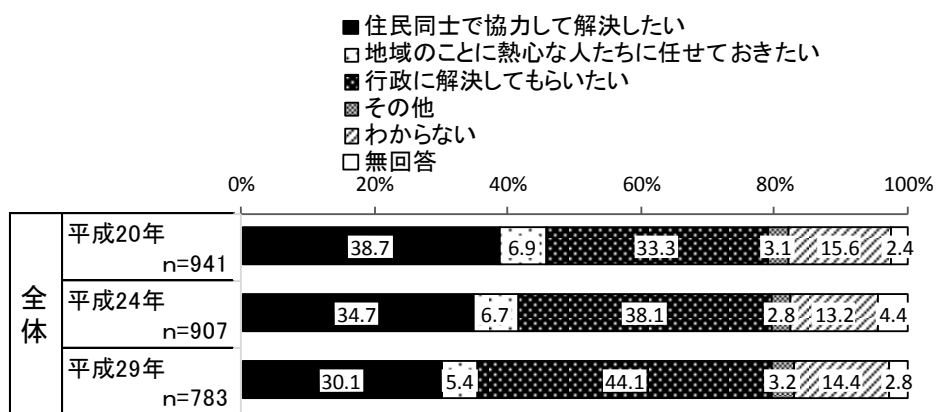
居住年数別で見ると、居住年数が長くなるほど、「住民同士で協力して解決したい」が高くなり、「行政に解決してもらいたい」が低くなっています。

平成20、24年調査と比較すると、「住民同士で協力して解決したい」は低下し、「行政に解決してもらいたい」が高くなってきています。

図表 46 課題解決の方法（居住年数別）



図表 47 課題解決の方法（経年比較）



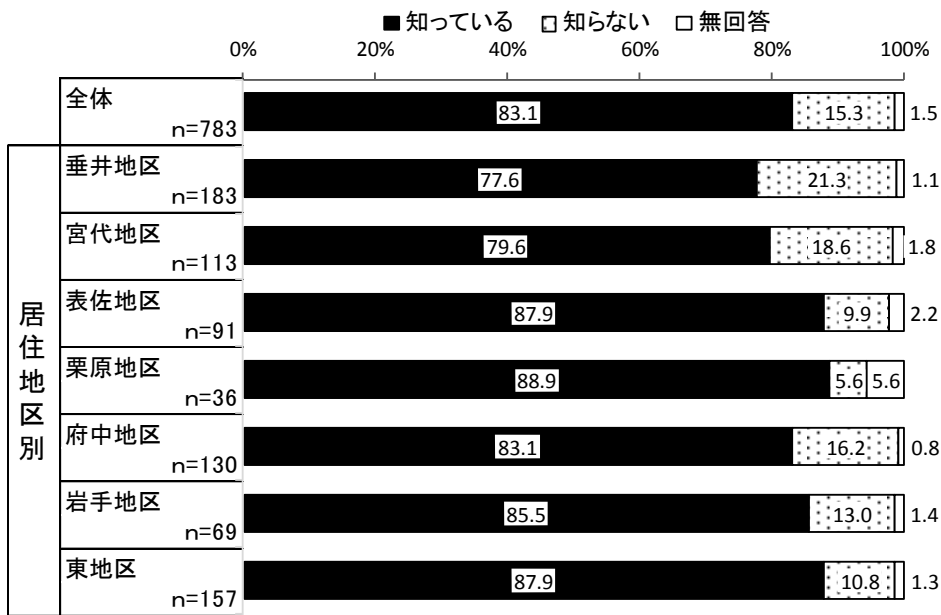
(5) 災害時の支援について

① 避難所の認知度

地区の避難場所を「知っている」が83.1%、「知らない」が15.3%となっています。

地区別でみると「知っている」人の割合は、栗原地区が88.9%と最も高くなっています。

図表 48 避難所の認知度（居住地区別）

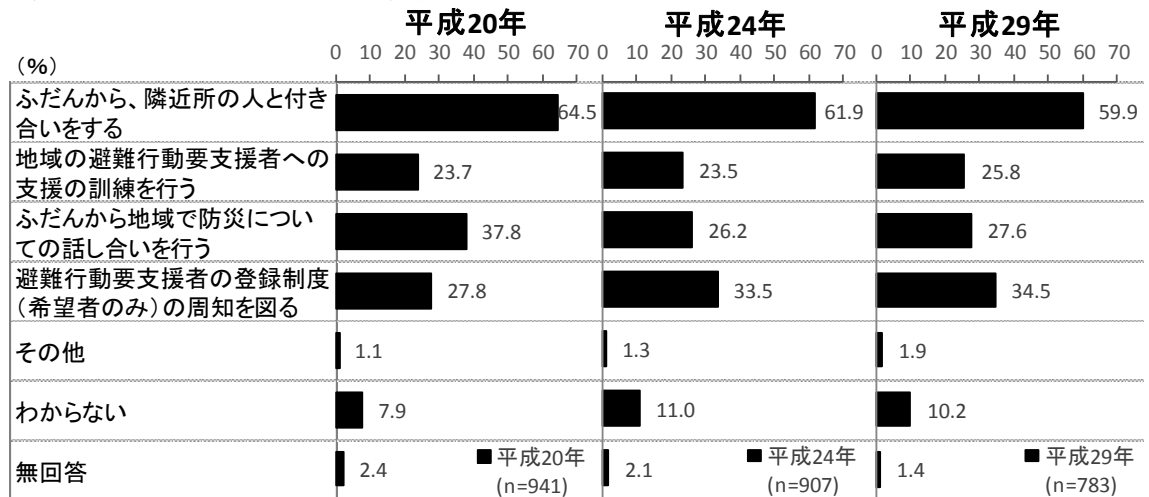


② 災害時の助け合い

高齢者のみの世帯や障がいのある人のいる世帯などを災害時にどのようにすれば支援ができるかについてたずねたところ、平成29年では「ふだんから、隣近所の人と付き合いをする」と回答した人が59.9%と最も高くなっています。

平成20、24年調査と比較すると、「ふだんから、隣近所の人と付き合いをする」は低下し、「避難行動要支援者の登録制度（希望者のみ）の周知を図る」「地域の避難行動要支援者への支援の訓練を行う」は高くなっています。

図表 49 災害時の助け合い（複数回答）（経年比較）



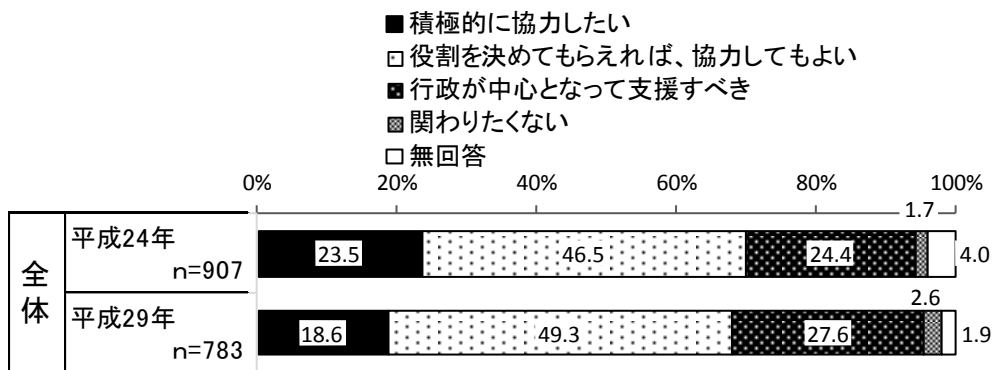


③ 避難行動要支援者の支援に対する考え

避難行動要支援者の支援について、平成29年では「役割を決めてもらえれば、協力してもよい」が49.3%と最も高く、次いで「行政が中心となって支援すべき」(27.6%)、「積極的に協力したい」(18.6%)の順となっています。

平成24年調査と比較すると、「積極的に協力したい」は低下し、「役割を決めてもらえれば、協力してもよい」「行政が中心となって支援すべき」「関わりたくない」が高くなっています。

図表 50 避難行動要支援者の支援に対する考え（経年比較）

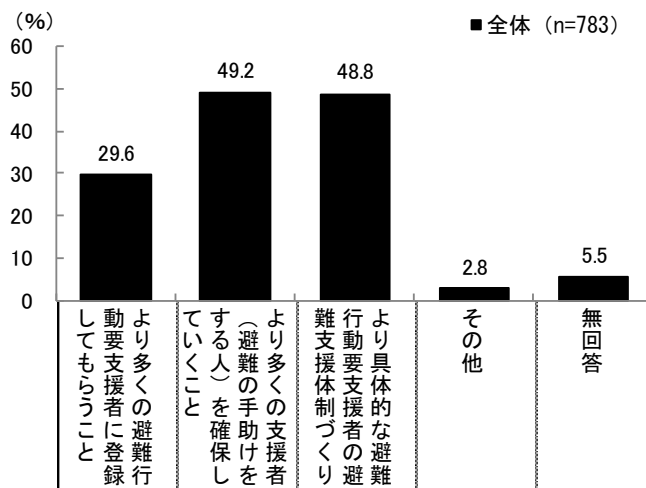


④ 避難行動要支援者台帳について地域で取り組むべきこと

避難行動要支援者台帳について地域で取り組むべきことをたずねたところ、「より多くの支援者（避難の手助けをする人）を確保していくこと」と回答した人が49.2%と最も高く、次いで「より具体的な避難行動要支援者の避難支援体制づくり」(48.8%)、「より多くの避難行動要支援者に登録してもらうこと」(29.6%)の順となっています。

避難行動要支援者台帳を今後活用していくにあたって、より多くの支援者の確保と、具体的な避難支援体制づくりに取り組んでいかなければいけません。そのためには、個別支援計画の作成と地域の支援者の確保が求められています。

図表 51 避難行動要支援者台帳について地域で取り組むべきこと（複数回答）



(6) ボランティア活動について

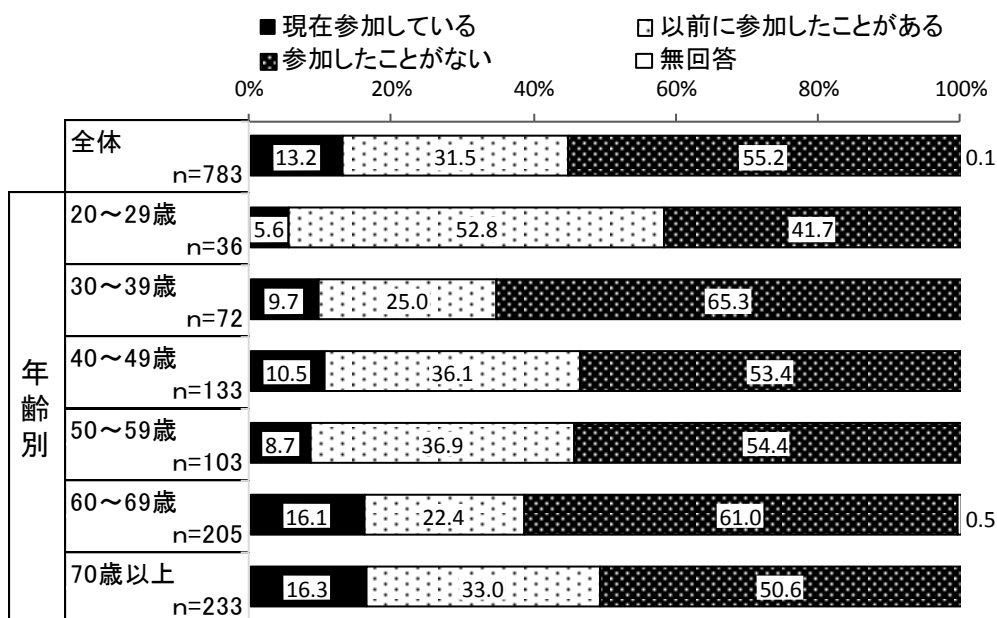
① ボランティア活動への参加状況

ボランティア活動への参加状況を見ると、「現在参加している」が13.2%、「以前に参加したことがある」が31.5%、「参加したことがない」が55.2%となっています。

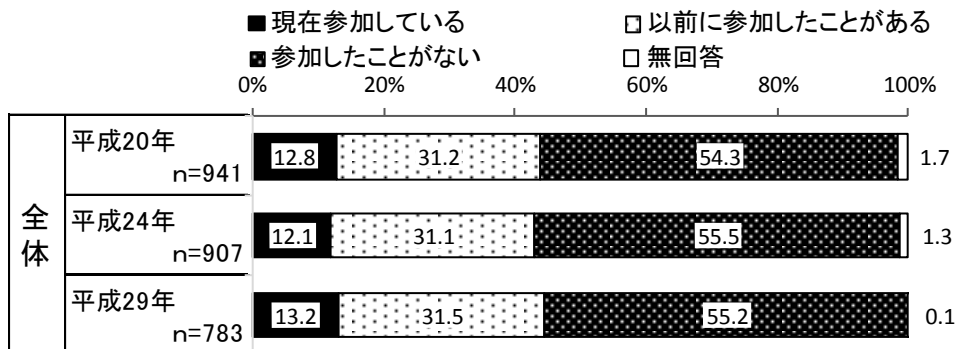
年齢別で見ると、30歳以上で「参加したことがない」が5割以上となっており、なかでも30～39歳と60～69歳で6割以上となっています。また、「現在参加している」は60歳以上で高くなっています。

平成20、24年調査と比較すると、「現在参加している」「以前に参加したことがある」はやや増加していますが、大きな変化はありません。

図表 52 ボランティア活動への参加状況（年齢別）



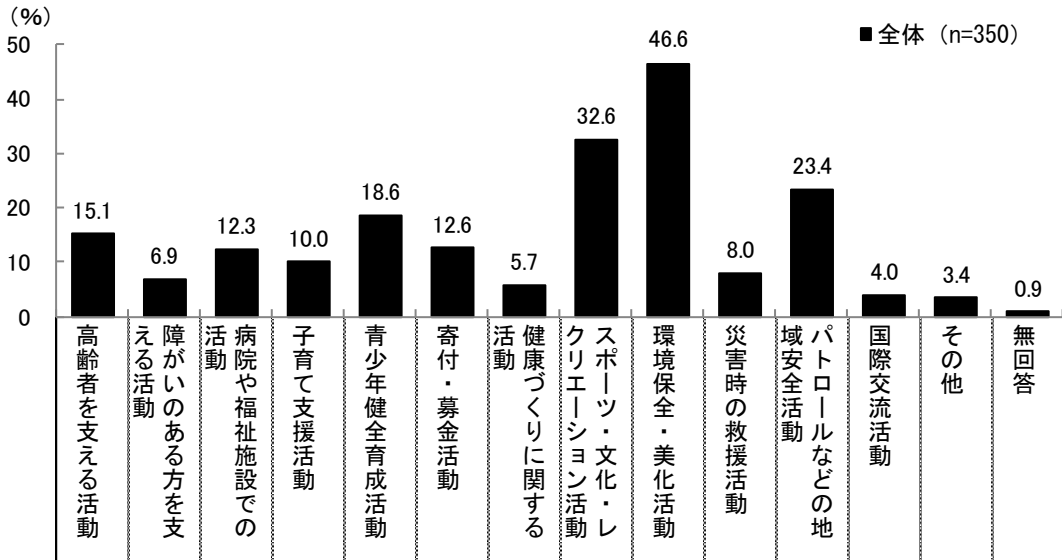
図表 53 ボランティア活動への参加状況（経年比較）



② ボランティア活動の内容

ボランティア活動に「現在参加している」または「以前に参加したことがある」と回答した人に、ボランティア活動の内容をたずねたところ、「環境保全・美化活動」が46.6%と最も高く、次いで「スポーツ・文化・レクリエーション活動」(32.6%)、「パトロールなどの地域安全活動」(23.4%)、「青少年健全育成活動」(18.6%)の順となっています。

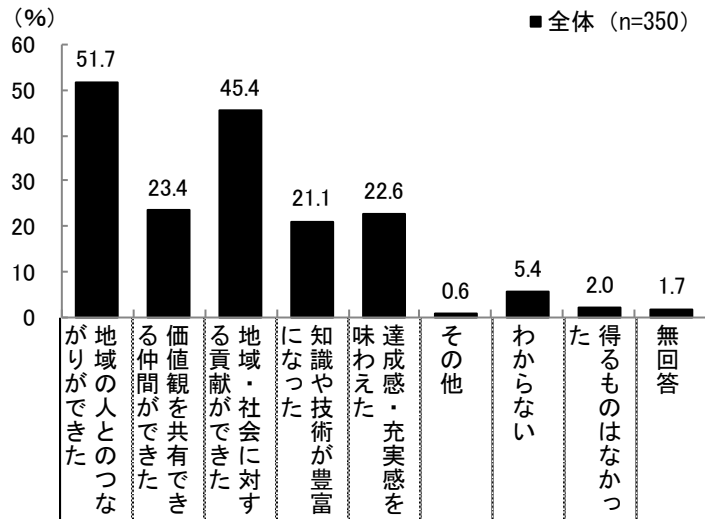
図表 54 ボランティア活動の内容（複数回答）



③ ボランティア活動を通じて得たもの

ボランティア活動に「現在参加している」または「以前に参加したことがある」と回答した人に、ボランティア活動を通じて得たものをたずねたところ、「地域の人とのつながりができた」が51.7%と最も高く、次いで「地域・社会に対する貢献ができた」(45.4%)、「価値観を共有できる仲間ができた」(23.4%)の順となっています。

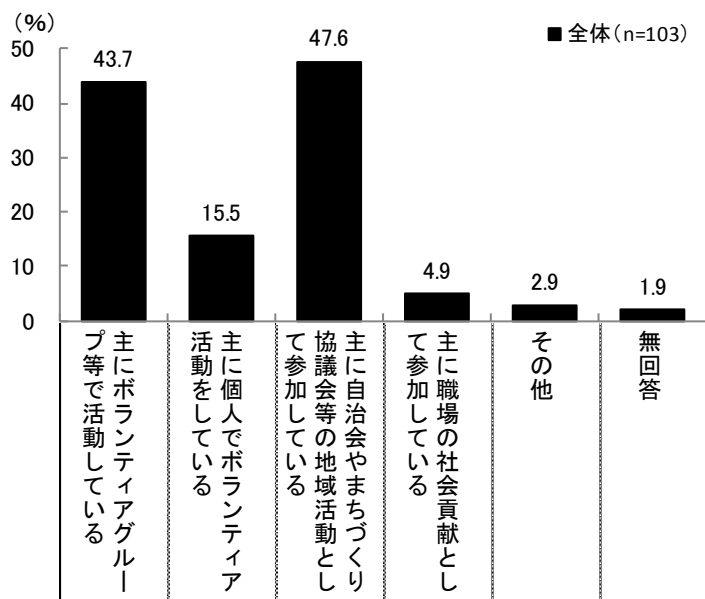
図表 55 ボランティア活動を通じて得たもの（複数回答）



④ ボランティアグループ等への参加状況

ボランティア活動に「現在参加している」と回答した人に、ボランティアグループ等に参加しているかたずねたところ、「主に自治会やまちづくり協議会等の地域活動として参加している」が47.6%と最も高く、次いで「主にボランティアグループ等で活動している」(43.7%)、「主に個人でボランティア活動をしている」(15.5%)の順となっています。

図表 56 ボランティアグループ等への参加状況（複数回答）

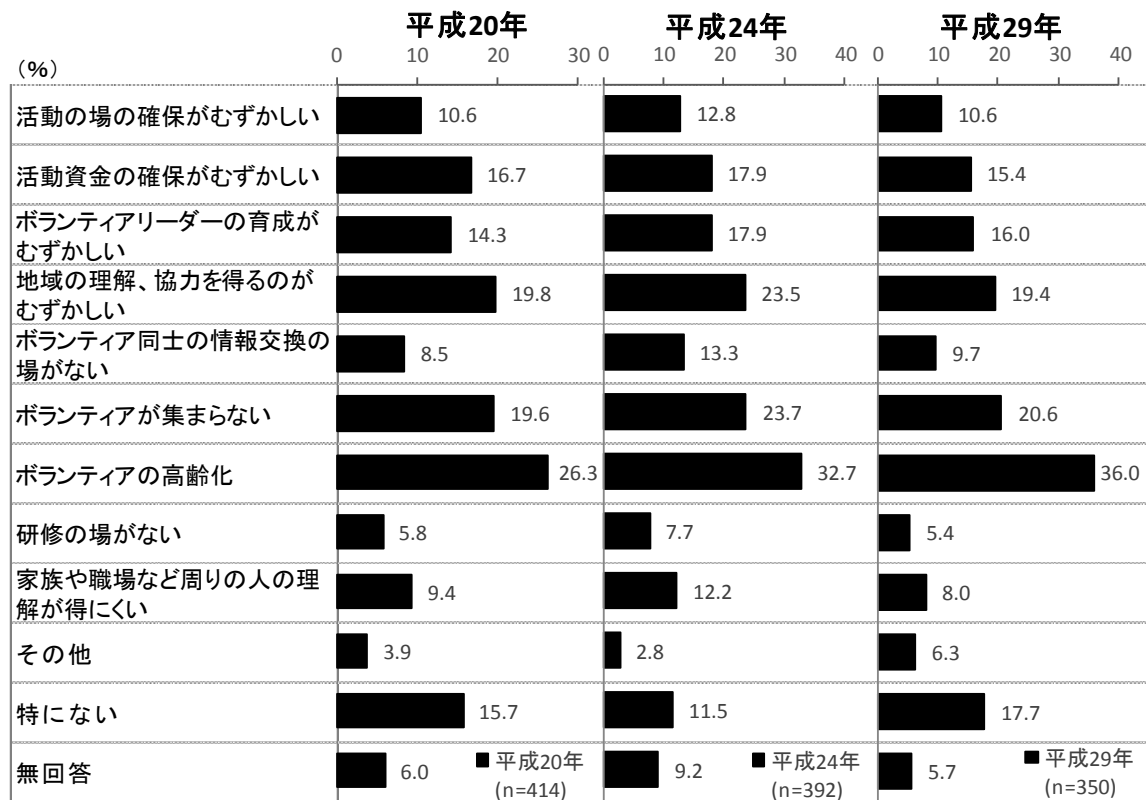


⑤ ボランティア活動の継続・充実にあたっての問題点

ボランティア活動に「現在参加している」または「以前に参加したことがある」と回答した人に、活動の継続・充実にあたっての問題点をたずねたところ、平成29年では「ボランティアの高齢化」が36.0%と最も高く、次いで「ボランティアが集まらない」(20.6%)、「地域の理解、協力を得るのがむずかしい」(19.4%)の順となっています。

平成20、24年調査と比較すると、「ボランティアの高齢化」が高くなっており、平成20年を約10ポイント上回っています。

図表 57 ボランティア活動の継続・充実にあたっての問題点（複数回答）（経年比較）



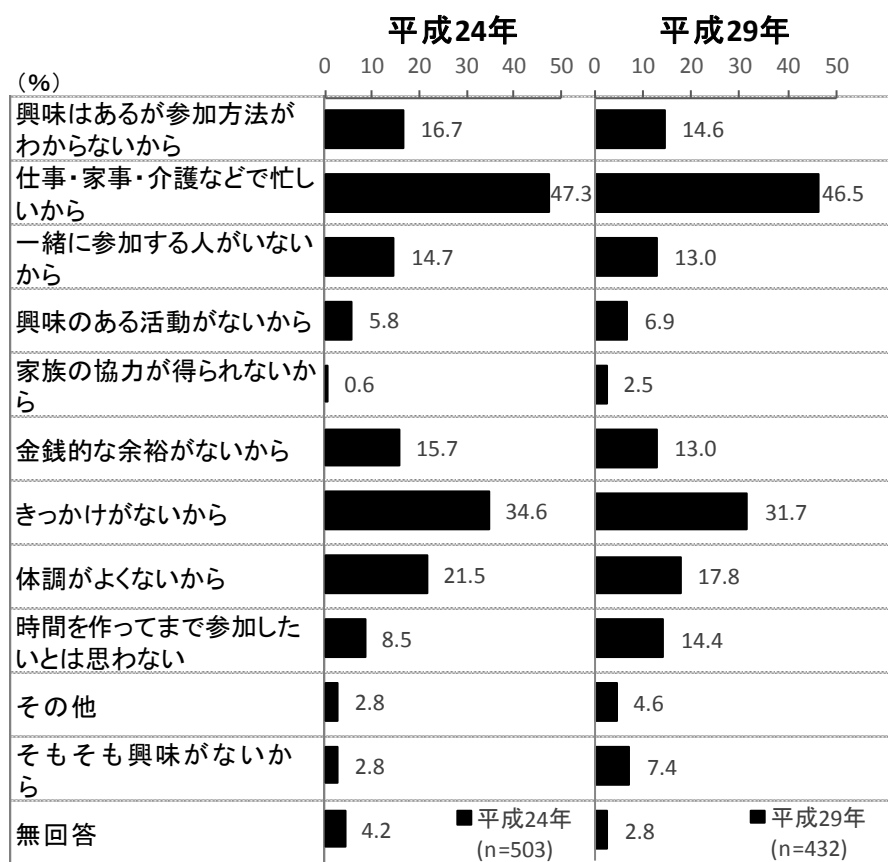
⑥ ボランティア活動に参加していない理由

ボランティア活動に「現在参加していない」と回答した人にその理由をたずねたところ、「仕事・家事・介護などで忙しいから」が46.5%と最も高く、次いで「きっかけがないから」が31.7%となっています。

平成24年調査と比較すると、「時間を作ってまで参加したいとは思わない」「そもそも興味がないから」が高くなっています。一方で「体調がよくないから」「きっかけがないから」「金銭的な余裕がないから」が低くなっています。

「きっかけがない」「興味はあるが参加方法がわからない」の割合が比較的高いことから、情報提供や気軽に参加できる機会の提供など、参加のための動機付けを工夫していくことが必要です。

図表 58 ボランティア活動に参加していない理由（複数回答）（経年比較）

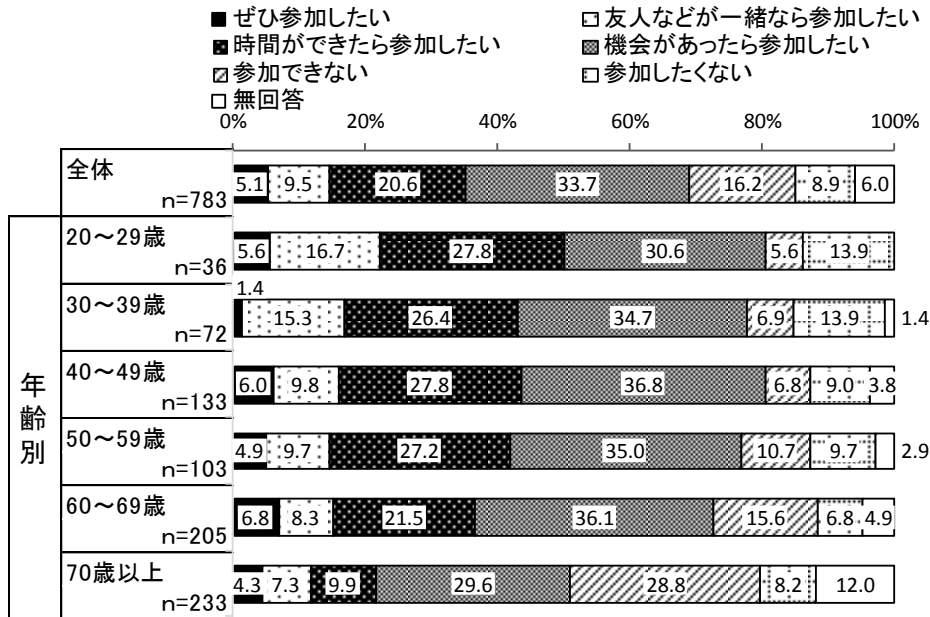


⑦ ボランティア活動の参加意向

ボランティア活動への参加意向は、「機会があったら参加したい」が33.7%と最も高く、次いで「時間ができたら参加したい」(20.6%)、「参加できない」(16.2%)の順となっています。

年齢別でみると、年齢が上がるにつれて「参加できない」が高くなっており、70歳以上では28.8%となっています。また、20～39歳で「友人などが一緒なら参加したい」が他の年齢に比べて高くなっていきます。

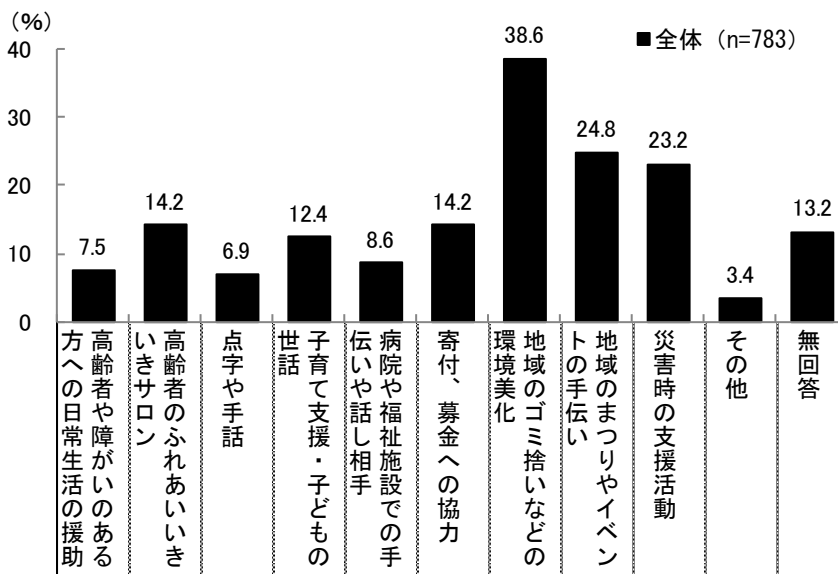
図表 59 ボランティア活動の参加意向 (年齢別)



⑧ 地域のためにやってみたい活動・できそうな活動

今後地域のためにやってみたい活動やできそうな活動について、「地域のゴミ拾いなどの環境美化」が38.6%と最も高く、次いで「地域のまつりやイベントの手伝い」(24.8%)、「災害時の支援活動」(23.2%)の順となっています。

図表 60 やってみたい活動・できそうな活動 (複数回答)



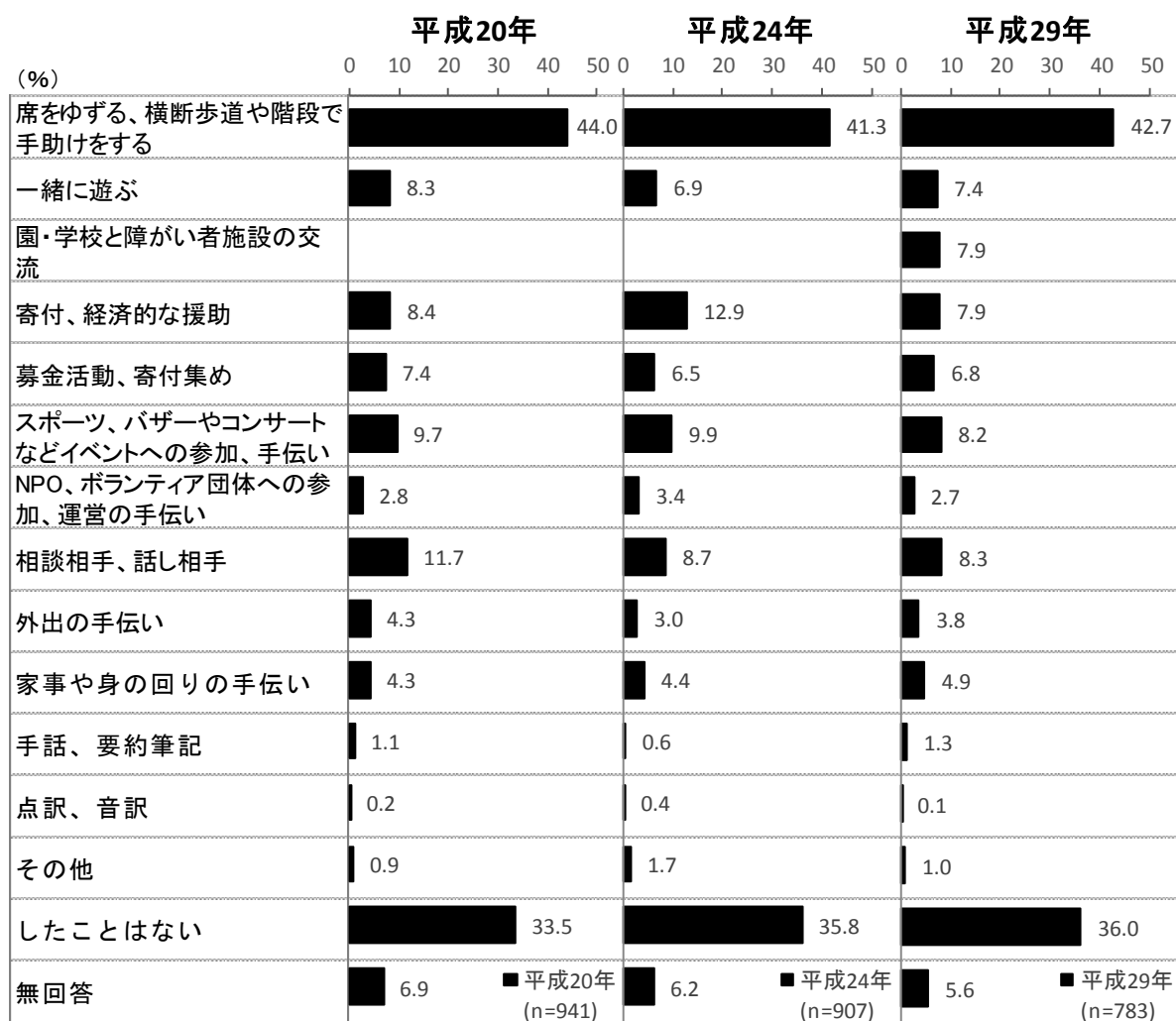
(7) 障がいのある人への理解等について

① 障がいのある人への支援や交流

今までにしたことがある、障がいのある人への手助けやボランティア、交流活動についてたずねたところ、平成29年では「席をゆずる、横断歩道や階段で手助けをする」が42.7%、「したことはない」と答えた人が36.0%となりました。

平成20、24年調査と比較すると、「家事や身の回りの手伝い」、「手話、要約筆記」がわずかに高くなっています。

図表 61 障がいのある人への支援や交流（複数回答）（経年比較）



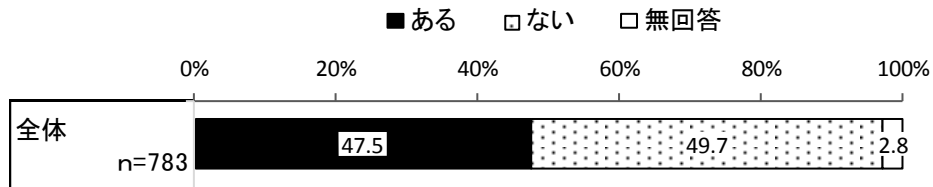
※平成29年調査より選択肢に「園・学校と障がい者施設の交流」を追加



② 障がいのある人に対する差別・偏見があると感じたこと

障がいのある人に対する差別・偏見があると感じたことが「ある」が47.5%、「ない」が49.7%となっています。

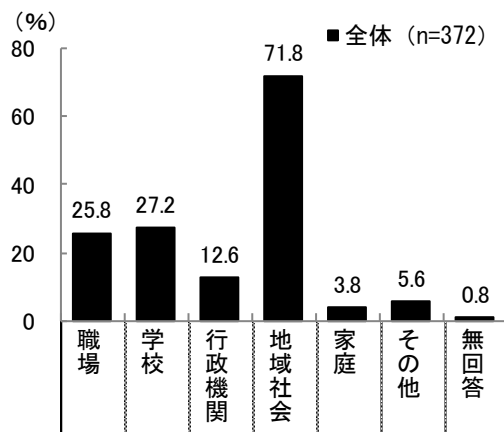
図表 62 障がいのある人に対する差別・偏見を感じたこと



③ 差別・偏見があると感じた場面

障がいのある人に対する差別・偏見があると感じたことがある人に、どのような場面だったかをたずねたところ、「地域社会」が71.8%と最も高く、次いで「学校」(27.2%)、「職場」(25.8%)となっています。

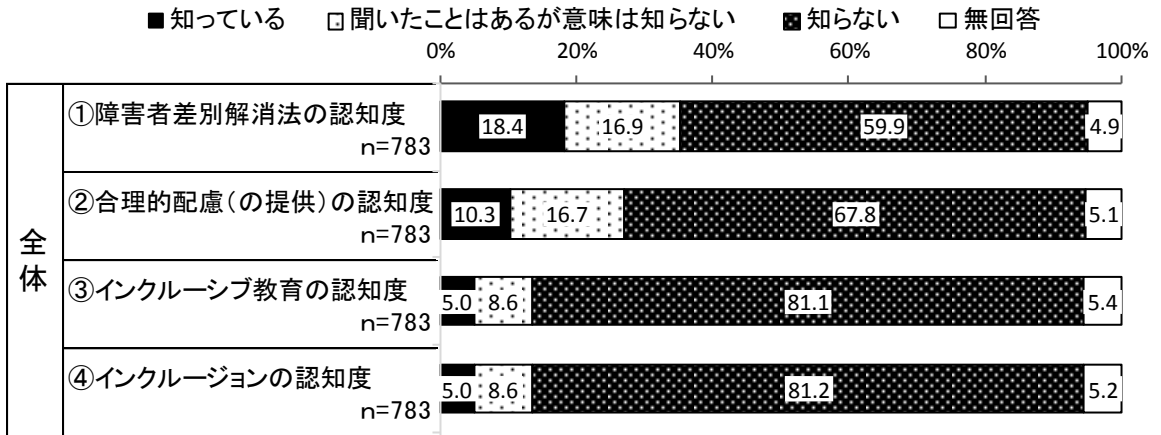
図表 63 差別・偏見があると感じた場面（複数回答）



④ 障がいに関する言葉の意味

障がいに関する言葉の意味について、いずれの言葉も「知らない」が最も高くなっており、なかでも③インクルーシブ教育、④インクルージョンで「知らない」が8割以上となっています。

図表 64 障がいに関する言葉の意味



※障害者差別解消法は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）の通称で、国、自治体、民間事業者に対して、障がいを理由とする不当な差別の禁止、合理的配慮の提供などを定めた法律です。

※合理的配慮（の提供）は、障がいのある人が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うことです。

※インクルーシブ教育は、障がいのあるなしにかかわらず、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して最も確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟なしくみの中で行われる教育です。

※インクルージョン（ソーシャルインクルージョン）は、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うという考え方です。

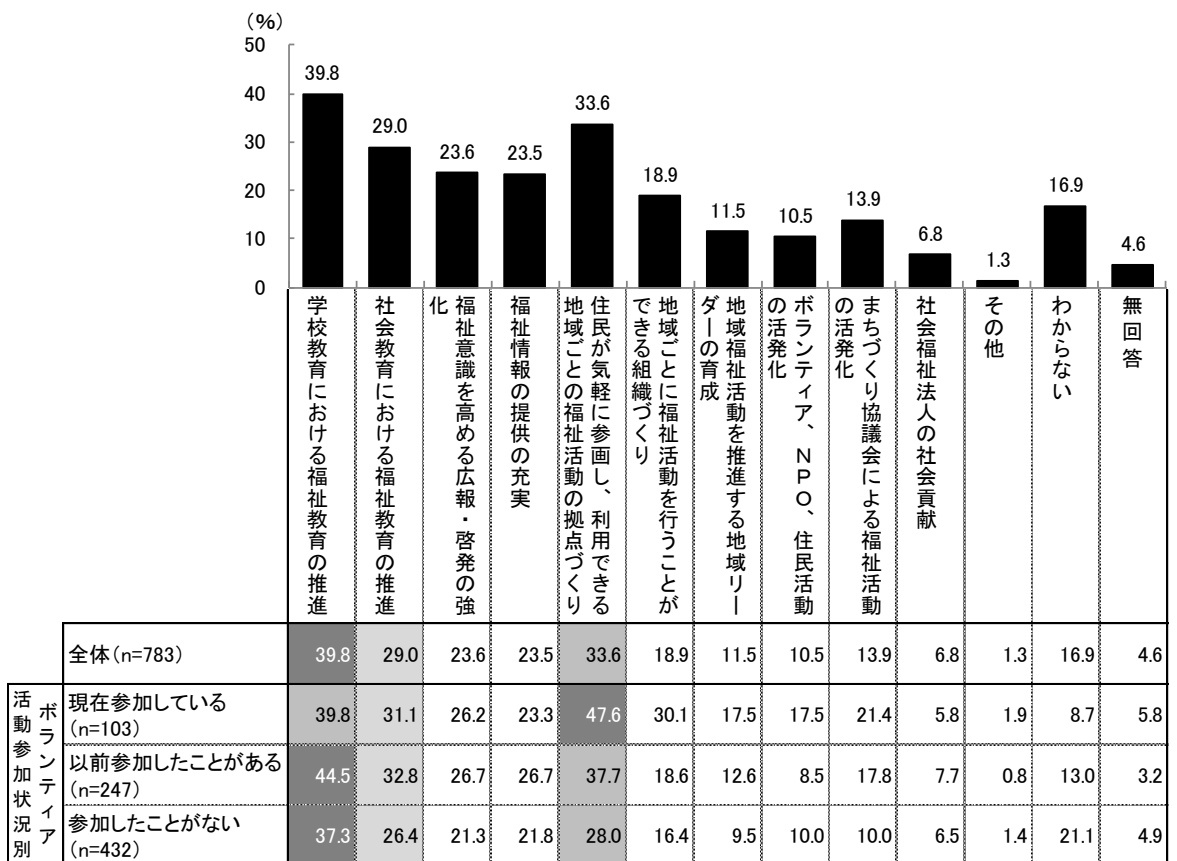
(8) 地域福祉の推進について

① 地域福祉を推進するために必要なこと

地域福祉を推進するために必要なこととして、「学校教育における福祉教育の推進」が39.8%と最も高く、次いで「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が33.6%となっています。

ボランティア活動の参加状況別でみると、現在参加している人の「地域ごとに福祉活動を行うことができる組織づくり」は、現在参加していない人に比べて10ポイント以上高くなっています。

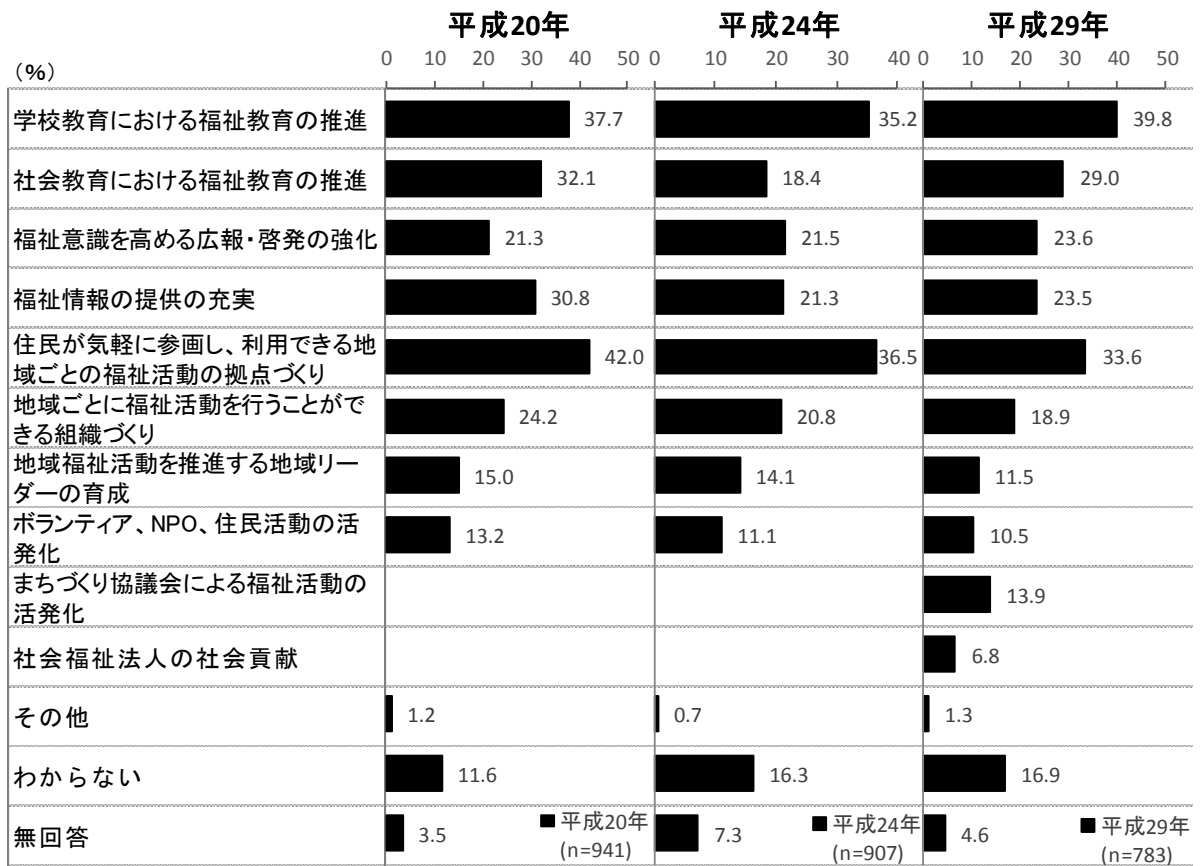
図表 65 地域福祉を推進するために必要なこと(複数回答)(ボランティア活動参加状況別)



平成 20、24 年調査と比較すると、「学校教育における福祉教育の推進」と「福祉意識を高める広報・啓発の強化」は高くなっています。「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」「地域ごとに福祉活動を行うことができる組織づくり」「地域福祉活動を推進する地域リーダーの育成」「ボランティア、NPO、住民活動の活発化」は低下しています。

介護保険の総合事業における住民主体のサービスの確保・育成の取組と相まって、高齢者や障がいのある人を見守り、支えるための地域の居場所づくりを促進していくことが求められます。

図表 66 地域福祉を推進するために必要なこと（複数回答）（経年比較）



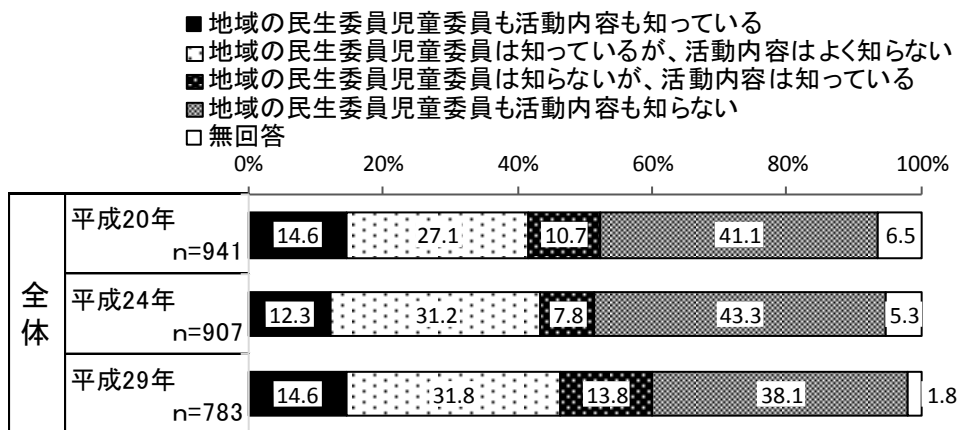
※平成 29 年調査より選択肢に「まちづくり協議会による福祉活動の活発化」「社会福祉法人の社会貢献」を追加

② 地域の民生委員児童委員の認知度

地域の民生委員児童委員について、平成 29 年では「地域の民生委員児童委員も活動内容も知らない」が 38.1%と最も高く、次いで「地域の民生委員児童委員は知っているが、活動内容はよく知らない」(31.8%)となっています。

平成 20、24 年調査と比較すると、「地域の民生委員児童委員は知らないが、活動内容は知っている」が高くなり、「地域の民生委員児童委員も活動内容も知らない」が低くなっています。

図表 67 地域の民生委員・児童委員の認知度（経年比較）

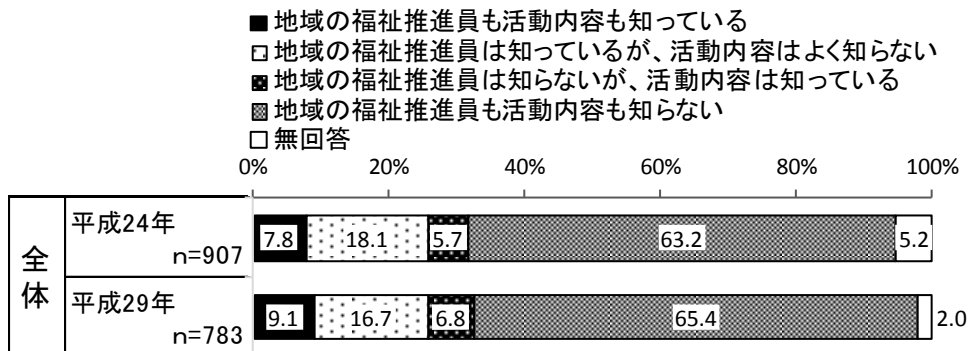


③ 地域の福祉推進員の認知度

地域の福祉推進員について、平成 29 年では「地域の福祉推進員も活動内容も知らない」が 65.4%と最も高く、次いで「地域の福祉推進員は知っているが、活動内容はよく知らない」(16.7%)となっています。

平成 24 年調査と比較すると、特に大きな差はみられません。

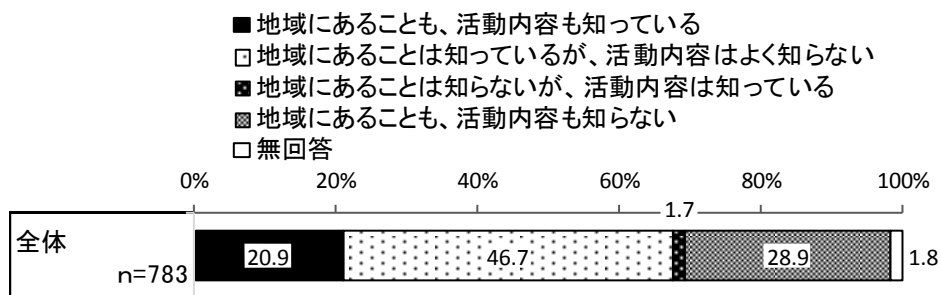
図表 68 地域の福祉推進員の認知度（経年比較）



④ 地区まちづくり協議会の認知度

地区まちづくり協議会について、「地域にあることは知っているが、活動内容はよく知らない」が46.7%と最も高く、次いで「地域にあることも、活動内容も知らない」(28.9%)、「地域にあることも、活動内容も知っている」(20.9%)の順となっています。

図表 69 地区まちづくり協議会の認知度



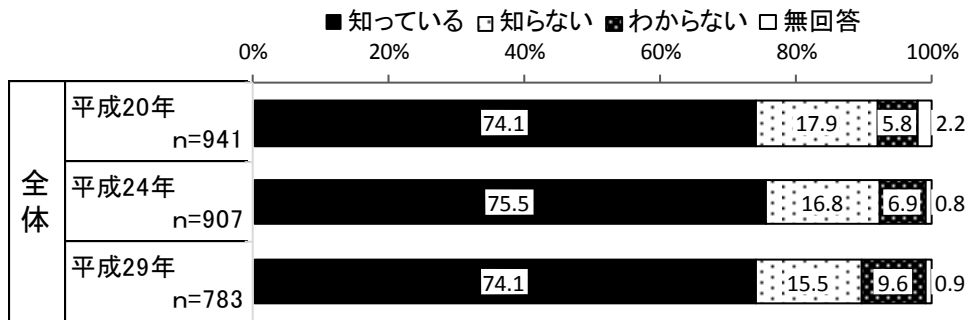
(9) 社会福祉協議会・社会福祉法人について

① 垂井町社会福祉協議会の認知度

垂井町社会福祉協議会について、平成29年では「知っている」が74.1%、「知らない」が15.5%となっています。

平成20、24年の調査と比較すると、わずかに「知らない」が低下傾向となっています。

図表 70 垂井町社会福祉協議会の認知度（経年比較）

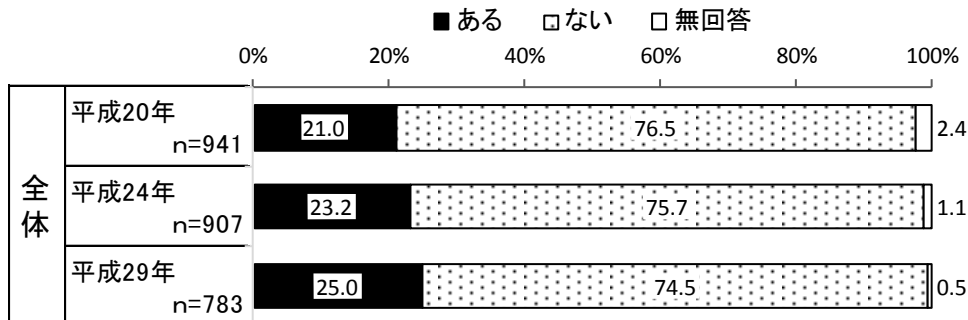


② 社会福祉協議会の事務局へ行った経験

平成29年では、社会福祉協議会の事務局へ行ったことが「ある」が25.0%、「ない」が74.5%となっています。

平成20、24年調査と比較すると、わずかに「ある」が上昇傾向、「ない」が下降傾向となっています。

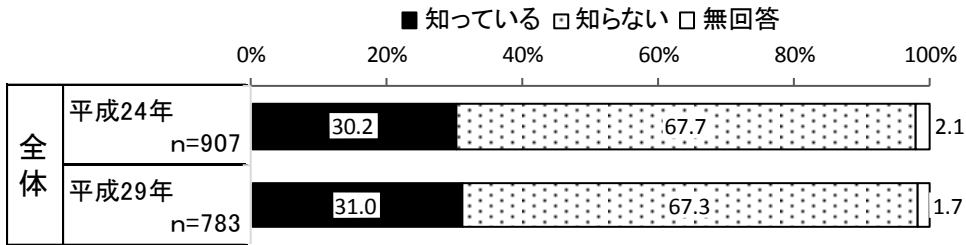
図表 71 社会福祉協議会の事務局へ行った経験（経年比較）



③ 社会福祉協議会の活動事業の認知度

平成29年では、社会福祉協議会の活動事業について「知っている」が31.0%、「知らない」が67.3%となっています。

図表 72 社会福祉協議会の活動事業の認知度（経年比較）

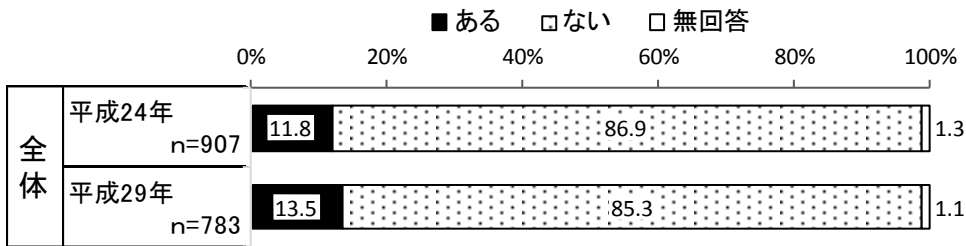


④ 福祉大会等福祉活動への参加

平成29年では、福祉大会等福祉活動へ参加したことが「ある」が13.5%、「ない」が85.3%となっています。

平成24年調査と比較すると、わずかに「ある」が上昇しています。

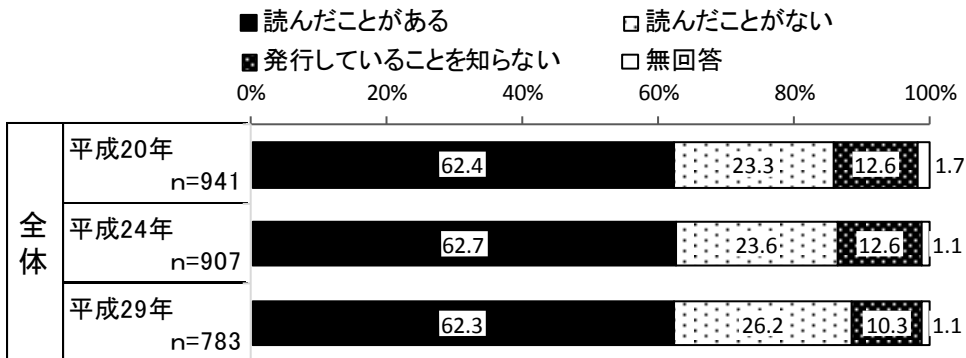
図表 73 福祉大会等福祉活動への参加（経年比較）



⑤ 「社協だより」を読んだ経験

平成29年では、「社協だより」を「読んだことがある」が62.3%と最も高く、次いで「読んだことがない」(26.2%)、「発行していることを知らない」(10.3%)となっています。

図表 74 「社協だより」を読んだ経験（経年比較）

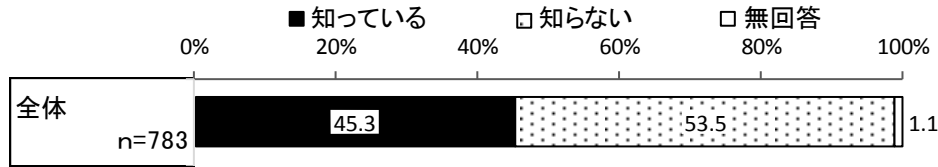




⑥ 社会福祉法人（または社会福祉法人が運営する施設等）の認知度

町内の社会福祉法人（または社会福祉法人が運営する施設等）について「知っている」が45.3%、「知らない」が53.5%となっています。

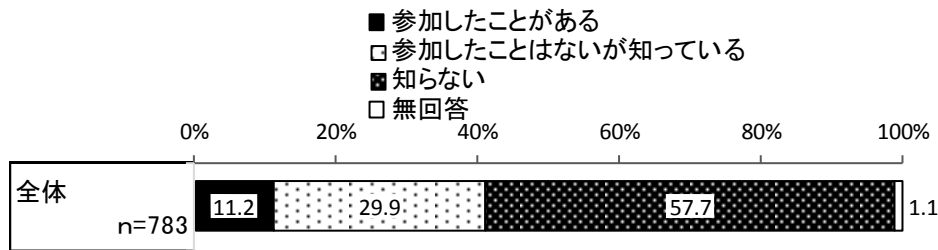
図表 75 社会福祉法人（または社会福祉法人が運営する施設等）の認知度



⑦ 社会福祉法人が行う地域貢献活動の認知度

社会福祉法人が行う地域貢献活動に、「参加したことがある」が11.2%、「参加したことはないが知っている」が29.9%、「知らない」が57.7%となっています。

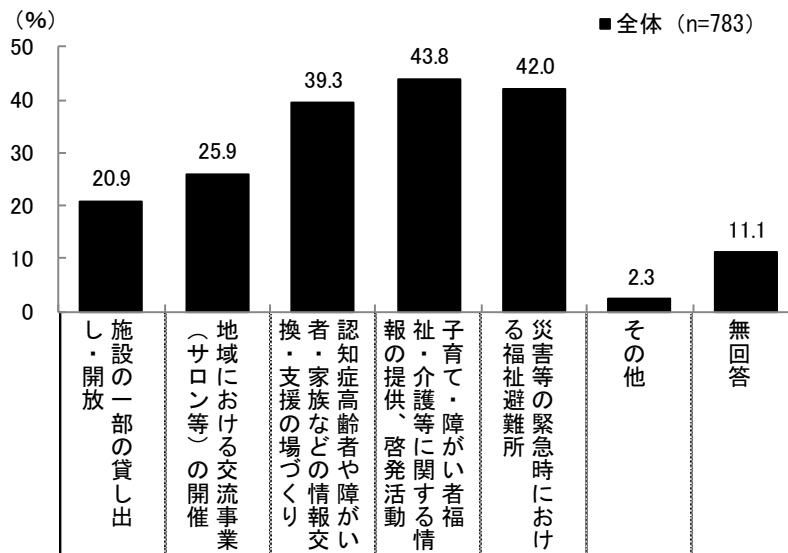
図表 76 社会福祉法人が行う地域貢献活動の認知度



⑧ 社会福祉法人の社会貢献、地域活動に期待すること

社会福祉法人の社会貢献、地域活動に期待することとして、「子育て・障がい者福祉・介護等に関する情報の提供、啓発活動」が43.8%と最も高く、次いで「災害等の緊急時における福祉避難所」(42.0%)、「認知症高齢者や障がい者・家族などの情報交換・支援の場づくり」(39.3%)となっています。

図表 77 社会福祉法人の社会貢献、地域活動に期待すること（複数回答）



## 第2節 中学生意識調査

---

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

これからの垂井町の福祉を担っていく中学生の、福祉に対する意識や地域活動への参加状況などを把握するとともに、「第3期垂井町地域福祉計画」策定の基礎資料を得ることを目的として、実施しました。

#### (2) 調査方法

調査期間	平成29年11月13日～11月30日
調査対象者数	275人（垂井町内の全中学3年生）
調査方法	中学校内で配布、回収（無記名）

#### (3) 調査内容

本調査では、以下の内容について調査しました。

- (1) 回答者自身のことについて
- (2) 福祉への関心について
- (3) 福祉教育について
- (4) ボランティア活動について
- (5) 地域福祉に対する意識について
- (6) まちづくりについて

#### (4) 回収状況

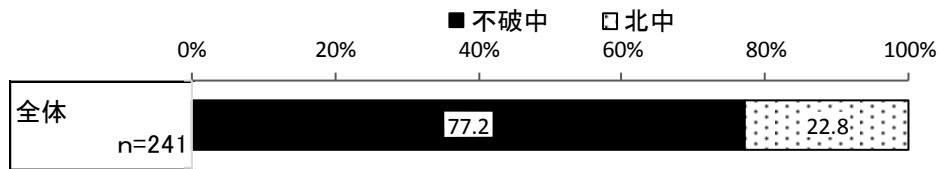
配布数	有効回答数	有効回答率
275	241	87.6%

配布数の内訳は、不破中学校が213通、北中学校が62通です。

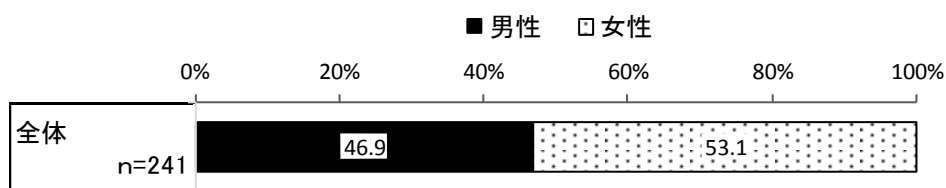
## 2 調査結果

### (1) 回答者自身のことについて

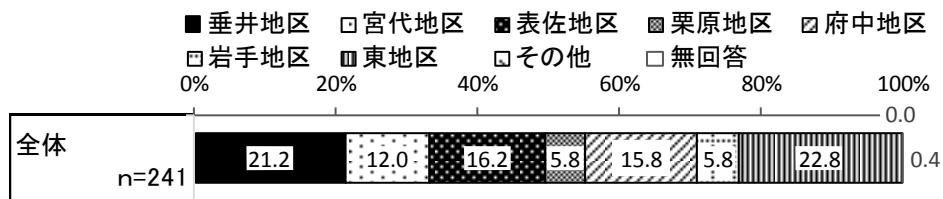
図表 78 中学校



図表 79 性別

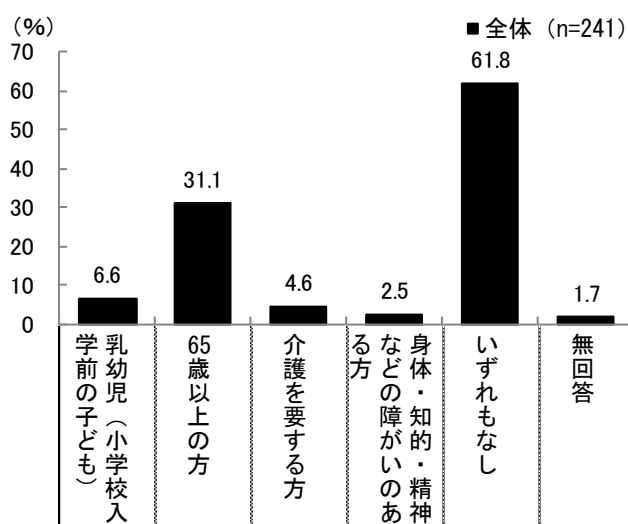


図表 80 居住地区



一緒に暮らしている家族の方に「65歳以上の方」がいる人は31.1%と最も高く、その他の選択肢はいずれも10%以下で、いずれもない人が61.8%となっています。

図表 81 現在一緒に暮らしている家族（複数回答）

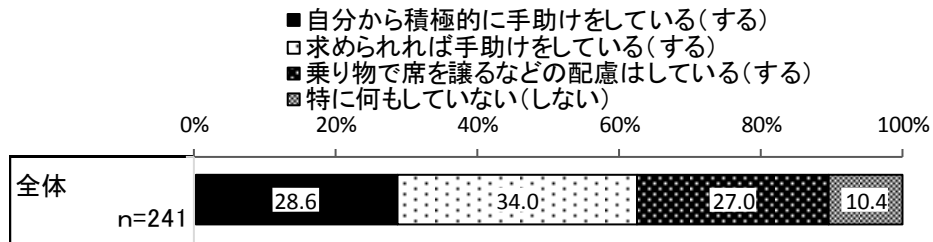


(2) 福祉への関心について

① お年寄りや障がいのある人に対する手助け

お年寄りや障がいのある人が困っている場面に出会ったとき、手助けを行うかたずねたところ、「求められれば手助けをしている(する)」が34.0%と最も高く、次いで「自分から積極的に手助けをしている(する)」(28.6%)、「乗り物で席を譲るなどの配慮はしている(する)」(27.0%)の順となっています。

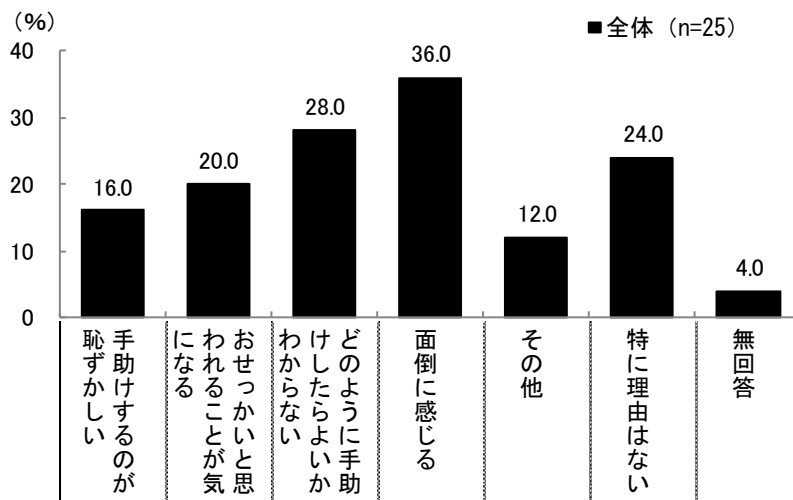
図表 82 お年寄りや障がいのある人に対する手助け



② 手助けをしていない理由

困っている場面に出会ったときに「特に何もしていない(しない)」と回答した生徒にその理由をたずねたところ、「面倒に感じる」が36.0%と最も高く、次いで「どのように手助けしたらよいかわからない」(28.0%)、「特に理由はない」(24.0%)の順となっています。

図表 83 手助けをしていない理由 (複数回答)

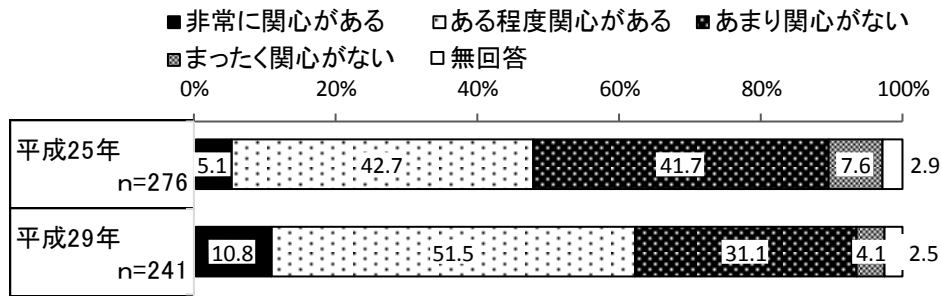


③ 福祉への関心について

福祉への関心について、「非常に関心がある」(10.8%)と「ある程度関心がある」(51.5%)を合わせた<関心がある>は62.3%となっています。

平成25年調査と比較すると、<関心がある>は14.5ポイント高くなっています。

図表 84 福祉への関心（経年比較）

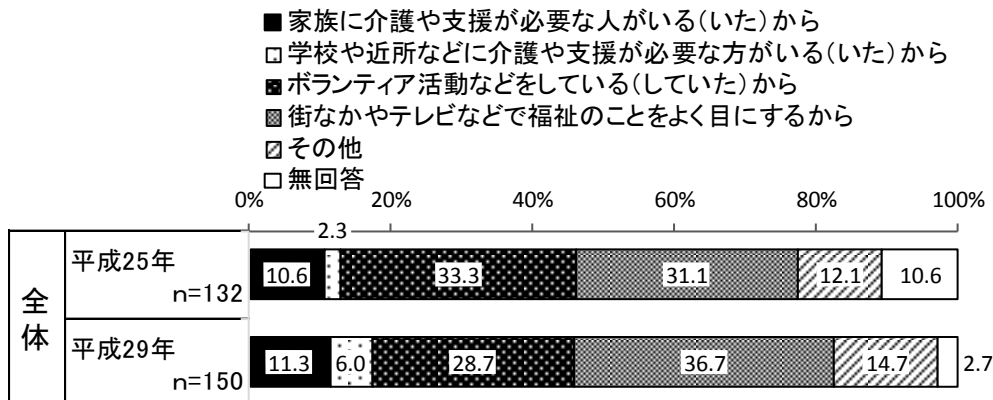


④ 福祉に関心がある理由

福祉に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した生徒にその理由をたずねたところ、「街なかやテレビなどで福祉のことをよく目にするから」が36.7%と最も高く、次いで「ボランティア活動などを行っている(していた)から」(28.7%)の順となっています。

平成25年調査と比較すると、「ボランティア活動などを行っている(していた)から」が低下する一方、「街なかやテレビなどで福祉のことをよく目にするから」が上昇し、両者の順位が入れ替わっています。

図表 85 福祉に関心がある理由（経年比較）

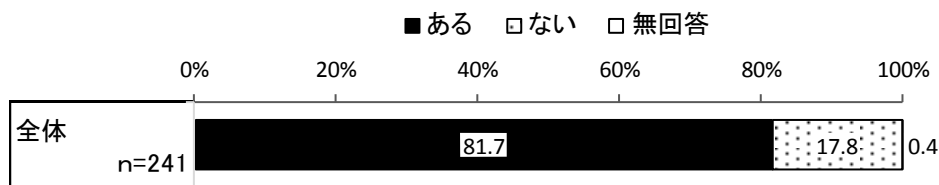


### (3) 福祉教育について

#### ① 福祉について学んだ経験

これまで福祉について学んだ経験の有無をたずねたところ、「ある」が81.7%、「ない」が17.8%となっています。

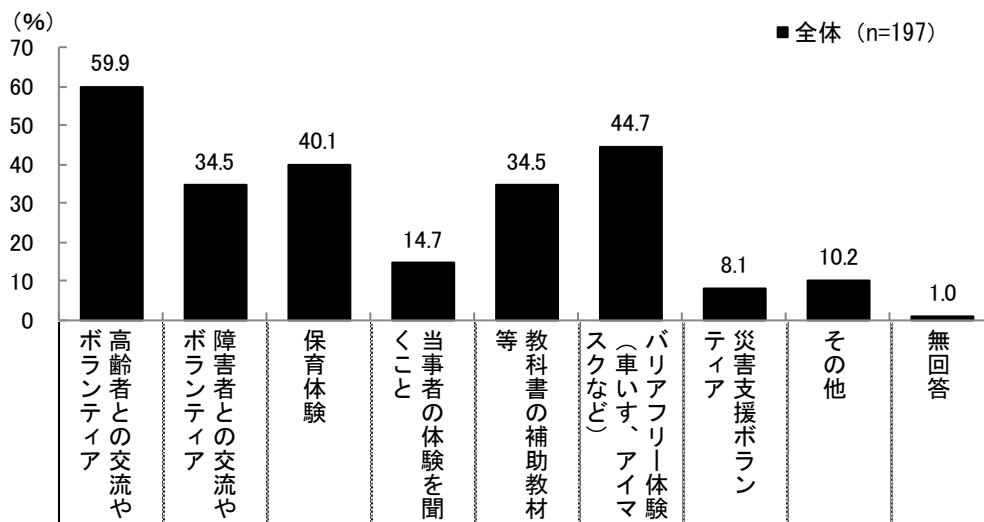
図表 86 福祉について学んだ経験



#### ② 福祉を学んだ手段・方法

福祉について学んだことが「ある」と回答した生徒に、どのように学んだかたずねたところ、「高齢者との交流やボランティア」が59.9%と最も高く、次いで「バリアフリー体験（車いす、アイマスクなど）」(44.7%)、「保育体験」(40.1%)となっています。

図表 87 福祉を学んだ手段・方法（複数回答）

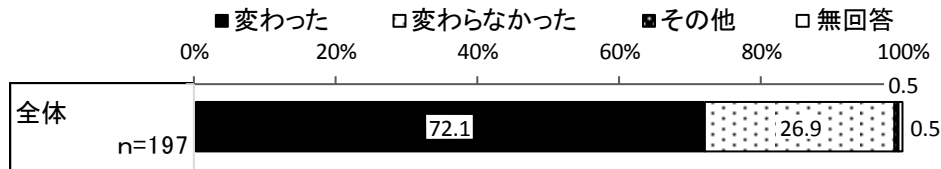


③ 福祉教育による意識の変化

福祉について学んだことが「ある」と回答した生徒に、学んだ前と後で福祉についての意識が変わったかたずねたところ、「変わった」が72.1%、「変わらなかった」が26.9%となっています。

福祉教育の効果、影響がうかがわれることか更なるなる充実が求められます。

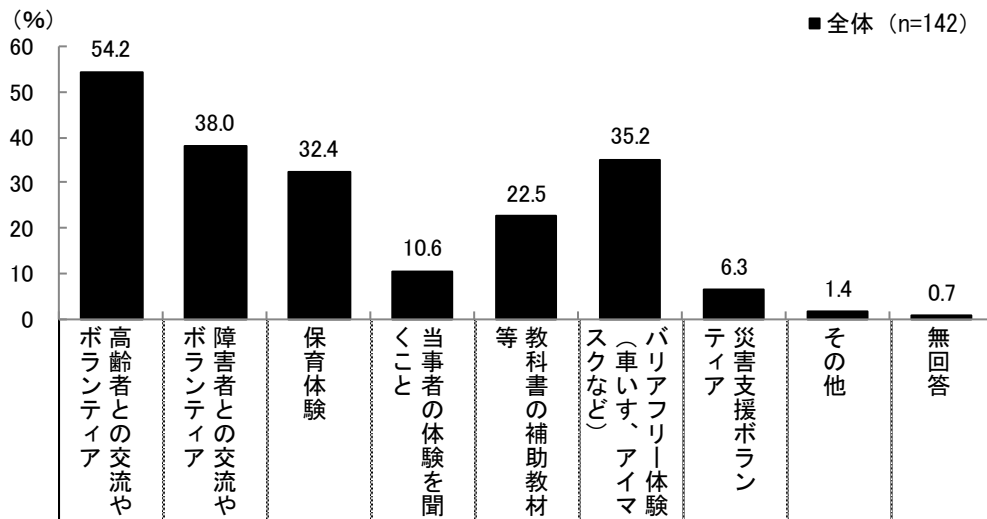
図表 88 福祉教育による意識の変化



④ 意識を変えた福祉教育

福祉教育で意識が「変わった」と回答した生徒に、意識を変えた福祉教育をたずねたところ、「高齢者との交流やボランティア」が54.2%と最も高く、次いで「障害者との交流やボランティア」(38.0%)、「バリアフリー体験(車いす、アイマスクなど)」(35.2%)、「保育体験」(32.4%)の順となりました。このことから、実体験は福祉に関する意識に大きな影響を与えていることがうかがえます。

図表 89 意識を変えた福祉教育 (複数回答)



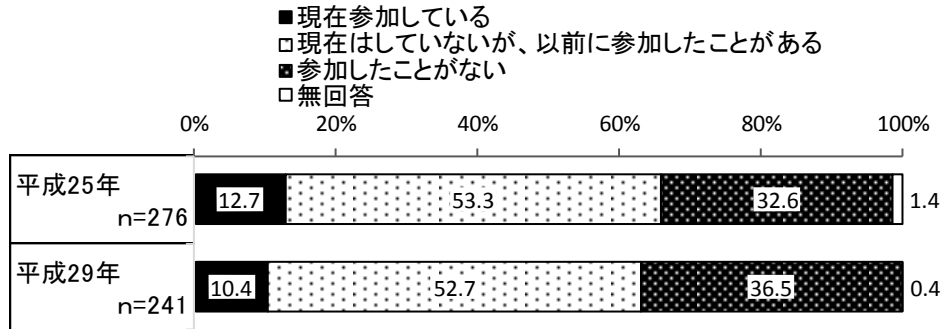
(4) ボランティア活動について

① ボランティア活動の参加状況

ボランティア活動の参加状況についてたずねたところ、平成29年では「現在はしていないが、以前に参加したことがある」が52.7%と最も高くなっています。

平成25年調査と比較して、「参加したことがない」は3.9ポイント高くなっています。

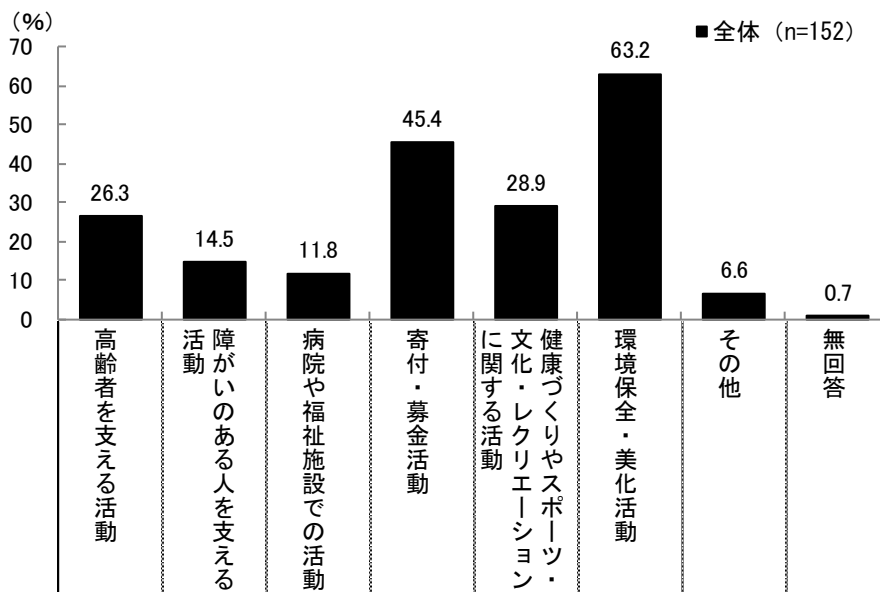
図表 90 ボランティア活動の参加状況（経年比較）



② 参加している（していた）ボランティア活動の内容

福祉に関するボランティア活動に「現在参加している」、「現在はしていないが、以前に参加したことがある」と回答した生徒に、活動の内容をたずねたところ、「環境保全・美化活動」が63.2%と最も高く、次いで「寄付・募金活動」（45.4%）、「健康づくりやスポーツ・文化・レクリエーションに関する活動」（28.9%）、「高齢者を支える活動」（26.3%）の順となっています。

図表 91 参加している（していた）ボランティア活動の内容（複数回答）

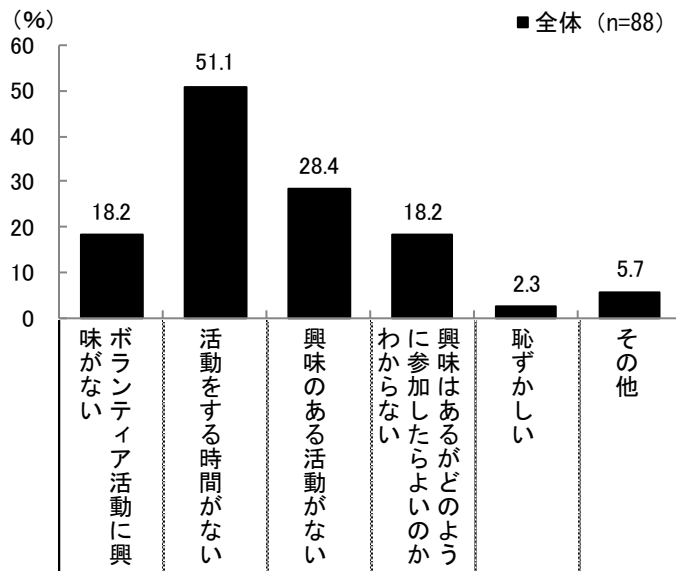




③ ボランティア活動に参加したことがない理由

今まで福祉に関するボランティア活動に「参加したことがない」と回答した生徒に、その理由をたずねたところ、「活動をする時間がない」が51.1%と最も高く、次いで「興味のある活動がない」(28.4%)、「ボランティア活動に興味がない」、「興味はあるがどのように参加したらよいかわからない」(ともに18.2%)の順となっています。

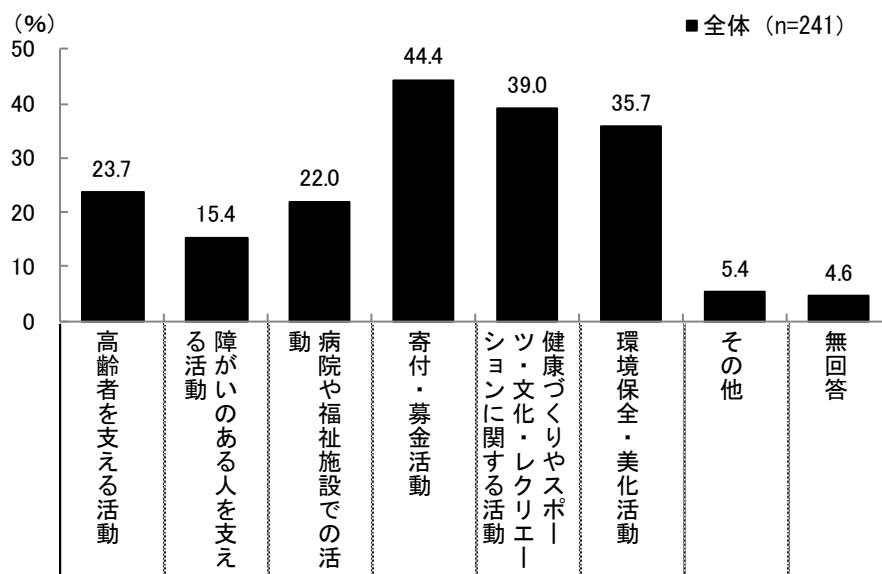
図表 92 ボランティア活動に参加したことがない理由 (複数回答)



④ ボランティア活動のなかで興味のある活動

興味のある活動をたずねたところ、「寄付・募金活動」が44.4%と最も高く、次いで「健康づくりやスポーツ・文化・レクリエーションに関する活動」(39.0%)、「環境保全・美化活動」(35.7%)の順となっています。

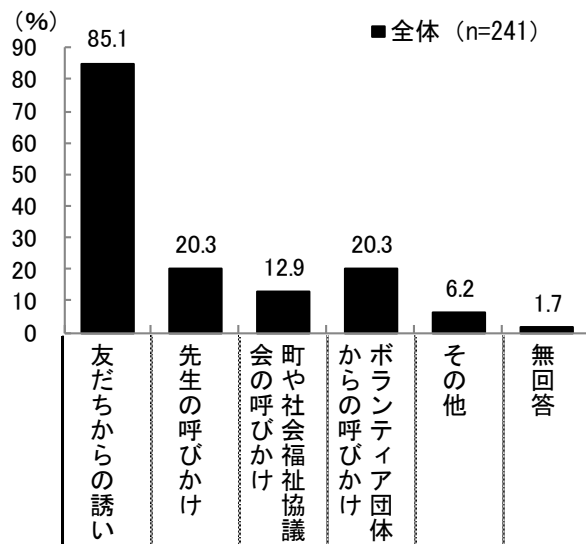
図表 93 ボランティア活動のなかで興味のある活動 (複数回答)



⑤ ボランティア活動に参加しやすくなるきっかけ

ボランティア活動に参加しやすくなるきっかけとして、「友だちからの誘い」が85.1%と最も高くなっています。

図表 94 ボランティア活動に参加しやすくなるきっかけ（複数回答）



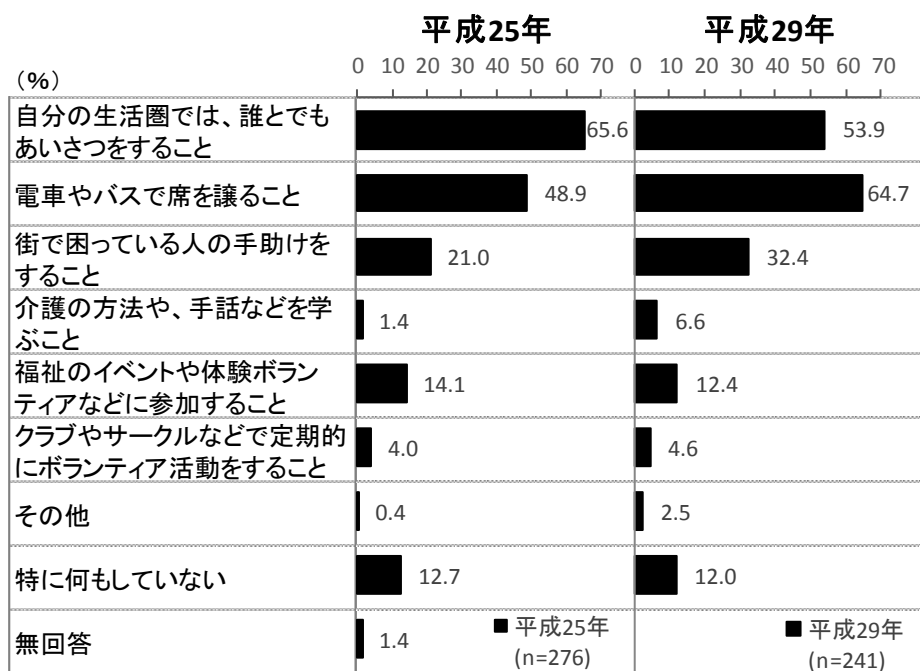
(5) 地域福祉に対する意識について

① 福祉に関して、日頃心がけていること

福祉に関することで、日頃、心がけていることをたずねたところ、平成29年では「電車やバスで席を譲ること」が64.7%と最も高くなっています。

平成25年調査と比較すると、平成25年に最も高かった「自分の生活圏では、誰とでもあいさつをすること」が11.7ポイント低下し、「電車やバスで席を譲ること」が15.8ポイント高くなっています。また、「街で困っている人の手助けをすること」が11.4ポイント高くなっています。

図表 95 福祉に関して、日頃心がけていること（複数回答）（経年比較）

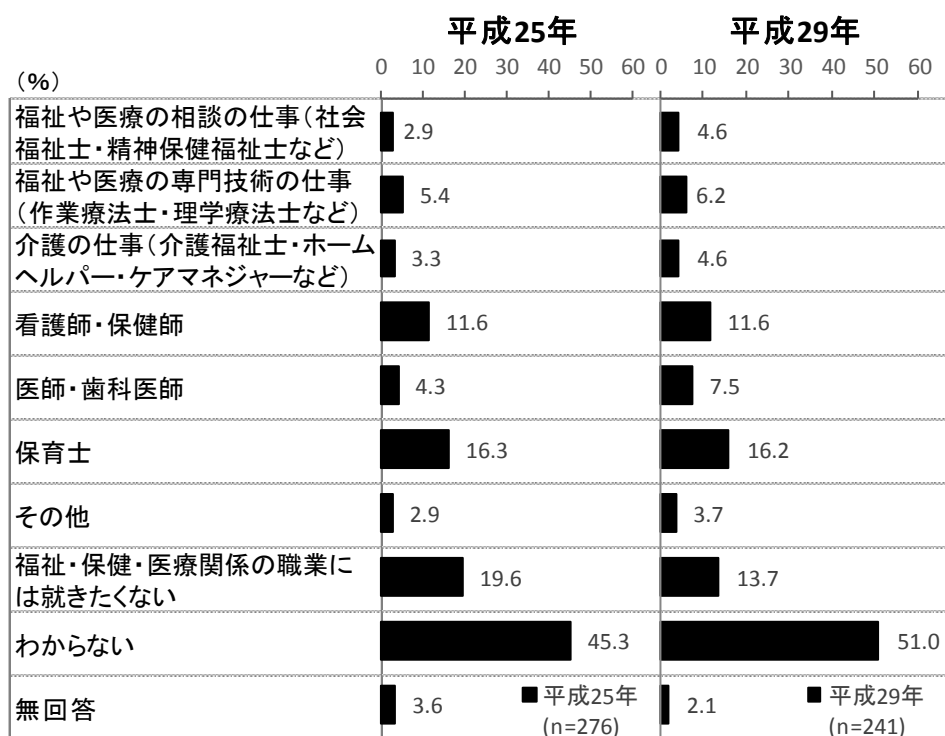


② 福祉・保健・医療関係の職業への就職希望

福祉・保健・医療関係の職業への就職希望について、平成29年では「わからない」が51.0%と最も高く、次いで「保育士」(16.2%)、「福祉・保健・医療関係の職業には就きたくない」(13.7%)、「看護師・保健師」(11.6%)の順となっています。

平成25年調査と比較すると「福祉・保健・医療関係の職業には就きたくない」が低くなり、それ以外の選択肢が高くなっています。

図表 96 福祉・保健・医療関係の職業への就職希望（複数回答）（経年比較）



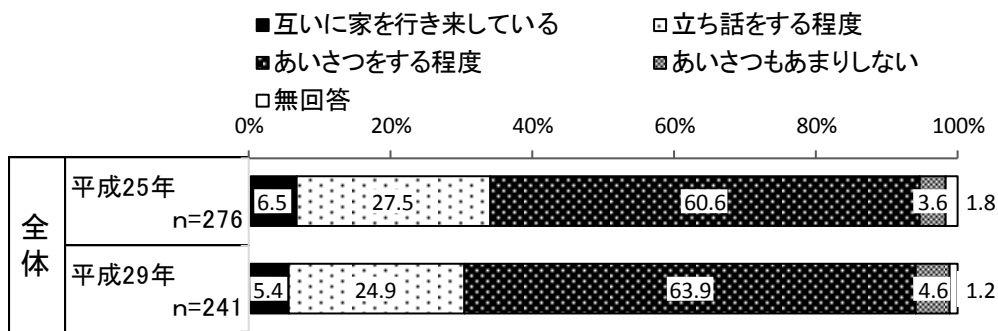
③ 近所づきあいの程度

近所づきあいの程度について、平成29年では「あいさつをする程度」が63.9%と最も高く、次いで「立ち話をする程度」(24.9%)の順となっています。

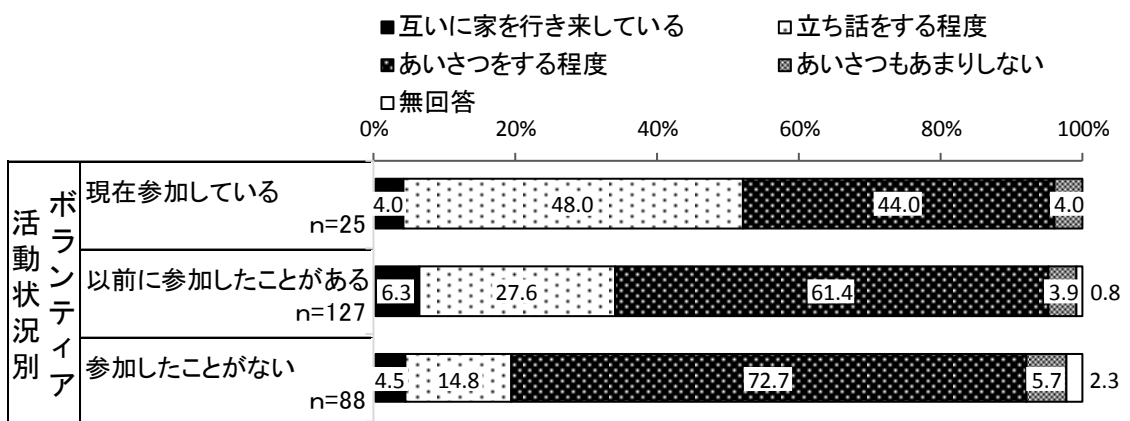
平成25年調査と比較すると、わずかに「あいさつをする程度」が高くなり、より濃密なつきあいである「立ち話をする程度」「互いに家を行き来している」が低くなっています。

ボランティア活動状況別でみると、「あいさつをする程度」のつきあいをしている割合は、ボランティア活動に参加したことがない人が最も高く、以前に参加したことがある、現在参加しているとなるにつれ低下していますが、より濃密なつきあいである「立ち話をする程度」は、ボランティア活動に参加したことがない人が最も低く、以前に参加したことがある、現在参加しているとなるにつれ上昇しています。

図表 97 近所づきあいの程度（経年比較）



図表 98 近所づきあいの程度（ボランティア活動状況別）



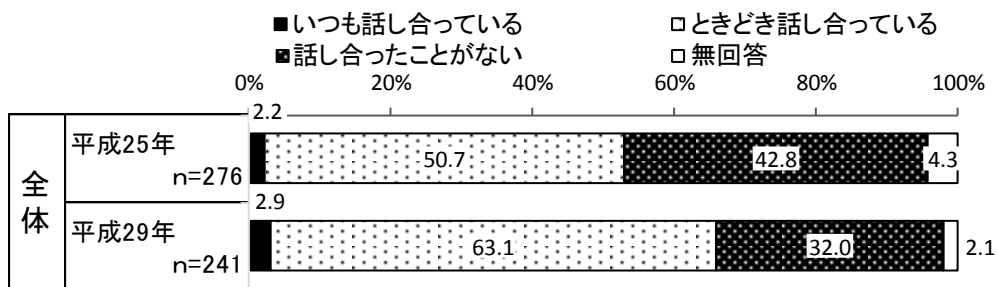
④ 災害に備えた家庭での話し合い

災害に備え、家庭内で避難場所や役割について話し合っているかたずねたところ、平成29年では「ときどき話し合っている」が63.1%と最も高く、次いで「話し合ったことがない」(32.0%)の順となっています。

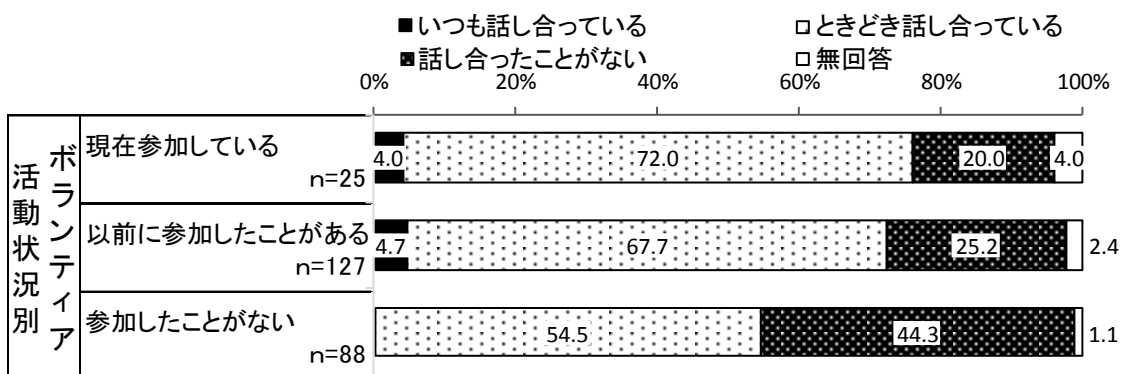
平成25年調査と比較すると、「ときどき話し合っている」が高くなり、「話し合ったことがない」が低くなっています。

ボランティア活動状況別で見ると、「話し合ったことがない」割合は参加したことがない人で最も高く44.3%となっています。

図表 99 災害に備えた家庭での話し合い（経年比較）



図表 100 災害に備えた家庭での話し合い（ボランティア活動状況別）



(6) まちづくりについて

① 垂井町に対する居住意向

将来も垂井町に住み続けたいかたずねたところ、平成29年では「どちらともいえない」が46.9%と最も高く、次いで「将来は他のところに移りたい」(28.2%)、「住み続けたい」(23.2%)の順となっています。

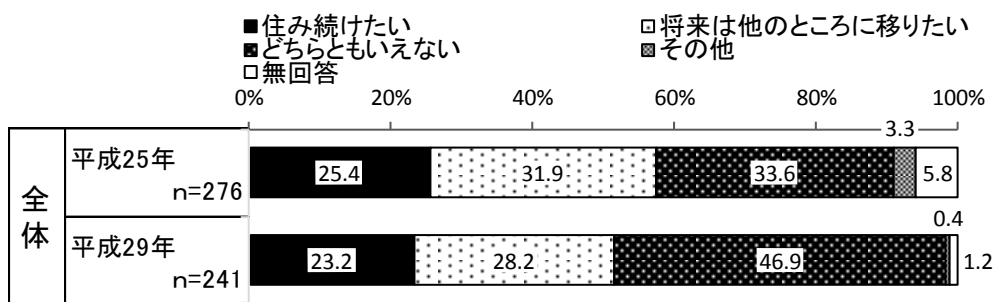
平成25年調査と比較すると、「どちらともいえない」が高くなっています。

ボランティア活動状況別でみると、「住み続けたい」割合が現在参加している人で44.0%となっており、以前に参加したことがある人、参加したことがない人、となるにつれ低くなっています。

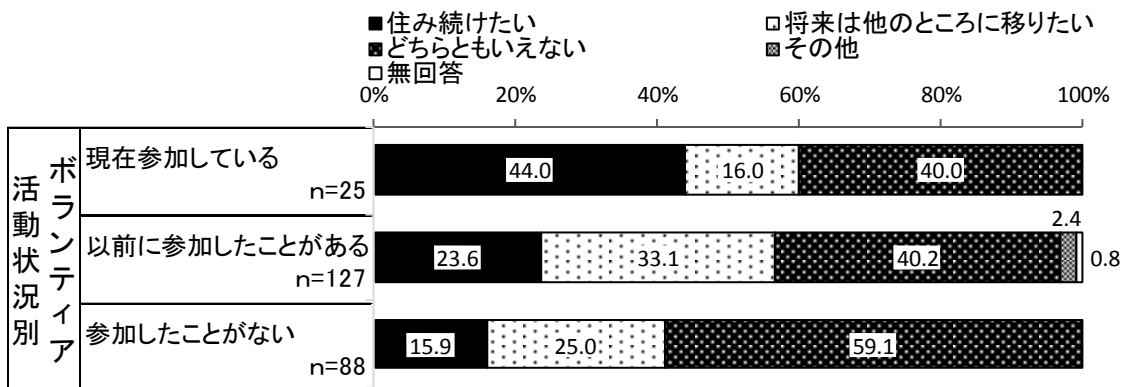
一方で、「どちらともいえない」割合が参加したことない人で59.1%となっており、現在参加している、以前に参加したことがある人よりも高くなっています。

ボランティア活動に参加している人ほど、住み続けたい割合が高くなっていることから、ボランティア活動への参加によって地域への愛着が醸成されていると考えられます。

図表 101 垂井町に対する居住意向（経年比較）



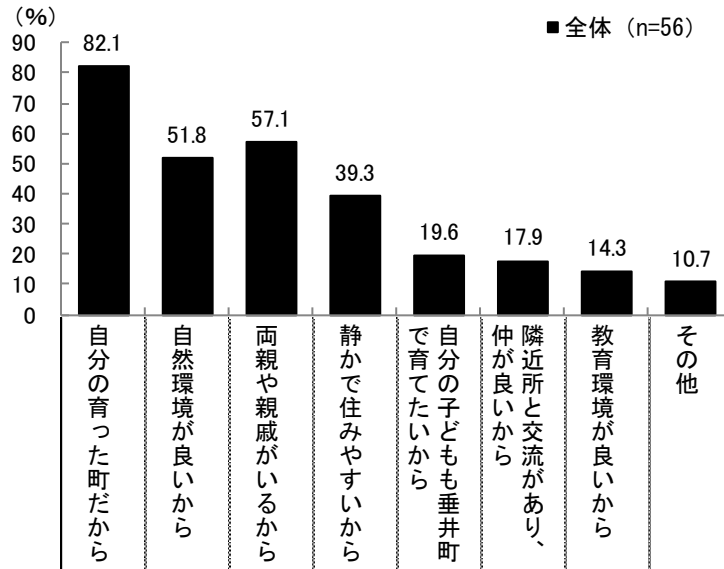
図表 102 垂井町に対する居住意向（ボランティア活動状況別）



② 垂井町に住み続けたい理由

垂井町に対する居住意向で「住み続けたい」と回答した生徒に、その理由をたずねたところ、「自分の育った町だから」が82.1%と最も高く、次いで「両親や親戚がいるから」(57.1%)、「自然環境が良いから」(51.8%)、「静かで住みやすいから」(39.3%)の順となっています。

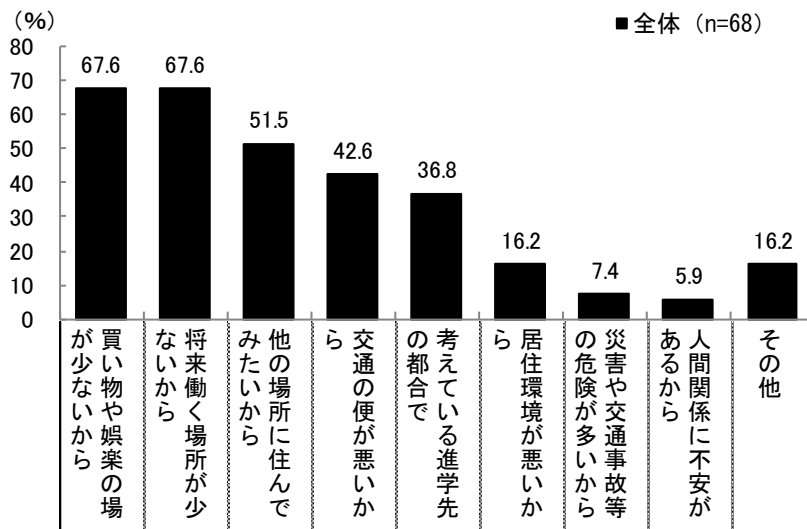
図表 103 垂井町に住み続けたい理由（複数回答）



③ 他のところに移りたい理由

垂井町に対する居住意向で「将来は他のところに移りたい」と回答した生徒に、その理由をたずねたところ、「買い物や娯楽の場が少ないから」と「将来働く場所が少ないから」がともに67.6%と最も高く、次いで「他の場所に住んでみたいから」(51.5%)、「交通の便が悪いから」(42.6%)、「考えている進学先の都合で」(36.8%)の順となっています。

図表 104 他のところに移りたい理由（複数回答）



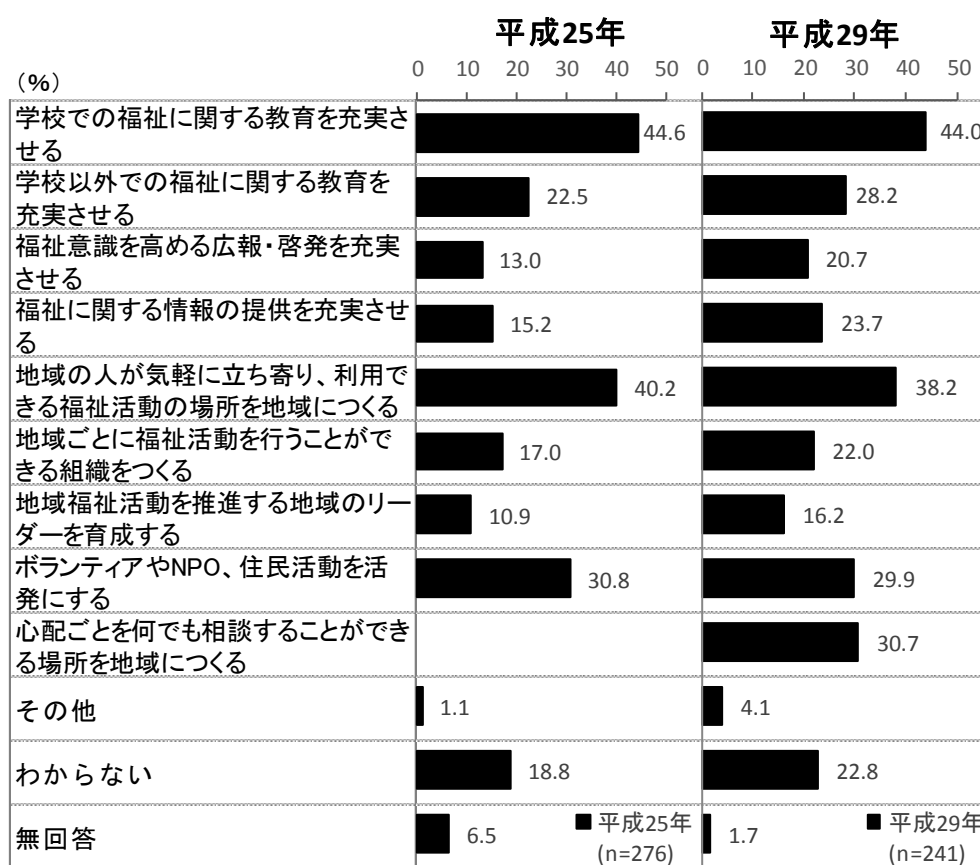


④ 今後、垂井町が取り組むべきこと

今後、安心して暮らせる福祉の町にするためにどんなことに取り組むべきかをたずねたところ、平成29年では「学校での福祉に関する教育を充実させる」が44.0%と最も高く、次いで「地域の人々が気軽に立ち寄り、利用できる福祉活動の場所を地域につくる」(38.2%)、「心配ごとを何でも相談することができる場所を地域につくる」(30.7%)となっています。

平成25年調査と比較すると、「学校以外での福祉に関する教育を充実させる」「福祉意識を高める広報・啓発を充実させる」「福祉に関する情報の提供を充実させる」等が高くなっています。

図表 105 今後、垂井町が取り組むべきこと（複数回答）（経年比較）



※平成29年調査より選択肢に「心配ごとを何でも相談することができる場所を地域につくる」を追加

## 第3節 福祉関係団体・法人調査

---

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

垂井町の地域福祉に関係する団体や法人の現状や課題を把握するとともに、「第3期垂井町地域福祉計画」策定の基礎資料を得ることを目的として、実施しました。

#### (2) 調査方法

調査期間	平成30年2月～3月
調査対象団体数	福祉関係団体：21団体（うち回答18団体） 社会福祉法人：5法人（うち回答4法人）
調査方法	郵送配布、郵送回収

#### (3) 調査内容

本調査では、それぞれ、以下の内容について調査しました。

##### [福祉関係団体]

- ①地域福祉推進のために必要なことについて
- ②団体の活動内容及び今後地域福祉に貢献できることについて
- ③団体活動上での困りごとについて
- ④住民がお試しで活動に参加することについて
- ⑤町や社会福祉協議会が取り組むべきことについて

##### [社会福祉法人]

- ①地域福祉推進のために必要なことについて
- ②法人の地域貢献活動内容及び今後地域福祉に貢献できることについて
- ③地域貢献活動上での困りごとについて
- ④住民がお試しで活動に参加することについて
- ⑤町や社会福祉協議会が取り組むべきことについて

## 2 調査結果

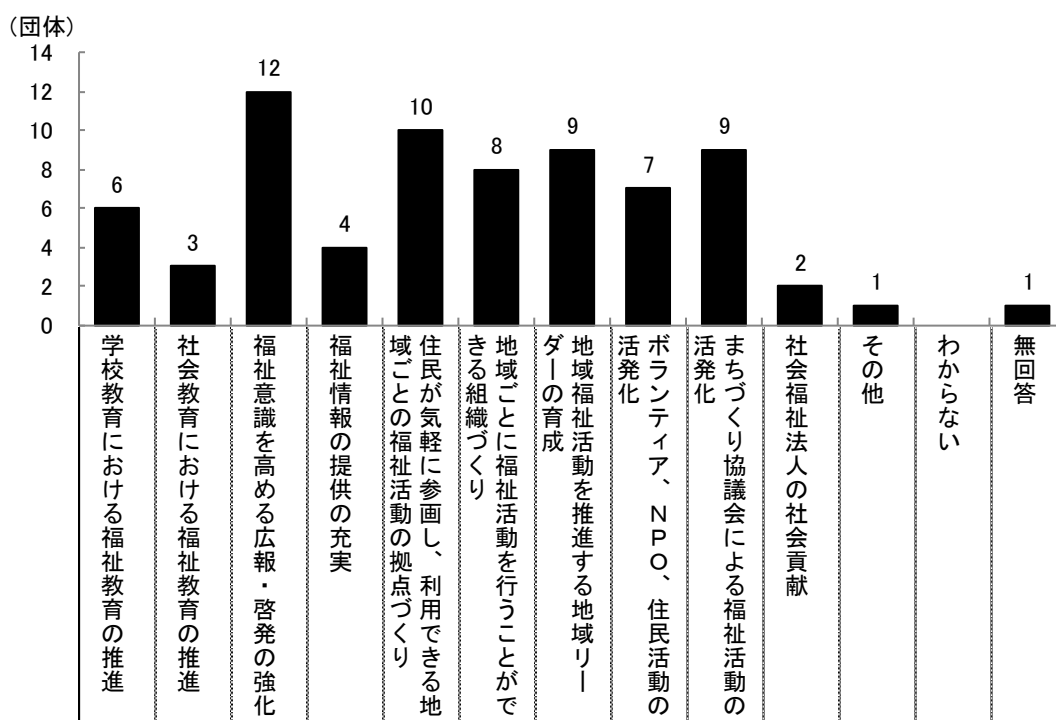
### (1) 福祉関係団体調査

#### ① 地域福祉推進のために必要なこと

地域福祉推進のために必要なことについて、「福祉意識を高める広報・啓発の強化」(12 団体) が最も高くなっています。次いで、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」(10 団体) となっています。

社会福祉法人には、福祉サービス供給の中心的な役割を果たすだけでなく、法人が持つ人材や施設・整備などの資源を利用して、地域で頼りとなる拠一つとつとなり、地域住民が健康で安心して生活できるよう、地域貢献活動に取り組むことが期待されています。これらの取組と連携して地域福祉活動を促進していくことが求められます。

図表 106 地域福祉推進のために必要なこと（複数回答）



② 団体の活動内容及び今後地域福祉に貢献できること

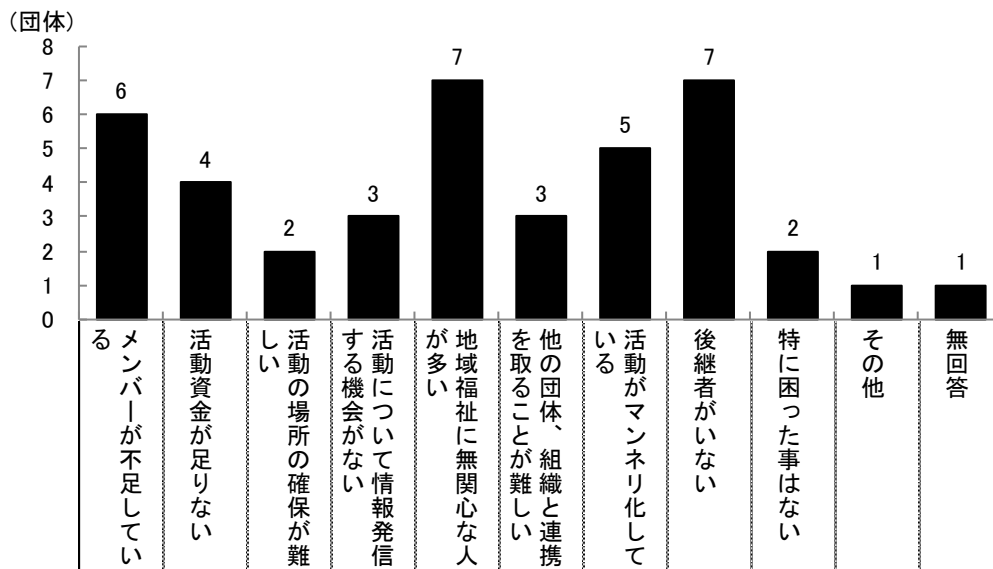
図表 107 団体の活動内容及び今後地域福祉に貢献できること

<p><b>声かけ・見守り活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなと顔見知りになる。</li> <li>・黄色い小旗運動</li> <li>・福祉推進員や近隣ボランティア、コアである各班長が、月1回、地域を歩いて回る「見回り体制づくり」を行う。</li> <li>・見守り、相談活動の継続</li> <li>・安心カードの作成</li> <li>・自治会を単位とした地域内の見守り活動と情報の把握</li> </ul>
<p><b>場所の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアはつらつ運動講座の場所の提供</li> <li>・給食サービスの場所の提供</li> </ul>
<p><b>困りごとへの対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区が困ることのないまちづくりの推進</li> <li>・交通手段等の理由で行事に参加できない方への対策</li> </ul>
<p><b>サロンの開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきふれあいサロン</li> <li>・子育てサロン</li> </ul>
<p><b>ボランティア活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾聴ボランティア</li> <li>・視覚に障がいのある人に対する外出支援</li> <li>・施設訪問</li> </ul>
<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修や講座の開催・参加</li> <li>・福祉大会への参加</li> <li>・民生委員や関係機関との連携</li> <li>・生活支援サービス</li> <li>・手話の学習</li> </ul>

③ 団体活動上での困りごと

団体活動上での困りごととして、「地域福祉に無関心な人が多い」「後継者がいない」（7団体）が最も高くなっています。

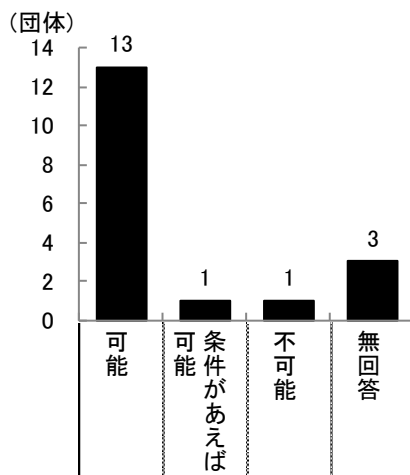
図表 108 団体活動上での困りごと（複数回答）



④ 住民がお試しで活動に参加すること

住民がお試しのような形で一度活動に参加することについて、「可能」が13団体、「条件があれば可能」が1団体となっています。

図表 109 住民がお試しで活動に参加すること（複数回答）



⑤ 町や社会福祉協議会が取り組むべきこと

町や社会福祉協議会が取り組むべきこととしては、「移動手段の確保」「つながりづくり」「情報発信」に大別されます。

団体の周知を図るとともに、コーディネーターを配置して、住民ニーズや地域資源の把握・マッチングを行い、情報交流等を通じて、多様な主体とネットワークを築き、地域での支え合い活動を推進していくことが必要です。

図表 110 町や社会福祉協議会が取り組むべきこと

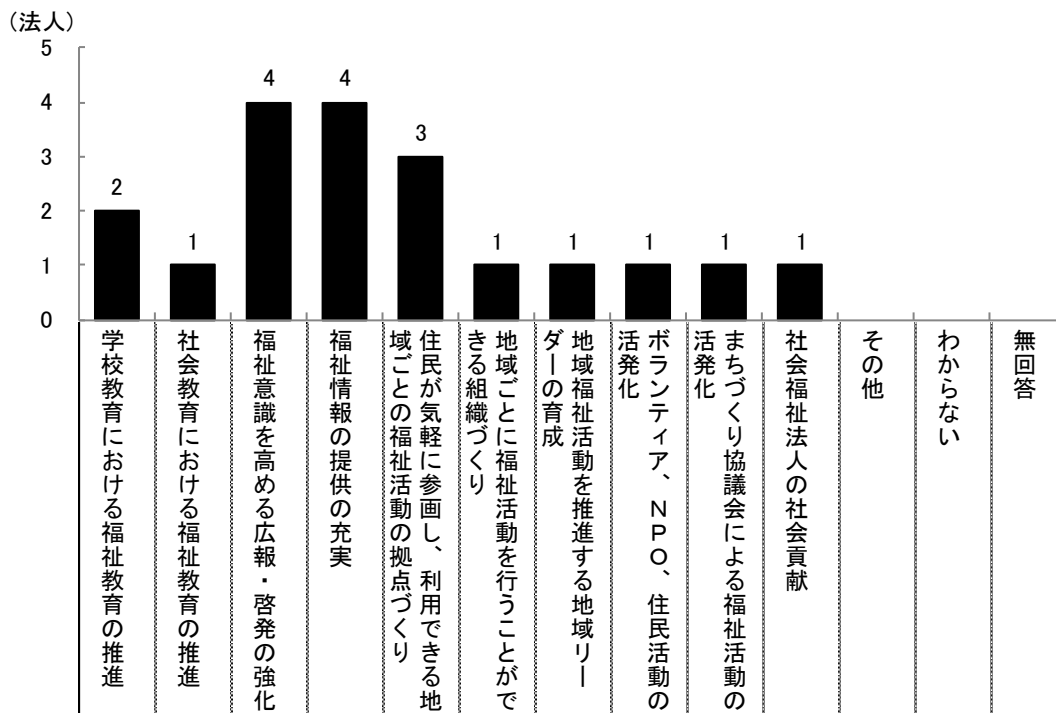
<p><b>移動手段の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区まちづくりセンターへ行くための交通手段がない。</li> <li>・ 巡回バスの経路の検討と回数の増加、時間の検討。</li> </ul>
<p><b>つながりづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まつりに地域の人が積極的に参加して、お互いの横の連携強化を図る。</li> <li>・ 役場職員が現場に出向いて、地元とのコミュニケーションをとる。</li> <li>・ はつらつシニア等の活動とまちづくりの活動をタイアップさせたい。</li> </ul>
<p><b>情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアの情報発信</li> <li>・ 啓蒙と口コミ</li> </ul>

## (2) 社会福祉法人調査

### ① 地域福祉推進のために必要なこと

地域福祉推進のために必要なことについて全ての法人が「福祉意識を高める広報・啓発の強化」「福祉情報の提供の充実」が必要であると答えています。

図表 111 地域福祉推進のために必要なこと（複数回答）



② 法人の地域貢献活動内容及び今後地域福祉に貢献できること

図表 112 法人の地域貢献活動内容及び今後地域福祉に貢献できること

<p><b>行事の開催・参加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人主催イベントの夏まつりを地域住民との交流の場に活用</li> <li>・施設行事へのボランティア参加</li> <li>・地区運動会への施設利用者参加</li> </ul>
<p><b>交流の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校児童、保育園児等とお年寄りの交流の場を年2～3回催している。</li> <li>・地域で活動され、当施設へ来られているボランティアの皆さんとの交流会を、年1回開催している（35～40人参加）。</li> <li>・地域共生社会に向けた貢献策として、子どもと高齢者のコミュニケーション促進を図るアイデアで、「おもちゃ図書館」の開設を予定している。</li> </ul>
<p><b>講座等の開催・協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習療法を認知症予防に応用した脳の健康教室を開催</li> <li>・職員の出前講座として、諸団体が開催する介護予防教室に職員を派遣</li> <li>・認知症講座を年1回ゆのきがわ地域交流ホールで開催</li> </ul>
<p><b>災害対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間防災訓練に、行政、消防関係者に加え、自治会代表者や近隣住民の参加協力のもと実施</li> <li>・災害時の避難対策や事業継続対策について、法人独自でBCPを策定し、繰り返し訓練を実施しており、その中で、法人のノウハウを活かした福祉避難所としての役割も想定している。</li> </ul>
<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区サロンへの支援</li> <li>・生徒の職場講習の受入</li> <li>・施設の無料貸し出し（別館地域交流スペース、デイサービス休業日）</li> </ul>

③ 地域貢献活動上での困りごと

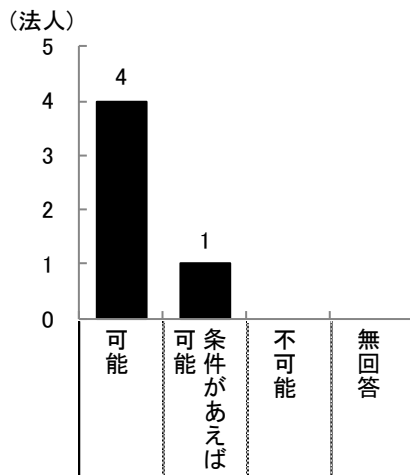
図表 113 地域貢献活動上での困りごと

<p><b>人材不足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員不足が続く中、人的負担に関わる活動。</li> <li>・職員（人材）確保が難しく、余力に乏しい現状。</li> </ul>
<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人所在地が町の中心から離れているため、施設を活用した行事に、車を使用できない高齢者にとって参加が困難となっている。</li> <li>・法人の広報手段だけでは、地域貢献行事の住民への参加周知の浸透策に限界がある。</li> <li>・錯綜する地域団体との関係（地区まちづくり協議会との関係）</li> </ul>

④ 住民がお試しで活動に参加すること

住民がお試しのような形で一度活動に参加することについて、「可能」が4法人、「条件があれば可能」が1法人となっています。

図表 114 住民がお試しで活動に参加すること



⑤ 町や社会福祉協議会が取り組むべきこと

図表 115 町や社会福祉協議会が取り組むべきこと

**情報発信**

- ・ 法人が率先して取り組んでいる地域貢献事業について、公益的観点から引き続き積極的に広報等で後押ししてほしい。
- ・ 福祉現場（児童、障がい、高齢様々ざまな取組事例を日常的に発信して、住民の理解を深めてほしい。
- ・ 人口構造の変化と地域共生社会づくりの必要性などをわかりやすく情報提供していくことが必要。

**人材発掘・確保**

- ・ 県から高い評価を得たワークキャンプ等、地域の福祉人材育成の事業を積極的に実施してほしい。
- ・ 地域の福祉（介護）需要を、長期的に支えていくため、最大の課題である福祉（介護）人材の確保、育成、定着に本腰を入れてほしい。
- ・ 小中高等学校における福祉教育の場を確保いただき、社会福祉法人から職員を講師で派遣させるなどにより、中長期的な地域の福祉人材確保に協力してほしい。

**その他**

- ・ 今後の地域福祉課題解決のため、社会福祉法人の強み（専門技術等のノウハウ、マンパワー、熱意等）をうまくくみ取り、適材適所で積極的な活用をコーディネートしてほしい。
- ・ 集える場所として総合福祉会館を作るべき。
- ・ 地域福祉資源（福祉人材等）とのネットワーク形成への橋渡し（例えば、ボランティアの募集）等、地域との調整において協力願いたい。
- ・ 住民の立場に立った福祉施策の推進をお願いしたい。



## 第4節 地域福祉の課題

---

ここでは、本計画に先立って実施した住民意識調査・中学生意識調査の結果や福祉関係団体・法人調査の結果から得られた垂井町の地域福祉の課題を、第2期計画の基本目標ごとに整理しました。

### 1 ささえあいの人と絆づくり

#### (1) ボランティア活動

住民意識調査によると、ボランティア活動に参加している人はわずかに増加していますが、参加したことがない人が55.2%と、半数以上がボランティア活動に参加していないという結果になりました。

ボランティア活動に参加しない理由は、住民・中学生どちらの調査も、「ボランティア活動をする時間がない」という理由が高くなっています。一方住民で「ぜひ参加したい」「友人などが一緒なら参加したい」「時間ができたら参加したい」「機会があったら参加したい」を合計した＜参加意向＞は68.9%あります。忙しくて参加する時間がないという理由が最も高いものの、「きっかけがない」「興味はあるが参加方法がわからない」も比較的高いことから、参加のための動機付けを行っていくことが必要です。

福祉関係団体・法人調査ではボランティアへのお試し参加が「可能である」「条件が合えば可能である」を合計した＜受入意向＞は、福祉関係団体では77.8%、社会福祉法人では100%にのびります。福祉関係団体・法人のボランティア受入意向は高いため、住民に対して、気軽に参加できる機会の提供や情報提供を行うことがボランティアの参加率を伸ばすことにつながると考えられます。

ボランティア活動への参加により、参加者の約半数が「地域とのつながり」や「地域や社会への貢献」ができたと考えており、ボランティア活動等は地域貢献だけでなく、人とのつながりをつくる場にもなっていることが分かります。そのため、孤立防止の観点からもボランティア活動の推進を図っていくことが重要です。

ボランティア活動を行うにあたっての問題・課題については、住民意識調査では「ボランティアの高齢化」が36.0%と最も高く、次いで「ボランティアが集まらない」が20.6%となっており、福祉関係団体調査でも3割以上の団体から「後継者がいない」「メンバーがいない」などの回答がありました。ボランティアの高齢化や人材不足については地域福祉の重要な課題となっており、次代につながる継続した人材育成が求められます。

## (2) 福祉教育

地域福祉推進のために取り組むべきこととして、住民・中学生どちらの調査とも、「学校での福祉教育の充実」が高くなっています。

中学生意識調査では、福祉について学んだことがあると答えた生徒に対して、学んだ前と後で福祉についての意識が変わったかたずねたところ、福祉教育により福祉の意識の変化がみられたと答える生徒が72.1%と高く、福祉教育は福祉意識に大きな影響を与えています。意識の変化をもたらした教育の内容をたずねたところ、「高齢者との交流やボランティア」「障害者との交流やボランティア」「バリアフリー体験（車いす、アイマスクなど）」「保育体験」が高く、「教科書の補助教材等」(22.5%)を10ポイント以上上回っていることから、交流や体験による福祉教育がより効果的であることが分かります。

福祉意識の向上に福祉教育の影響がうかがわれることから、体験や交流などを中心とした、更なる福祉教育の充実が求められます。

## 2 ささえあいのしくみと場づくり

### (1) ささえあい活動を通じた地域づくり

住民意識調査によると、近所づきあいの程度は徐々に薄くなってきています。家族形態や働き方、価値観などが多様化する中、地域のつながりが弱まっていくのは当然いも言えます。住民意識調査によると、「将来的に孤立してしまうかもしれない」という不安は、3人に1人が感じており、地域の支え合いや見守り、住民主体による生活支援サービスの充実がますます必要となっています。

しかし、地域課題の解決方法について、平成20、24年調査と比較すると「住民同士で解決したい」が低下し、行政依存が高くなってきています。公的な福祉サービスの充実が必要ですが、それだけで地域課題全てを解決できるわけではありません。また、公的な福祉サービスの充実によって、個人からは「支えられながら他の誰かを支える力を発揮する機会」が、地域からは「地域のつながりのなかで困りごとを支え合う土壌」が、行政や福祉事業者からは「福祉サービス対象外の課題にも目を向けていくという姿勢」が失われたという指摘もあります。

地域課題の解決方法については、居住年数が高くなるにつれ、「住民同士で解決したい」と答える人が増えており、住んでいる地域への愛着が、地域課題を我が事として考える姿勢に繋がっていると考えられます。そのため、自治会や地区まちづくり協議会等の既存の組織を軸に地域でのつながりを促進し、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民が我が事として主体的に取り組むしくみづくりを促進していく必要があります。

## (2) 既存団体等の周知とネットワークの構築

垂井町には、全ての地区（小学校区）に地区まちづくり協議会と、町内7地区中6地区に地区ささえあい連絡会等の地域福祉活動団体があります。地区まちづくり協議会は、身近な課題は住民に近いところで主体的に考え、対応・解決するための住民自治を充実・強化するための団体であり、地域づくりの核となる存在です。加えて、民生委員児童委員や福祉推進員も地域で活動しています。しかしながら、これら団体等の認知度は高くないため、周知を図る必要があります。

また、コーディネーターを配置して、住民ニーズや地域資源の把握・マッチングを行い、情報交流等を通じて多様な主体との連携やネットワークづくりを進めていくことが重要です。

## (3) 社会福祉法人の地域貢献との連携

社会福祉法人には、福祉サービス供給の中心的な役割を果たすだけでなく、法人が保有する人材や施設・設備などの資源を活用して、高齢者・障がいのある人・子どもなど地域住民が頼ることのできる地域の拠点の一つとなり、地域住民が健康で安心して生活できるよう地域貢献活動に取り組むことが期待されています。垂井町内の社会福祉法人ではすでに様々な地域貢献活動が行われており、これらの取組と連携して地域福祉活動を促進していくことが考えられます。

## (4) 地域の居場所づくりの推進

地域福祉を推進するために、垂井町が取り組むべきことについて、住民意識調査と福祉関係団体・法人調査では「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が、中学生調査では「地域の人が気軽に立ち寄り、利用できる福祉活動の場所を地域につくる」が、それぞれ2番目に高くなっています。介護保険の総合事業における住民主体のサービスの確保・育成の取組と相まって、高齢者や障がいのある人を見守り、支えるための地域の居場所づくりを促進していくことが求められます。

# 3 住民本位の福祉サービスがあるまちづくり

## (1) 福祉サービスの充実

住民意識調査において、垂井町の福祉への評価は、「ふつう」が約半数を占めていますが、〈進んでいる〉と感じている人は平成20、24年調査と比べて低下しています。一方、福祉サービスの費用は年々増加しています。そのため、福祉サービスの情報提供に努めるとともに、福祉サービスのニーズを把握し、必要なサービスの質・量の確保と適正な利用を図ることで、住民の評価を得ていく必要があります。また、買い物・移動などの生活支援サービスについて、介護保険総合事業とあわせて検討していくことも不可欠です。

## (2) 相談体制の充実と包括的支援体制の充実

住民意識調査において、家族以外の相談相手としては「役場」が最も高くなっています。今後は、高齢者福祉・介護に関しては、地域包括支援センターの機能強化を図り、障がい者福祉に関しては基幹相談支援センター、子育て支援については子育て世代包括支援センターの整備を進めるとともに、住民に対し相談窓口の情報を提供するなど、住民が気軽に安心して相談できる体制を整備していくことが重要です。また、複合化した福祉課題にも対応し、包括的な支援が行われるよう、サービス事業所や関係団体、医療機関等とも連携を強化していく必要があります。

## 4 安全で安心できるまちづくり

### (1) 避難行動要支援者の支援体制の充実

住民意識調査において、どのようにすれば災害時に高齢者のみの世帯や障がいのある人のいる世帯などを支援できるかたずねたところ、「ふだんから、隣近所の人と付き合いをする」と答えた人の割合が高くなっています。また、避難行動要支援者への支援について、「役割を決めてもらえれば、協力してもよい」と答えた人の割合が最も高くなっています。そのため、避難行動要支援者の支援体制づくりを通して、地域でのつながりを築いていくことが必要です。

また、避難行動要支援者台帳を今後活用していくにあたり必要なこととして、「より多くの支援者の確保」「より具体的な避難支援体制づくり」が高くなっているため、避難行動要支援者の支援を図るため、個別支援計画の作成と地域の支援者の確保に取り組んでいく必要があります。

## 第4章 第2期垂井町地域福祉計画の評価

第2期計画について、基本目標ごとに主な取組と、住民の意識の変化や数値の変化を参考指標とし、評価していきます。

### 基本目標Ⅰ ささえあいの人と絆づくり

基本目標Ⅰについては、「福祉意識を高める広報・啓発の推進」「福祉の心を育む福祉教育の推進」「ボランティアの人材育成と人材の発掘」「ささえあい活動の担い手の確保」を施策の方向性として定め、取り組んできました。

主に、出前講座等の回数や社協だよりの発行回数を増やし、住民の福祉意識をより高める取組を行ってきました。ボランティアに登録している人数や福祉に関心のある中学生が増加していることは、啓発や教育の効果のあらわれだと考えられます。

一方で、ボランティア活動への参加意欲のある人の割合は低下しており、新たな担い手を確保するために、今後より幅広く啓発や福祉教育を推進していく必要があります。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙や町のホームページによる福祉情報の提供</li> <li>・ 社協だよりの発行回数の増加（年3回から隔月へ）</li> <li>・ 地域住民の福祉の心を醸成する講演会（たるいふれあいのつどい）の実施（平成26年より）</li> <li>・ 町内7地区中6地区の地区ささえあい連絡会等で生活支援事業を実施</li> <li>・ ボランティア団体や自治会、学校に向けた研修会や福祉学習・福祉講座等の実施</li> <li>・ 自治会や学校、地区まちづくり協議会への出前講座の実施回数の増加</li> <li>・ 人権啓発活動の実施</li> <li>・ 新たな担い手を育成するための講座の実施（傾聴ボランティア・おもちゃドクター等）</li> <li>・ 年1回のワークキャンプにおける職業体験の実施</li> </ul>

参考指標	平成24年	平成29年
ボランティア登録人数	1,056人	1,172人
ボランティア活動への参加意欲のある（「ぜひ参加したい」＋「機会等、何らかの条件が整えば参加したい」）人の割合	71.5%	68.9%
福祉に関心のある（「非常に興味がある」＋「ある程度興味がある」）中学生の割合	47.8*	62.3%

※平成25年実施

## 基本目標Ⅱ ささえあいのしくみと場づくり

基本目標Ⅱについては、「地域見守り活動の推進」「ボランティア・地域活動の支援を推進」「活動内容の情報提供と周知」「活動団体の情報交換と連携支援」を施策の方向性として定め、取り組んできました。

主に、民生委員児童委員をはじめとしたボランティアや地域活動団体による見守り活動やいきいきふれあいサロン、ほっとサポートなどの地域福祉活動への支援等を行ってきました。地域での見守り活動を行っている民生委員児童委員の認知度は上昇しています。しかし、近所づきあいの程度や地域活動への参加状況は減少傾向にあります。

そのため、地域活動団体の周知を図ると同時に、住民一人ひとりの地域活動への参加促進を図っていくことが必要です。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区ささえあい連絡会による地区の特色を生かした見守り活動の実施</li> <li>・ いきいきふれあいサロンのサロン数、利用者数の増加</li> <li>・ いきいきふれあいサロン主催者同士の連絡会の実施</li> <li>・ 認知症キャラバンメイト養成講座の実施</li> <li>・ 共同募金の地域活動団体等への配分</li> <li>・ 町内7地区中6地区の地区ささえあい連絡会等で生活支援事業を実施（再掲）</li> <li>・ 民生委員児童委員の活動内容の広報</li> <li>・ 民生委員児童委員と福祉推進員との連携促進</li> </ul>

参考指標	平成 24 年	平成 29 年
近所づきあいの程度について、「家を行き来するつきあい」をしている人の割合	11.8%	10.5%
地域の活動や行事への参加状況について、「積極的に参加している」人の割合	11.0%	8.0%
民生委員児童委員について、「委員も活動も知っている」人の割合	12.3%	14.6%
いきいきふれあいサロンのサロン数及び利用者数	サロン数 21 利用 4,637 人	サロン数 27 利用 5,767 人

## 基本目標Ⅲ 住民本位の福祉サービスがあるまちづくり

基本目標Ⅲについては、「相談・情報提供の充実」「住民ニーズの充足」「サービスの質の向上」を施策の方向性として定め、取り組んできました。

研修会による質の向上や情報提供の回数を増やすなどの取組をしてきましたが、垂井町の福祉について“進んでいる”と答える住民の割合は低下しています。今後もニーズを把握する機会を設け、サービスの質・量の確保と適正な利用を図ることが必要です。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協だよりの発行回数の増加（年3回から隔月へ）（再掲）</li> <li>・ 関連団体を福祉イベントの実行委員とし、意見交換、ニーズ把握等を実施</li> <li>・ サービス提供事業者等への研修の実施</li> </ul>

参考指標	平成24年	平成29年
垂井町の現在の福祉について、進んでいる（「非常に進んでいる」＋「やや進んでいる」）と答える人の割合	7.9%	6.2%

## 基本目標Ⅳ 安全で安心できるまちづくり

基本目標Ⅳについては、「人にやさしいまちづくりの推進」「地域の防災・防犯活動の推進」「権利擁護の推進」を施策の方向性として定め、支援体制の構築のため、避難所運営ゲーム（HUG）・災害図上訓練（DIG）といった防災対策訓練の実施や地域での見守り活動支援を行ってきました。

避難行動要支援者へは「積極的に支援したい」人の割合は低下しており、災害時でも全ての人々が安心して過ごすことのできるよう、住民とともに支援する体制を整備していく必要があります。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所運営ゲーム（HUG）及び災害図上訓練（DIG）の実施</li> <li>・ 地区ささえあい連絡会による地区の特色を生かした見守り活動の実施（再掲）</li> </ul>

参考指標	平成24年	平成29年
避難行動要支援者の支援について「積極的に協力したい」人の割合	23.5%	18.6%
避難所運営ゲーム（HUG）及び災害図上訓練（DIG）の実施回数	1回	5回

## 重点的な取組

また、第2期計画の重点的な取組についても実施状況を評価していきます。

取組番号	重点的な取組	取組実施状況
1 及び 2	<p>地区ささえあい連絡会等の充実</p> <p>ボランティアセンターの中核化による活動活性化</p>	<p>地区ささえあい連絡会等の地域福祉活動団体では、それぞれの地区の実情に応じた活動や支え合い・見守り活動が行われています。また、平成30年には町内7地区中6地区で、地区ささえあい連絡会による生活支援が実施されています。</p> <p>ボランティアについては、第2期計画策定後、ボランティア参加者数は増加しており、ボランティアセンターがその中核としてボランティア活動の支援を行っています。しかし、ボランティア活動への参加意欲の高い人の減少や「新たな担い手がない」といった課題が生じています。</p> <p>今後は、ボランティア活動を活性化していく取組が必要だと考えられます。</p>
3	<p>避難行動要支援者の把握と地域の支援体制の充実</p>	<p>避難行動要支援者については、町全域での把握は完了しています。</p> <p>支援体制の整備として、避難所運営ゲーム（HUG）や災害図上訓練（DIG）といった防災対策訓練を行ってきました。災害発生時や避難時における避難行動要支援者への支援には地域住民の力が必要ですが、避難行動要支援者の支援について「積極的に協力したい」人の割合は低下しています。</p> <p>今後も地域での支援体制の充実を図るとともに、地域住民の参加を促進していく必要があります。</p>
4	<p>団塊の世代と元気な高齢者を取り込んだ福祉の担い手づくりの定着</p>	<p>団塊世代や高齢者の地域福祉活動として、おもちゃドクターや傾聴ボランティア等が行われています。また、県外から講師を招いてボランティア養成講座を開催し、団塊の世代や高齢者への地域福祉活動参加を促進しています。</p> <p>今後は各ライフステージに合わせてアプローチしていき、担い手を確保していくことが必要です。</p>



## 第5章 基本的な考え方

### 第1節 基本理念

---

# ささえあいをつくる 福祉のまち たるい

本町においては、昭和55年には2,493人であった65歳以上の人口が、平成27年には約3倍の7,802人となる一方、昭和55年には6,439人であった15歳未満の人口は、平成27年には約4割減少して3,742人となり、1世帯あたりの人員数も3人を下回るようになりました。

少子高齢化や世帯あたりの人員数の減少に伴い、家庭内での支え合いの力は低下しています。また、社会環境の変化による地域のつながりの希薄化や、少子高齢化による地域福祉の担い手不足により、地域社会での支え合い機能も低下しています。

そのような社会で、全ての住民が安心して地域で暮らしていくためには、公的な福祉サービスが必要ですが、行政による一律のサービスだけではなく、地域住民、ボランティア団体、NPO法人などが中心となって行うきめ細やかで柔軟な支援や、日常の見守りも必要不可欠です。

地域での支え合い機能を高めるためには、地域住民が自分たちの住む地域の福祉課題を「我が事」と捉えられ、解決に努めることが必要です。福祉は決して一部の人たちだけの問題ではなく、また一部の人のものではありません。住民一人ひとりが自分の住んでいる地域の福祉課題に対して、「自分たちに何ができるか」を考え、実践していくことは地域での支え合いにつながります。そして、地域で支え合うことは誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながると考えます。

そこで本計画では、地域住民の支え合いや、住民と行政・関係機関との協働により、垂井町を、全ての住民が安心して暮らしていける福祉のまちにすることを目指し、『ささえあいをつくる 福祉のまち たるい』を基本理念とします。

## 第2節 基本目標

---

基本理念として定めた『ささえあいにつくる 福祉のまち たるい』を実現するため、次の3つの基本目標に沿って取組を進めていきます。

### 基本目標1 ささえあいのための人づくり・しくみづくり

地域福祉の推進には、住民の相互支援による支え合いが重要です。地域での支え合いや助け合いによって地域の福祉課題を解決していくことの重要性について、住民の理解を深め、ひとりでも多くの方が地域福祉に携わっていただけるよう、人づくりを推進していきます。

また、地域住民や地区まちづくり協議会・地域福祉活動団体・ボランティア団体・NPO法人などの様々な団体が連携し協力し合って課題を解決できるよう、地域内における支え合いのしくみづくりを推進していきます。

### 基本目標2 自分らしく生きられる福祉の基盤づくり

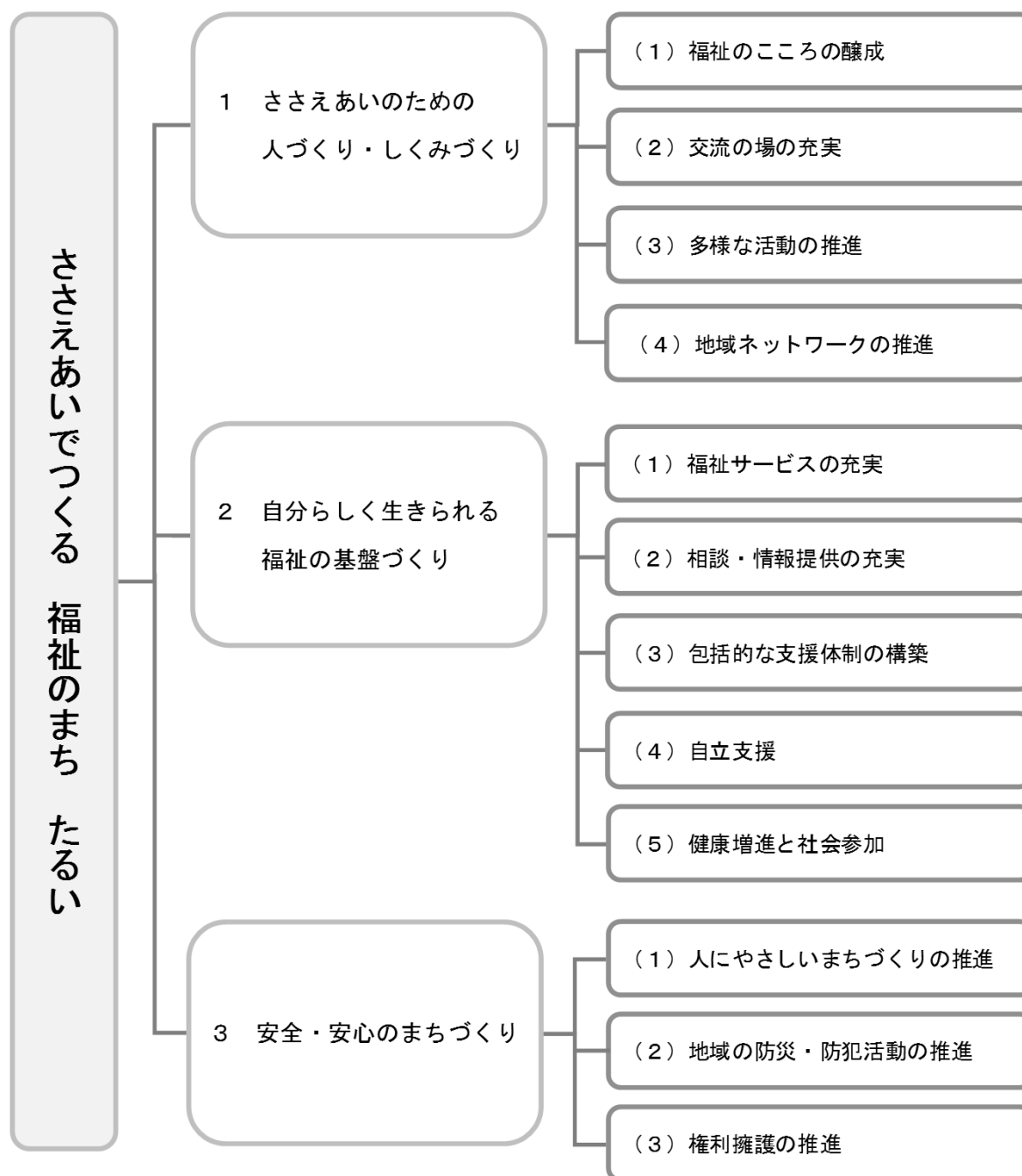
全ての住民が自分らしく生活していくためには、公的な福祉サービスと地域ボランティアの支え合い活動によるサービスのどちらも欠かすことができません。これらサービスの充実を図るとともに、必要な人に必要なサービスが届くよう、相談体制の整備や情報提供の充実を推進していきます。

また、行政だけでなく、民間企業や社会福祉法人等と連携を図り、住民が適正に福祉サービスを利用することができるようにするなどの福祉の基盤整備を推進していきます。

### 基本目標3 安全・安心のまちづくり

だれもが安全に、安心して暮らしていけるまちづくりを推進していきます。そのため人にやさしいまちづくりだけでなく、権利擁護の推進や、支援が必要な人に対する災害時の支援の充実を図ります。

### 第3節 施策の体系



## 第6章 基本的な取組

本章においては、地域福祉を推進するために取り組むべき事業等について、基本目標ごとに示しています。

なお、取組・事業の「方向」については、新規・推進・継続の3つに区分しています。

新規	計画期間中に新規に取り組むもの、あるいは可能性について調査・検討を行うもの
推進	現在、取り組んでいる活動・事業等で、更に充実させながら推進していくもの
継続	現在、取り組んでいる活動・事業等で、計画期間中に同様に取り組んでいくもの

また、取組・事業ごとに示した「役割」は、その取組等を進めるにあたって、中心となって役割を担うと考えられる組織、団体等です。

この計画は、地域住民、ボランティア、地域の組織・団体、サービス事業者、福祉関係者、学校、企業など、地域ぐるみで取り組む計画であることから、様々な組織や団体の役割が期待されています。

## 第1節 ささえあいのための人づくり・しくみづくり

### 1 現状と課題

地域課題の中には、人と人との支え合いやつながり、地域組織の力などで解決できる課題も多くあります。しかし、住民意識調査では、地域課題の解決方法について、住民同士で協力しての解決よりも、行政が解決することを望む声为上回っています。公的な福祉サービスによる支援はもちろん必要ですが、地域住民による、毎日の生活の中での見守りや声かけなどの支え合いも欠かすことはできません。

そのため、地域住民同士ともに支え合う必要性を住民に呼びかけるとともに、地域交流の場を増やすことで、地域の課題を我が事と捉える意識を醸成し、地域福祉の担い手を増やしていくことが重要です。

また、町内には、地区まちづくり協議会など様々な団体が地区ごとにあり、自治活動や相互支援の取組が展開されています。これら様々な主体による多様な取組を推進するとともに、団体間の情報共有や連携体制を構築し、ささえあいのためのしくみを築いていくことが必要です。

### 2 取組・事業

施策の方向	取組
(1) 福祉のこころの醸成	①福祉啓発活動の推進
	②福祉に関する知識の普及
	③町職員の意識啓発
	④学校における福祉教育の充実
(2) 交流の場の充実	①いきいきふれあいサロンの充実
	②地域や世代間等の交流の充実
(3) 多様な活動の推進	①社会福祉法人による地域貢献活動の推進
	②地域福祉の担い手の育成
	③ボランティアセンターの充実
	④高齢者パワーの活用
	⑤ボランティア活動へのきっかけづくり
	⑥子育てサークル等の支援
(4) 地域ネットワークの推進	①地域福祉見守りネットワークの充実
	②民生委員児童委員・福祉推進員等との連携
	③地区ささえあい連絡会等の充実
	④ボランティア団体の連携

(1) 福祉のこころの醸成

取組・事業の内容	方向	役割
<p><b>① 福祉啓発活動の推進</b></p> <p>広報やホームページ、講演会、出前講座などのあらゆる機会を通じて、地域福祉に関する情報等を提供するとともに、支え合いの必要性を呼びかけ、啓発活動を行います。</p>	継続	町 社会福祉協議会
<p><b>② 福祉に関する知識の普及</b></p> <p>健康づくり教室や講演会、出前講座、福祉協力校の福祉学習などにより、福祉に関する知識や手助けの技術を普及し、福祉への理解や支え合いのこころを育みます。</p>	推進	町 社会福祉協議会 NPO法人 住民
<p><b>③ 町職員の意識啓発</b></p> <p>各部署における窓口対応や施策において、支援が必要な人に対して、より配慮や連携がなされるよう、町職員を対象に研修会等を実施し意識啓発に努めます。</p>	継続	町
<p><b>④ 学校における福祉教育の充実</b></p> <p>学校において、総合的な学習の時間等を活用し、高齢者や障がいのある人との交流や福祉の職場体験を通して、中長期的な福祉人材の確保を図ります。教職員においては、福祉のこころの醸成、知識の習得に努め、学校生活における福祉教育の充実を図ります。</p>	推進	町 学校 社会福祉協議会 社会福祉法人

(2) 交流の場の充実

取組・事業の内容	方向	役割
<p><b>① いきいきふれあいサロンの充実</b></p> <p>高齢者の交流や仲間づくりの場として、各地域で実施しているいきいきふれあいサロンについて、今後も地域交流の場として、活動支援や助成を行っていきます。</p>	推進	社会福祉協議会 ボランティア 住民
<p><b>② 地域や世代間等の交流の充実</b></p> <p>学校内や地域まつり祭り、農業体験、英会話教室の開催等を通じて、地域や世代間の交流が行われています。今後も引き続き、交流する機会を提供していきます。</p>	継続	町 学校・幼稚園 保育園・こども園 社会福祉法人 地区まちづくり協議会 住民

## (3) 多様な活動の推進

取組・事業の内容	方向	役割
<b>① 社会福祉法人による地域貢献活動の推進</b> 社会福祉法人がそれぞれの特色を生かして地域貢献活動を行うことができるよう支援していきます。また、社会福祉法人による地域貢献活動と連携して地域福祉活動を推進していきます。	新規	町 社会福祉法人
<b>② 地域福祉の担い手の育成</b> 地域住民がライフステージに合わせた地域活動を行えるよう、環境を整備していくとともに、各世代のニーズに沿った講座や研修会等を行い、地域福祉の担い手やリーダーを育成していきます。	推進	町 社会福祉協議会 NPO法人 ボランティア 住民
<b>③ ボランティアセンターの充実</b> 福祉ボランティアの調整を行うボランティアセンターを中心に、ボランティアと団体のコーディネートや住民への情報提供等を行い、ボランティア活動や地域活動を支援します。	推進	町 社会福祉協議会 NPO法人 ボランティア
<b>④ 高齢者パワーの活用</b> 地域福祉活動に、高齢者の豊かな知識・経験を活用し、あわせて高齢者の介護予防を図るため、地域福祉分野における高齢者の活躍の場の拡大を支援していきます。	推進	町
<b>⑤ ボランティア活動へのきっかけづくり</b> ホームページや町の広報、社協だより、福祉講座や社協が行うイベント等による情報提供・体験を通じてボランティア活動へのきっかけづくりを行います。 また、学校等にボランティア活動への参加を働きかけていきます。	推進	町 学校 社会福祉協議会 NPO法人 ボランティア 住民
<b>⑥ 子育てサークル等への支援</b> 妊産婦や子育て世代の交流の場となる子育てサークルの輪が広がるよう、活動場所や情報提供、活動の紹介、保健師等の人材派遣により活動を支援していきます。	継続	町 社会福祉協議会 ボランティア 住民

(4) 地域ネットワークの推進

取組・事業の内容	方向	役割
<p><b>① 地域福祉見守りネットワークの充実</b>                      子どもや高齢者、障がいのある人等を対象に、地域住民による日常的な見守り活動を行う、地域福祉見守りネットワークの輪を広げ、一層の充実を図ります。また、地区の特色を生かした見守り活動等を進めていきます。</p>	<p>推進</p>	<p>町                      社会福祉協議会                      NPO法人                      地区ささえあい連絡会等                      ボランティア                      住民</p>
<p><b>② 民生委員児童委員・福祉推進員等との連携</b>                      民生委員児童委員や福祉推進員による、地域住民に対する相談・支援活動や、見守り活動を引き続き行っていきます。また、地区ささえあい連絡会等を通じて、情報や課題を共有していきます。</p>	<p>推進</p>	<p>町                      社会福祉協議会                      民生委員児童委員                      福祉推進員                      地区ささえあい連絡会等</p>
<p><b>③ 地区ささえあい連絡会等の充実</b>                      各地区ささえあい連絡会等の地域福祉活動団体で、地域の見守りや要支援者マップの更新、サロンの運営、地区ごとの情報・課題の共有等、地域の支え合い・見守り活動を行います。</p>	<p>推進</p>	<p>町                      社会福祉協議会                      地区ささえあい連絡会等                      住民</p>
<p><b>④ ボランティア団体の連携</b>                      町内で活動を行っているボランティア団体の集会や連絡会を開催し、団体同士での情報提供・共有を促進することで、連携を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>町                      社会福祉協議会                      ボランティア</p>



## 第2節 自分らしく生きられる福祉の基盤づくり

### 1 現状と課題

高齢者や子育て世帯、障がいのある人など、地域には様々な人が生活しています。全ての人自分らしく生活していくためには、必要な人に必要な福祉サービスが届くようき組みが必要です。住民意識調査では、垂井町の現在の福祉について「ふつう」と回答した人が約半数を占めていますが、平成20、24年調査と比較すると、「進んでいる」と回答した人の割合は低下していることから、住民のニーズを把握し、必要なサービスの量・質の確保と適正な利用を図る必要があります。

また、介護、子育て、生活の問題で困った場合の相談先として、「役場の窓口」が最も多いことから、相談窓口の充実を図るなど相談しやすい環境を整えるとともに、町や学校、サービス事業所、医療機関などが連携し、相談を包括的な支援につなげられる体制の整備を進めていくことも重要です。

他にも、毎日の暮らしの中で不安に感じることで、「自分や家族の健康に関すること」が多いため、健康増進にも力を入れていきます。

### 2 取組・事業

施策の方向	取組
(1) 福祉サービスの充実	①サービスの質の確保
	②住民のニーズ把握
	③地域でのささえあい活動による福祉サービスの提供・充実
(2) 相談・情報提供の充実	①相談窓口の充実と利用促進
	②民生委員児童委員等による相談の利用促進
	③情報提供の充実
	④支援が必要な人に関する情報の運用方法の検討
(3) 包括的な支援体制の構築	①福祉・保健・医療関連機関とのネットワーク構築
	②総合福祉施設の整備の検討
	③支援が必要な人の早期発見のためのネットワークの充実
	④生活支援コーディネーターの活用
	⑤分野横断的な支援体制の整備
(4) 自立支援	①就労支援の推進
	②生活困窮者への支援
(5) 健康増進と社会参加	①健康づくり活動への支援
	②地域活動への参加支援

(1) 福祉サービスの充実

取組・事業の内容	方向	役割
<p><b>① サービスの質の確保</b>                      サービスは量だけでなく、質も重要であるため、町として、サービス提供事業所やケアマネージャーの指導監督を行い、質の高いサービスの確保を図ります。</p>	<p>推進</p>	<p>町                      社会福祉協議会                      サービス提供事業所</p>
<p><b>② 住民のニーズ把握</b>                      福祉関連計画策定時には、当事者等を対象として実態調査を実施し、必要なサービスのニーズ把握を行います。                      また、町や社会福祉協議会は、地域福祉活動団体やボランティア団体、障がいのある人等の当事者団体との意見交換会を行うなど、地域の福祉課題やニーズの把握に努め、これらのニーズに対応したサービスの確保・新しいサービスの開発に努めます。</p>	<p>継続</p>	<p>町                      社会福祉協議会</p>
<p><b>③ 地域でのささえあい活動による福祉サービスの提供・充実</b>                      既存の制度以外で何らかの支援を必要としている住民に対し更なるサービス拡充を図ります。                      現在、NPO法人及び町内7地区中6地区の地区ささえあい連絡会等によって、生活支援をはじめとした地域での支え合い活動による福祉サービスが実施されていますので、町内全地区でそれらのサービスが実施されるよう、実施団体を支援していきます。</p>	<p>推進</p>	<p>町                      社会福祉協議会                      NPO法人                      サービス提供事業所                      地区ささえあい連絡会等</p>

## (2) 相談・情報提供の充実

取組・事業の内容	方向	役割
<p><b>① 相談窓口の充実と利用促進</b></p> <p>関係各課の窓口や地域包括支援センター、子育て支援センター、相談支援事業所などをはじめとした既存の相談窓口に加え、子育ての分野では子育て世代包括支援センター、障がいの分野では基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、相談内容が多様化・複雑化していることから、関係機関・団体との連携を強化するとともに、内容によっては、県の機関等、より適切な相談機関に繋げるコーディネート機能を高めていきます。</p>	推進	<p>町</p> <p>地域包括支援センター 子育て世代包括支援センター 子育て支援センター 基幹相談支援センター 社会福祉協議会 社会福祉法人 病院等</p>
<p><b>② 民生委員児童委員等による相談の利用促進</b></p> <p>民生委員児童委員など、地域の身近な支援員への相談について、より利用しやすくなるよう、町広報紙や社協だより等で周知を図ります。また、民生委員児童委員等が参加する地域活動や、相談機会の充実を支援していきます。</p>	継続	<p>町</p> <p>社会福祉協議会 民生委員児童委員</p>
<p><b>③ 情報提供の充実</b></p> <p>町広報紙やホームページ、社協だより等を活用して、福祉サービスの情報をわかりやすく発信していきます。</p> <p>また、災害時にも利用できる回覧板の活用等についても検討していきます。</p>	継続	<p>町</p> <p>社会福祉協議会</p>
<p><b>④ 支援が必要な人に関する情報の運用方法の検討</b></p> <p>情報開示の承諾が得られた場合、関係機関に対して、支援が必要な人に関する必要な情報を提供していきます。引き続き、支援を必要とする全ての人が必要な支援を受けられ、より円滑に手続きを行えるよう、支援が必要な人の把握や、情報の取り扱いについて検討していきます。</p>	継続	<p>町</p> <p>社会福祉協議会</p>

(3) 包括的な支援体制の構築

取組・事業の内容	方向	役割
<p>① <b>福祉・保健・医療関連機関とのネットワーク構築</b> 福祉・保健・医療のネットワーク構築によって三者の連携を図り、支援を必要としている人が安心して地域で生活できるよう、地域包括ケア体制の充実に努めます。</p>	推進	町 地域包括支援センター 社会福祉協議会 サービス提供事業所 医療機関
<p>② <b>総合福祉施設の整備の検討</b> 福祉の拠点づくりとして、福祉施設の集約によるゾーン化等も視野に入れて検討します。</p>	継続	町 社会福祉協議会
<p>③ <b>支援が必要な人の早期発見のためのネットワークの充実</b> 支援が必要な人の早期発見と適切な保護、その家族等に対する支援を図るため、医療・福祉・教育関連機関や警察等によるネットワークの構築を図ります。</p>	推進	町 警察 医療機関 学校・幼稚園 保育園・こども園 社会福祉協議会 民生委員児童委員
<p>④ <b>生活支援コーディネーターの活用</b> 生活支援や介護予防サービスの提供体制の整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、ネットワークづくり、ニーズとサービスのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを活用していきます。コーディネーターとの情報共有や連携を強化し、新しいしくみや支援体制を構築していきます。</p>	新規	町 地域包括支援センター 社会福祉協議会
<p>⑤ <b>分野横断的な支援体制の整備</b> 福祉や保健、医療以外でも関係する分野と連携を図り、生活や就労等世帯全体を支えられる体制を整備します。</p>	推進	町 地域包括支援センター 社会福祉協議会

## (4) 自立支援

取組・事業の内容	方向	役割
<b>① 就労支援の推進</b> 就労困難者に対して、ハローワークや関係機関と連携を図り、就労についての情報提供を行っていきます。	新規	県 町 ハローワーク
<b>② 生活困窮者への支援</b> 県と連携を取りながら、生活困窮者とその世帯に対して、就労や子どもの学習支援に取り組んでいきます。	新規	町 社会福祉協議会

## (5) 健康増進と社会参加

取組・事業の内容	方向	役割
<b>① 健康づくり活動への支援</b> こころもからだも健康でいられるよう、健康づくりや介護予防の教室・講座、出前講座を開催していきます。	新規	町 地域包括支援センター 社会福祉協議会 地区まちづくり協議会
<b>② 地域活動への参加支援</b> 障がいのある人や高齢者などが積極的に地域活動に参加できるよう、参加しやすい環境を整備していきます。	新規	町 社会福祉協議会

## 第3節 安全・安心のまちづくり

### 1 現状と課題

地震や豪雨などの災害が発生した場合、普段からの地域でのつながりや支え合いが重要だといわれています。また、住民意識調査からも、災害時に助け合うためには「ふだんから、隣近所の人と付き合いをする」ことが重要と考える人が最も多くなっています。そのため、いつ起こるかかわからない災害に対して、常日頃から地域で備えていく必要があります。

全ての住民が安全に安心して暮らすためには、生活しやすい環境づくりも必要です。バリアフリーを進めていくと同時に、合理的配慮の提供もしていきます。

### 2 取組・事業

施策の方向	取組
(1) 人にやさしいまちづくりの推進	①ユニバーサルデザインの普及
	②高齢者の交通安全の推進
(2) 地域の防災・防犯活動の推進	①防犯パトロールの推進と関連団体の連携
	②避難行動要支援者の支援体制構築
	③災害ボランティアの養成
	④住民主体による避難所運営の検討
	⑤福祉避難所の整備
(3) 権利擁護の推進	①成年後見制度の周知と利用支援
	②日常生活自立支援事業の周知と利用支援
	③虐待の防止と対応
	④差別解消に向けた取組の推進

## (1) 人にやさしいまちづくりの推進

取組・事業の内容	方向	役割
<b>① ユニバーサルデザインの普及</b> 高齢者や障がいのある人はもちろん、妊婦や子育て家庭など、誰もが安全に安心して出かけられるよう、全ての人にとって利用しやすく設計されているユニバーサルデザインの普及を推進していきます。	継続	町 社会福祉協議会
<b>② 高齢者の交通安全の推進</b> 高齢者が関係する交通事故が多発しており、高齢者の自動車の運転や自転車の利用について、危惧する声が多く聞かれていることから、関係機関・団体と協力して、交通安全についての啓発活動を推進していきます。	継続	町 警察 社会福祉協議会 自治会 老人クラブ

## (2) 地域の防災・防犯活動の推進

取組・事業の内容	方向	役割
<b>① 防犯パトロールの推進と関連団体の連携</b> 子どもの登校時間帯を中心に、PTAや老人クラブ、NPO法人等による防犯パトロールを引き続き実施していきます。また、これらの関係団体が連携を図ることのできる体制を構築し、より重層的な防犯体制づくりを進めます。	継続	自治会 老人クラブ PTA 子ども会育成会 NPO法人
<b>② 避難行動要支援者の支援体制構築</b> 避難行動要支援者の同意を得た上で民生委員児童委員等へ情報提供を行うとともに、避難誘導を行う支援員への協力の呼びかけを行い、地域住民による支援体制の構築を支援します。	推進	町 社会福祉協議会 地区まちづくり協議会 民生委員児童委員 自治会
<b>③ 災害ボランティアの養成</b> 災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施し、災害ボランティアコーディネーター養成等を推進します。	推進	町 社会福祉協議会 地区まちづくり協議会 住民
<b>④ 住民主体による避難所運営の検討</b> 大規模災害における避難所運営が円滑に行えるよう、地域住民と連携を図りながらできる限り住民が主体となった避難所運営ができるよう検討します。	新規	町 社会福祉協議会 地区まちづくり協議会 住民
<b>⑤ 福祉避難所の整備</b> 社会福祉法人と連携し、要介護者や障がいのある人等が利用する福祉避難所の設置運営体制の整備と、町民への情報提供を図ります。	新規	町 社会福祉協議会 社会福祉法人

(3) 権利擁護の推進

取組・事業の内容	方向	役割
<p><b>① 成年後見制度の周知と利用支援</b>                      判断能力が十分でない方を保護し、支援する成年後見制度について、制度の周知を図るとともに利用の促進を図ります。</p>	継続	町 地域包括支援センター 社会福祉協議会
<p><b>② 日常生活自立支援事業の周知と利用支援</b>                      認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、ひとりで生活していくには不安な方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を推進していきます。</p>	継続	町 社会福祉協議会
<p><b>③ 虐待の防止と対応</b>                      子どもや障がいのある人、高齢者等に対する虐待についての知識の普及を図り、早期発見のための協力を呼びかけます。また、対応マニュアルを作成し、早期発見と適切で迅速な対応に努めます。</p>	新規	町 警察 社会福祉協議会
<p><b>④ 差別解消に向けた取組の推進</b>                      障がいを理由とする差別の解消を進めるとともに、「合理的配慮の提供」が義務付けられていることを周知し、障がいのある人もない人も生活しやすいまちづくりを推進していきます。</p>	新規	町 社会福祉協議会



## 第7章 重点的な取組

第2期計画における重点取組を含め、第3期計画では4つの重点的な取組を設定しました。

取組番号	重点的な取組	取組概要	方向性
1 及び 2	地区ささえあい連絡会等の充実  ボランティア活動の活性化	<p>自治会や老人クラブなどの組織や民生委員児童委員、福祉推進員、近隣ボランティア等によって構成される「地区ささえあい連絡会」等の地域福祉活動団体では、それぞれの地区において、共に地区の状況に応じた支え合い・見守り活動が地域とともに共に行われています。これらの活動は、地区が行うまちづくりと連携し、自分たちの地区をどのように住みよくしていくかという、「他人事」を「我が事」へ変える働きかけをする機能があります。そのため、これら地域福祉活動団体を、町と社会福祉協議会が一体となって支援していきます。</p> <p>また、現在、ボランティアセンターでは、ボランティア連絡会を設置し、情報交換や助成金の交付、保険加入等の支援が行われています。今後は、ボランティア連絡会への加入促進、情報発信、参加へのきっかけ作り、ボランティア意識を醸成する広報を実施し、ボランティア活動の活性化に取り組んでいきます。</p>	推進
3	避難行動要支援者の把握と地域の支援体制の充実	<p>避難行動要支援者については、町全域での把握は完了していますので、今後は情報を適切に更新していくとともに、制度の周知を図ります。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者台帳を迅速に活用できる体制を構築していきます。個別支援計画の作成と支援者の確保を行うとともに、避難所での要支援者の視点の取り入れ、また関係機関と地域住民が連携できる体制を整備していきます。</p>	推進
4	包括的支援体制の整備	<p>地域の福祉課題は複雑化していることから、福祉課題に関する相談を包括的に受け止める体制が必要になります。複合化した課題を丸ごと支えられるように、庁内や関係機関との情報共有や協力体制を整備していきます。</p> <p>また、ボランティアだけではなく、地区まちづくり協議会などの地域活動団体とも連携を図り、支援を必要とする人を早期発見し、包括的支援につなげられる体制の整備も図っていきます。</p>	新規

## 第8章 計画の推進

計画を推進する上では、まちづくり基本条例の理念「協働のまちづくり」にあるように、住民、地域団体、ボランティア、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、対等な立場で協力し、行動することが必要です。

### 第1節 主体別の役割

---

#### 1 住民の役割

垂井町まちづくり基本条例には、「住民は、まちづくりの主役として、お互いに尊重し、協力し合うとともに、自らまちづくりに参加するよう努める」とされています。

本計画においても、地域住民は、地域福祉の主体的な担い手として、地域の課題を自分のこととして認識し、地域活動に積極的に取り組む姿勢が求められています。

#### 2 地域の団体及びボランティア団体の役割

地区まちづくり協議会や自治会等の地域団体は、地域福祉活動を行う基盤になります。また、ボランティア団体は公的支援を補完する社会福祉の重要な役割を担っています。両者とも、積極的な活動の展開や活動内容の広報を行うことが求められています。

#### 3 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、行政と協働し本計画の推進を担うとともに、多様な主体による地域福祉活動への支援や、地域福祉活動のリーダーとしての活動が求められています。

#### 4 行政の役割

行政は、様々な主体と協働し、地域福祉活動を促進するための支援を行います。また、福祉分野だけでなく、他の分野とも連携を図り、地域福祉を推進していきます。

### 第2節 計画の進捗管理

---

計画で掲げた方向性や施策については、進捗を客観的に評価し、適切な見直しを行っていく必要があります。

本町ではP（計画）、D（実行）、C（評価）、A（改善）の考え方に基づくPDCAサイクルにより進捗管理と改善を進めていきます。

# 資料 垂井町地域福祉計画策定委員会に関する要綱

平成 29 年 4 月 24 日告示第 62 号

(開催)

第 1 条 地域福祉計画の策定にあたり、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見及び提案を反映させるため、垂井町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(検討又は協議事項)

第 2 条 委員会は、地域福祉計画の策定に必要な事項の検討又は協議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (2) 社会福祉に関する活動を行う者
- (3) 公募による住民
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。



第3期垂井町地域福祉計画	
ささえあいでつくる 福祉のまち たるい	
発行年月	平成31年3月
発行	垂井町
編集	健康福祉課
	岐阜県不破郡垂井町 1532-1
	TEL 0584-22-1151